

平成27年 3 月 森町議会定例会会議録

1 招集日時 平成27年3月23日(月) 午前9時30分

2 招集場所 森町議会議事堂

3 開会・開議 平成27年3月23日(月) 午前9時30分

4 応招議員

1番議員	伊藤和子	2番議員	小澤哲夫
3番議員	吉筋恵治	4番議員	中根幸男
5番議員	鈴木托治	6番議員	西田彰
7番議員	太田康雄	8番議員	亀澤進
9番議員	山本俊康	10番議員	榊原淑友
11番議員	片岡健	12番議員	小沢一男

5 不応招議員 なし

6 出席議員 応招議員に同じ

7 欠席議員 なし

8 地方自治法第121条の規定に基づき議場に出席した者の職氏名

町長	村松藤雄	副町長	鈴木寿一
教育長	比奈地敏彦	建設参事	鈴木雅則
総務課長	杉山真人	防災監	村松利郎
企画財政課長	長野了	税務課長	村松也寸志

住民生活課長	村 松 弘	保健福祉課長	村 松 富 夫
産 業 課 長	三 浦 強	建 設 課 長	鈴 木 可 浩
上下水道課長	山 田 裕 一	学校教育課長	大 場 満 明
社会教育課長	鈴木富士男	病院事務局長	西 谷 勉 次
会計管理者	高 木 利 夫		

9 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 三 浦 健 議会書記 鈴 木 芳 明

10 会議に付した事件

- 議案第 3号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 議案第 4号 森町表彰条例の一部を改正する条例について
- 議案第 5号 森町行政手続条例の一部を改正する条例について
- 議案第 6号 森町消防団条例の一部を改正する条例について
- 議案第 7号 森町企業立地推進基金条例について
- 議案第 8号 森町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第 9号 森町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第10号 森町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第11号 森町介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第12号 森町介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のため

- の効果的な支援の方法に係る基準に関する条例について
- 議案第13号 森町介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例について
- 議案第14号 森町保育の必要性の認定に関する条例について
- 議案第15号 森町職員定数条例の一部を改正する条例について
- 議案第16号 森町訪問看護ステーションの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第22号 公の施設の指定管理者の指定について（森町吉川キャンプ場）
- 議案第23号 公の施設の指定管理者の指定について（森町天方宿泊施設）
- 議案第24号 公の施設の指定管理者の指定について（森町三倉デイサービスセンター）
- 議案第25号 公の施設の指定管理者の指定について（森町森デイサービスセンター）
- 議案第26号 公の施設の指定管理者の指定について（森町園田デイサービスセンター）
- 議案第27号 森町道路線の廃止について
- 議案第28号 森町道路線の認定について
- 議案第29号 平成27年度森町一般会計予算
- 議案第30号 平成27年度森町国民健康保険特別会計予算
- 議案第31号 平成27年度森町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第32号 平成27年度森町介護保険特別会計予算
- 議案第33号 平成27年度森町公共下水道事業特別会計予算
- 議案第34号 平成27年度森町大久保簡易水道事業特別会計予算
- 議案第35号 平成27年度森町三倉簡易水道事業特別会計予算
- 議案第36号 平成27年度森町大河内簡易水道事業特別会計予算
- 議案第37号 平成27年度森町水道事業会計予算
- 議案第38号 平成27年度森町病院事業会計予算
- 一般質問
- 議員派遣について

< 議事の経過 >

- 議長 (榊原淑友 君) 出席議員が定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。
- 日程第1から、日程第31までの議案31件を一括議題とします。
- 本件は、いずれも3月6日の本会議において、所管の常任委員会に付託してありますので、これから委員会審査の経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。
- 第一常任委員会委員長、西田彰君。
- 6番議員 (西田 彰 君) 平成27年3月議会定例会、第一常任委員会、委員長報告をいたします。
- 去る、3月6日の本会議において、第一常任委員会に付託されました議案は、議案第3号「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について」、第4号「森町表彰条例の一部を改正する条例について」、第5号「森町行政手続条例の一部を改正する条例について」、第6号「森町消防団条例の一部を改正する条例について」、第7号「森町企業立地推進基金条例について」、第8号「森町介護保険条例の一部を改正する条例について」、第9号「森町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について」、第10号「森町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について」、第11号「森町介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の一部を改正する条例について」、第12号「森町介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例について」、第13号「森町介護保険法に基づき地

域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例について」、第14号「森町保育の必要性の認定に関する条例について」、第15号「森町職員定数条例の一部を改正する条例について」、第16号「森町訪問看護ステーションの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」、第24号「公の施設の指定管理者の指定について（森町三倉デイサービスセンター）」、第25号「公の施設の指定管理者の指定について（森町森デイサービスセンター）」、第26号「公の施設の指定管理者の指定について（森町園田デイサービスセンター）」、第29号「平成27年度森町一般会計予算に係る所管事項について」、第32号「平成27年度森町介護保険特別会計予算」、第38号「平成27年度森町病院事業会計予算」、以上議案20件であります。

付託された議案審査のため、去る、3月10日、11日、12日の3日間委員会を招集し、審査を行いました。その審査の経過及び結果を報告いたします。

3月10日、午前9時30分、委員会室において全委員出席のもと委員会を開催いたしました。

審査に先立ち、議長、副町長にご挨拶を頂いたのち、付託案件から、総合体育館ほか9箇所の現地視察を行いました。

現地において担当課職員より説明を受けたのち委員会室に戻り、午後1時委員会を再開し、審査の方法を確認後、直ちに森町病院所管の審査に入りました。

議案第15号「森町職員定数条例の一部を改正する条例について」、担当課職員に補足説明を受けたのち審査に入りました。

定数改正で求められる人員の確保、特に看護師5名予定は可能か、との問いに、27年度4月1日より新規で東海アクシスから3名の採用が決定しており、最近は他の医療機関で働く看護師からの「森町病院で働きたい」という声も聞くので、可能ではないかと考える、との答弁でした。

今の定数というのは森町病院の規模からして適正なのか、との問

いに、専門職と言われる医師、看護師、薬剤師の確保には苦勞をしている。職場環境改善を考えると本当は余裕を持った定数としたいが、人件費等かかる経費を考えると、必要最小限の職員数の確保をしたく、今回改正をお願いしている、との答弁でした。

医師・薬剤師の確保は、との問いに、自治医大、浜松医大との関連でいうと、自治医大の県人会組織がしっかりとした形で残っていないので、いい形になるよう森町病院が影響を与えたいと思うし、浜松医大内科医局との関係も数年にわたって途切れていたが、努力の結果、毎週1回外来医師を派遣していただけるなど、いい方向になってきたと考える、との答弁でした。

他に質疑はなく、次に、議案第16号「森町訪問看護ステーションの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」、担当課職員より補足説明を受けたのち審査に入りました。

さしたる質疑もなく、次に、議案第38号「平成27年度森町病院事業会計予算」を議題とし、担当課職員より補足説明を受けたのち質疑に入りました。

患者バスの運行、形態はこのままでいくのか、との問いに、このままでいいとは考えていないが、県の補助で動かしているということ、自主運行バスや民間バスとの関係を見ると、病院だけで考えるというより、町全体で考え、様々な方向性の中から、より良いものにしてほしいと考える、との答弁でした。

車両購入1,777千円の内訳は、との問いに、訪問看護ステーションで使用する車両の更新であり、9台のうち1台更新、1台増車、軽自動車2台を予定。リースも考えたが、長く乗るとなると購入が良いと考えている、訪問看護の実績も上がっていることから要望に応えるために必要と考えている、との答弁でした。

病院会計が収支不均衡予算とならざるえない理由は、との問いに、今の131床という規模ではどうしても医業収入が医業費用を上回することは難しい。必要な設備、その更新や、人員の確保もギリギリでやっている中で、何とか地域医療を守っている。200床にすればいい

いのかというのと200床までの患者数はいないと考えている、との答弁でした。

以上で森町病院に係る審査を終了し、次に出納室所管の審査に入りました。

議案29号「平成27年度森町一般会計予算に係る出納室所管事項について」、担当課職員の補足説明を受け審査に入りました。

さしたる質疑もなく、以上で出納室に係る審査を終了し、次に議会事務局所管の審査に入りました。

議案第29号「平成27年度森町一般会計予算に係る議会事務局所管事項について」、担当課職員より補足説明を受け審査に入りました。

さしたる質疑もなく、以上で議会事務局に係る審査を終了し、1日目は散会いたしました。

3月11日、午前9時30分、議員控室において全委員出席のもと委員会を再開いたしました。審査に先立ち、町長及び教育長からご挨拶を頂いたのち、学校教育課所管の審査に入りました。

議案第29号「平成27年度森町一般会計予算に係る学校教育課所管事項について」、担当課職員より補足説明を受けたのち審査に入りました。

平和首長会議メンバーシップ負担金とは、の問いに、広島市長が広く参加を呼び掛けているものであり、昨年からの児童、生徒の広島平和記念式典への派遣事業が始まり、入会することになった。入会金はないが、27年から負担金制度をとるということで、年一回首長が集まる会議が開催される。会議の参加は自由ということであるが、出席するかは未定である、との答弁でした。

関連して児童、生徒の広島派遣では報告会を開催するとのことだったが、どのようにされたのか、の問いに、小学校では二学期の始業式の場でみんなの前で発表をしたり、写真や感想を学校内に張り出した。中学校は森中の生徒が参加をしたので、二学期に行われた文化祭の場で、生徒父兄の前で発表を行い、校内にも写真、感想文等をパネルで掲示した。来年度は旭が丘中学校区からで、旭中生

徒2名、飯田小児童2名の4名と、引率者2名を予定している、との答弁でした。

学校周辺の環境整備をシルバー人材センターと、森林組合に委託ということだが、PTAのボランティア活動だけでは足りないということか、との問いに、PTAの皆さんがやれない部分を行政がみていくということで、やれるところは地域の皆さんには引き続き力を貸していただきたいと思う、との答弁でした。

今年は北海道の子供たちが森町に来るということだが、この交流事業、中身の検証はされているのか、との問いに、近年行っている、合同合宿とホームステイ、そして体験実習は好評で、双方とも、子供たちの目も輝いていると感じている。同じようなメニューにはなるが、参加者が毎年変わるので良いと思う、との答弁でした。

小学校のトイレを洋式化する予算があるが詳細は、との問いに、全校を見ると洋式化率は約30パーセントで、時代の変化で洋式化の要望があるため、5年ほどをかけて40パーセントに上げていきたい、との答弁でした。

預かり保育の希望者は何名か、の問いに、森と園田で、希望者は年間預かりでは21人、一時預かりは65人で、合わせて86人の予算となっている、との答弁でした。

以上で学校教育課に係る審査を終了し、次に社会教育課所管の審査に入りました。

議案第29号、「平成27年度森町一般会計予算に係る社会教育課所管事項について」、担当課職員より補足説明を受けたのち審査に入りました。

天方小で始まる放課後子ども教室は、長期休暇では実施しないが、これを取り入れた理由はなぜか、との問いに、放課後児童クラブと違い、保護者が勤めていること等の条件がないため、より多くの児童に来ていただけるということで決めている、さらに、同じ学区である三倉小との整合を図っている、との答弁でした。

旧江間家の修繕に係る詳細を、との問いに、文化財指定を行った。

明治25年の建築で長くそのままになっているので、1,294千円をかけて修繕をしていく。内容は汚れを取る、内部の鉄板のさびや床の修繕、羽目のずれなどを直し、1階は資料の展示も行えるような形にしたい。2階は収蔵庫として利用したい、土蔵の中は保存状態がいいので貴重な資料は2階に施錠をして管理したい。一般の方は見れない。公開の時期は遅くても秋ごろに60周年と併せて行えればと考える、との答弁でした。

文化会館の文化振興会補助金と60周年記念事業の詳細を、との問いに、ミキホール文化振興会補助7,000千円は例年と同額である、60周年記念補助金4,000千円は、現在なんでも鑑定団、中部航空音楽隊吹奏楽団、天童よしみ、フォレストの4事業を予定している、との答弁でした。

体育館で使用する諸備品の購入、52,280千円の詳細は、との問いに、大枠でアリーナで使用するバスケのゴール、バレーコートの支柱、卓球台、柔道畳等で、20,097千円、トレーニング室に置く器具として、トレッドミル、バイク、血圧計、体重計、筋トレの器具一式、11,497千円、事務機器一式で15,922千円、事務所におく電化製品代、1,070千円、その他、国旗など2,882千円を予定。なお、卓球台、保健福祉課にあるトレーニング器具で使えるものは使う予定でいる、との答弁でした。

以上で社会教育課に係る審査を終了し、次に企画財政課所管の審査に入りました。

議案第7号「森町企業立地推進基金条例について」、担当課職員の補足説明の後、質疑に入りました。

さしたる質疑もなく、次に、議案第29号「平成27年度森町一般会計予算に係る企画財政課所管事項について」、担当課職員の補足説明を受けたのち質疑に入りました。

総合計画基礎調査支援委託料、4,007千円の詳細は、との問いに、基礎資料及び各種事業計画の収集と分析などの基礎調査、また、町民へのアンケート調査や町民意向の把握などを実施予定である、と

の答弁でした。

最終策定は28年ということによいか、との問いに、27年度は基礎調査、28年度計画策定になる予定、との答弁でした。

第9次総合計画に新たな事業計画は考えているか、との問いに、まずは8次の検証をする中で、引き継ぐものもあるし、新たな視点として、人口減少化問題や、内陸フロンティアを活かしたまちづくりなど、地方創生をキーワードとした視点が新たに考えられるのではないかと、との答弁でした。

3箇所の内陸フロンティア基本計画の進捗状況が遅いのではないかと、との問いに、開発可能性調査事業は、企業局の補助金交付決定が10月であり、業務委託が遅れたこと、他の区域については、町民の熟度が上がって、事業計画を策定することになれば、補正対応も考え計画を進めていきたい、との答弁でした。

(午後2時46分、東北大震災による犠牲者の皆さんに委員会出席者全員による黙とうにて、哀悼の念を捧げました。)

自主運行バスを含めた公共交通体系の将来はどのように考えるか、との問いに、非常に難しい問題である。様々な視点から検討が必要であるし、失敗例はたくさんあるが、成功例は少ないと聞くため、行政だけでなく町民との協働も必要と考える、との答弁でした。

財産区からの繰入金の詳細は、との問いに、一宮財産区が4,911千円で内訳は事務費で1,000千円、公共整備事業で3,000千円、事業は、神沢林道舗装、片瀬橋北側堤防道路にガードレール設置、米倉地内町道舗装の3箇所と、谷崎コミュニティ事業支援911千円。飯田財産区が8,000千円で事務費1,000千円、公共工事が3箇所、町道西組上川原線の舗装延長3,000千円、大久保峯山線の改築工事3,000千円、町道東組2号線の改築、水路に転落防止柵をつける、これに1,000千円、との答弁でした。

以上で企画財政課に係る審査を終了し、2日目は散会いたしました。

3月12日、午前9時30分、委員会室において、全委員出席のもと、

委員会を再開し、総務課所管の審査に入りました。

議案第3号「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について」、担当課職員の補足説明を受けたのち審査に入りました。

給料が下がることから、元の給料を保証するものとなっていると解釈してよいか、の問いに、そのとおりである。激減緩和措置として、3年間保証するものである、との答弁でした。

55歳で1.5パーセント減額対象はどの位置に当たる職員なのか、超えなければ対象ではないのか、との問いに、55歳を超えた6級の課長職がその対象となる。55歳を超えない課長及び年齢に関係なく課長補佐は減額されない、との答弁でした。

給料が下がることで職員のモチベーションが下がっては困るが、下がっても頑張れる仕組みはあるのか、との問いに、改正案の中に新たに4級の役職を設けた。頑張れば主任主査などに昇格・昇給でき、これによってモチベーションを上げていきたい、との答弁でした。

他に質疑はなく、次に、議案第4号「森町表彰条例の一部を改正する条例について」、担当課職員の補足説明を受けたのち質疑に入りました。

表彰の基準にはどのようなものがあるのか、との問いに、自治の進展に貢献した者、産業の開発又は経済の振興に貢献した者、教育、学術、スポーツ、その他文化振興に寄与したものなどが挙げられる、との答弁でした。

他に質疑はなく、次に議案第5号「森町行政手続条例の一部を改正する条例について」、担当課職員の補足説明を受けたのち質疑に入りました。

さしたる質疑もなく、次に、議案第6号「森町消防団条例の一部を改正する条例について」、担当課職員の補足説明を受けたのち質疑に入りました。

これで袋井消防団との報酬、その他保障の均衡は取れたのか、と

の問いに、袋井市が27年度から増額改定をするため、分団長以上は同一になる。過去の経緯を申し上げると、24年度までは分団長以上は袋井市より高く、団員から副分団長までは袋井市より下回っており、今回改定でも同一にならない。副分団長以下は調整をしており、平均引き上げ幅は6,207円、近年団員の確保が大変であり、少しでも活動環境を改善して地域に貢献していただくため、改正をお願いする、との答弁でした。

他に質疑はなく、次に議案第29号「平成27年度森町一般会計予算に係る総務課所管事項について」、担当課職員の補足説明を受けたのち質疑に入りました。

人事評価支援委託料1,070千円、評価基準等どのように進めるのか、との問いに、まずは、評価基準を作成することから始めるので、その中で支援をしていただくことと、評価者の研修も必要なので、併せての委託を考えている、との答弁でした。

人を評価するのは難しいと思うがその辺りはどのように考えるか、との問いに、何よりも評価される者が公正な評価として納得するものになるかであり、まずは、評価の透明性を示すこと、そして、評価者が客観的に評価できるかということも大切と考えて、この委託料を計上している、との答弁でした。

27年度秋ごろには基準やチェックシートを構築するということが、28年度に入りすぐ対応するというのは無理があるのではないかと、の問いに、これは法律で定められており実施しなければならない、との答弁でした。

情報管理費にある通信運搬費9,026千円の詳細は、との問いに、主に学校との情報通信や役場内、国との専用回線費用である。クラウドサービスに係る費用は4,720千円、との答弁でした。

交通安全施設整備費、修繕費、工事費合わせ1,619千円となっているが詳細は、との問いに、全額無指定で、各町内会の要望を検討しながら決めていく、修繕費はカーブミラー8基、ガードレール20メートル、工事費は6基新設の予算である、との答弁でした。

水防費にある諸備品購入費909千円の内訳は、との問いに、昨年も購入しているが、救命胴着を全団員にということで290着購入の予算となっている、との答弁でした。

車両購入でクレーン付2トントラックということだが、クレーン操作には小型クレーン免許が必要となる。ただ、操作は動かすだけなら簡単なので非常に事故が多い。本当に必要か、との問いに、導入に当たり、その当たりを確認すると確かに事故等の心配があるということだが、防災機器や非常用備品は重たいということで訓練、非常時に必要であるということで予算化した。とりあえず今年度は3名に資格を取ってもらい、限られたものだけが扱えるよう管理、使用はしっかりしたい、との答弁でした。

防災諸備品購入費28,076千円の詳細は、との問いに、今年も更新時期の来た、自主防の可搬ポンプ、発電機、自主防倉庫と救護所用のエアータント1基2,138千円。さらに、町内15箇所に設置された非常用給水タンクのうち、2基が修理できないほどに痛んできたため、取り換えをしたい、1基2,862千円かける2で5,724千円となっている、との答弁でした。

家具等固定推進事業の実施率、実施状況は、との問いに、26年度2月末までで一般世帯45、高齢者世帯29の、74世帯であり、今までの累計は一般世帯305、高齢者世帯530の、835世帯で、実施率は全世帯の13パーセント、との答弁でした。

以上で総務課に係る審査を終了し、次に保健福祉課所管の審査に入りました。

議案第8号「森町介護保険条例の一部を改正する条例について」、担当課職員の補足説明を受けたのち、審査に入りました。

6段階から9段階に設定した根拠と、世帯全員非課税かつ本人、年金収入800千円超1,200千円未満にかかる引上げ幅が大きいかなぜか、との問いに、介護保険法施行令により標準では9段階に分けられていることから、町でもこれを取り入れた、もともと細分化されていなかったもので、一気に10又は11段階では混乱を与えかねないと

判断し、9段階とした。第2段階における世帯の保険料率も介護保険施行令に基づいている、との答弁でした。

第2段階に当たる世帯、人数はどれくらいか、との問いに、被保険者373人、割合は約15パーセントと考える、との答弁でした。

他に質疑はなく、次に、議案第9号「森町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について」、担当課職員の補足説明を受けたのち質疑に入りました。

利用者が増えるということで今回の改正は人員や設備、運営の基準を緩和させるものと解釈をされているのか、これによって利用者のサービスの低下を招かないか、との問いに、そのような解釈でいいと思う。サービスの低下を招くことにはならないかということだが、その点では、まず事業者が自己点検をしてその自己評価を、利用者の家族、地域の代表、医療関係者、行政職員、包括センター職員で構成した、介護、医療推進会議と呼んでいるが、第三者評価者として、適否を評価し、外部に公表する仕組みも作られるので、低下は招かないと考える、との答弁でした。

他に質疑はなく、次に議案第10号「森町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について」、担当課職員の補足説明を受けたのち質疑に入りました。

森デイサービスなども緩和された基準で運営されるのか、との問いに、森デイサービスは県の所管になるが、改正があると聞いてはいない。この条例でいう事業所は比較的小さい事業所、森町でいうと愛光園サテライト、虹の森、たんよりが対象で、市町村の所管となる、との答弁でした。

他に質疑はなく、次に、議案第11号「森町介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の一部を改正する条例について」、担当課職員の補足説明を受け

たのち質疑に入りました。

さしたる質疑もなく、次に、議案第12号「森町介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例について」、担当課職員の補足説明を受けたのち質疑に入りました。

条例では、従うべき基準と参酌すべき基準は何があるか、森町独自で変更できることがあるか、との問いに、従うべき基準は人員の基準、サービス提供の拒否の禁止、秘密保持、事故発生時の対応などは従うべき基準となる、それ以外は基本的には参酌すべき基準、地域の実情に合わせて異なる内容を定めることができるというものであるが、森町として独自に付加しているものはない、との答弁でした。

他に質疑はなく、次に、議案第13号「森町介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が順守すべき基準に関する条例について」、担当課職員の補足説明を受けたのち質疑に入りました。

高齢者に対する取組としては、これからは、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体となった地域包括支援センターの方向になると思うが、今の人数で足りるのか、との問いに、保健福祉センターには包括があり、病院には訪問看護ステーションがあり、医療も入らないと高齢者に対する対応もうまくいかない。ケアマネも委託でやっている部分もあるが、今後も行政が包括を実施するには、定員管理の問題もあり、状況を見ながら考えたい、との答弁でした。

他に質疑はなく、次に議案第14号「森町保育の必要性の認定に関する条例について」、担当課職員の補足説明を受けたのち質疑に入りました。

就労しようと職探しをしている人は入所条件としてハローワークのカードが必要ということだが、個々で探していてカードがない希望者は認められないのか、また、3月から勤務したいが小規模保育所が9月からということで、困ったという声があるがどうか、非常

に対応が遅いと思うが、との問いに、条件として働く意思を確認するので、証明を求めている。現実に4月から入所できない世帯があるので、8月までは既存の施設に預けていただき、9月から入所してもらおう、との答弁でした。

他に質疑はなく、次に議案第24号「公の施設の指定管理者の指定について（三倉デイサービスセンター）から、議案第26号「公の施設の指定管理者の指定について（森町園田デイサービスセンター）」まで、議案3件を一括議題として、担当課職員の補足説明を受けたのち質疑に入りました。

さしたる質疑もなく、次に議案第29号「平成27年度森町一般会計予算に係る保健福祉課所管事項について」、担当課職員の補足説明を受けたのち質疑に入りました。

ご当地体操策定委員会委員5名、2回の会合で十分な内容になるか、の問いに、介護予防のための体操という目的だが、2回ほどの開催予定で、はじめは方向性を決めてもらい、体操の形ができたところで、これでいいかを決めていただくような会議としたい。形をつくる委託先は介護予防事業を委託している浜松の会社をお願いする予定。DVD、CDは、それぞれ200枚、価格は1枚900円ぐらいの予定、との答弁でした。

敬老会が徐々に町内会単位となりつつあるが、町の意向はどんなものか、との問いに、町としてはできる限り大きな単位で開催してほしい、との答弁でした。

児童措置費、保育園児一人当たり幾らの措置費となっているか、また、放課後児童クラブシステム委託料とは、との問いに、保育園児一人の単価は年齢によって違いがあり、0歳では160千円ほど、4・5歳では40千円ほど、平均で、70千円～80千円ほどになる。児童クラブシステム委託料は、児童クラブシステムのサポート期間が切れるため、新たなシステムを構築させるための委託料である、との答弁でした。

地域少子化対策強化交付金事業、子育て支援モバイルサービス利

用料の詳細を、との問いに、地域少子化対策強化交付金事業は具体的には、子育てママ家庭訪問事業の賃金が主なものであり、若年や望まない妊娠、妊婦自身の体調不良、相談相手がいないことなど支援が必要な家庭を訪問し、安全安心な出産、産後の精神的な支えをしていくといった事業となる。補助事業で規模は今年度より少し縮小するが続けていく。モバイルサービス事業はスマホ等を使っての予防接種や検診等の予定をお知らせしていく事業である、との答弁でした。

他に質疑はなく、次に議案第32号「平成27年度森町介護保険特別会計予算について」、担当課職員の補足説明を受けたのち質疑に入りました。

介護給付費が歳出の89パーセントを占めるが、居宅サービスが増額になり、施設サービスが減額になっている背景にはどのようなことがあるのか、との問いに、訪問介護と通所介護が増えてきていることと、同じ居宅介護だが、いわゆる小規模特養として、広域型から地域密着型に指定替えされ、振り分けられた、愛光園80床のうち20床分が居宅介護と位置付けられたことから、増額となっている。居宅介護サービス計画委託料も利用者増を反映していると考え、との答弁でした。

配食サービス事業の詳細は、との問いに、介護保険法の枠でやるため、単純に一人暮らしの方ではなく、要支援1・2の方で栄養改善が必要とケアプランで判断された方が対象となる。1食、個人負担は想定で300円ほど、配食に伴い見守りもするという取組である。経費は600円、食材費300円を自己負担していただくことになる、との答弁でした。

介護給付費を見ると居宅介護給付費が増え、施設介護給付費が減ってきている、施設から居宅へと棲み分けを変えることで家族・利用者の負担が、今以上にかかると思うが、との問いに、ケアマネがケアプランの原案を作成するには家族の意向も聞き、サービス担当者会議を開き、サービスの適正化を検討して、入所が必要であ

れば町内、近隣の施設につなぎ、重篤化、負担の軽減を図っていることから、安心できるのではないかと考える、との答弁でした。

以上で保健福祉課所管の審査を終了しました。

以上で付託された全議案の審査を終了し、各議案の討論を省略し、それぞれ1件ずつ採決を行いました。付託された議案はいずれも委員全員の賛成で、原案のとおり可決されました。

以上が平成27年3月議会定例会の第一常任委員会の審査の経過と結果であります。

議員各位の賢明なるご判断をお願い申し上げ、第一常任委員会委員長報告を終わります。

議 長
7 番議員

(榊原淑友 君) 第二常任委員会委員長、太田康雄君。

(太田康雄 君) 平成27年3月森町議会定例会、第二常任委員会、委員長報告をいたします。

去る3月6日の本会議において、第二常任委員会に付託されました案件は、議案第22号「公の施設の指定管理者の指定について（森町吉川キャンプ場）」、議案第23号「公の施設の指定管理者の指定について（森町天方宿泊施設）」、議案第27号「森町道路線の廃止について」、議案第28号「森町道路線の認定について」、議案第29号「平成27年度森町一般会計予算に係る所管事項について」、議案第30号「平成27年度森町国民健康保険特別会計予算」、議案第31号「平成27年度森町後期高齢者医療特別会計予算」、議案第33号「平成27年度森町公共下水道事業特別会計予算」、議案第34号「平成27年度森町大久保簡易水道事業特別会計予算」、議案第35号「平成27年度森町三倉簡易水道事業特別会計予算」、議案第36号「平成27年度森町大河内簡易水道事業特別会計予算」、議案第37号「平成27年度森町水道事業会計予算」、以上議案12件であります。

付託された議案審査のため、去る3月10日、11日、12日の3日間委員会を招集し、審査を行いました。

その審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

3月10日午前9時30分、議員控室に全委員出席、当局より町長出

席のもと、委員会を開会しました。

はじめに副議長より、次に町長よりご挨拶を頂いた後、審査に先立ち、周智高校線改築工事ほか12箇所の現地調査を行いました。

それぞれの現地において、担当課職員より説明を受けた後、役場議員控室に戻り委員会を再開、審査の方法を確認後、直ちに住民生活課所管の審査に入りました。

議案第29号「平成27年度森町一般会計予算に係る住民生活課所管事項について」を議題とし、担当課職員の補足説明を受け、質疑に入りました。

無料法律相談弁護士謝礼が本年度より30千円増えているがとの問いに、本年度までは森町が直接弁護士会に依頼していたものが年3回と、法テラスによる巡回無料法律相談が年1回あったが、法テラスの実施要領に沿わないため開催できなくなった。無料法律相談は希望者が多いので、回数を減らさないように町が行うものを1回増やすとの答弁でした。

生ごみ収集箇所は増やすことを考えているかとの問いに、収集箇所は主にそこに住んでいる人や住宅数によって決められてきており、現在300箇所ほどある。要望に応じて箇所を増やしてはいるが、増やすことにも限界があるとの答弁でした。

可燃ごみ収集運搬業務は新年度から新たな業者に替わるが従来通り確実に業務をしてもらえるかとの問いに、基本的には現在と同じ内容で収集することを仕様で定めて入札を行っているので、今まで通りの収集業務になると思う。また、これまで週一回だった町内会も週二回の収集となる。委託先は松尾美装であるとの答弁でした。

ごみ処理施設周辺公園整備事業負担金、環境施設整備負担金は袋井市森町広域行政組合に対して負担するのではなく、袋井市に納めているのかとの問いに、新しいごみ処理施設を建設したときに周辺対策事業として行ったもので、本来は組合で整備すべきものだが、組合では国から応援してもらえないため、袋井市の事業として国の交付金を得て実施した。組合で実施した場合の森町の負担

分を、袋井市に納めているとの答弁でした。

次に議案第30号「平成27年度森町国民健康保険特別会計予算」を議題とし、担当課職員の補足説明を受け、質疑に入りました。

葬祭費の内容はとの問いに、国保の被保険者が亡くなり葬儀を行った人に1件当たり50千円を支給する。年間30件分を予算計上しているとの答弁でした。

年間30件の見込みでは少ないのではとの問いに、国保の被保険者なので74歳までの人が対象となり、支給実績は24年度が26件、25年度が25件、26年度は2月末までで21件であるとの答弁でした。

特定健康診査の対象者はとの問いに、国保の被保険者のうち40歳から74歳までの人で、施設に入所していたり病院に入院している人は対象外である。対象者は3,975人だが、2千人の受診を見込んで予算を立てているとの答弁でした。

保険給付等支払準備基金の27年度末の残高はとの問いに、104,000千円程度の見込みであるとの答弁でした。

27年度は前年度より266,000千円増、13.1パーセントの伸び率だが、これは全てのレセプトが共同事業の対象になったためであり、28年度以降はこのような理由による予算の増減はないと考えていいかとの問いに、そのように考えているとの答弁でした。

次に議案第31号「平成27年度森町後期高齢者医療特別会計予算」を議題とし、担当課職員の補足説明を受け、質疑に入りました。

被保険者数は何人か、特別徴収と普通徴収の割合はとの問いに、被保険者は27年1月1日現在で3,344人である。25年3月の3,390人をピークに若干減少し、3,350人程度で推移している。特別徴収と普通徴収は80パーセントと20パーセントの割合で予算を計上しているとの答弁でした。

以上で、住民生活課所管の審査を終了し、1日目は散会いたしました。

3月11日9時30分より、委員会室において委員全員出席、当局より副町長出席のもと委員会を再開し、副町長にご挨拶を頂いた後、

上下水道課所管の審査に入りました。

議案第29号「平成27年度森町一般会計予算に係る上下水道課所管について」を議題とし、担当課職員の補足説明を受け、質疑に入りました。

上水道事業会計への繰出金32,517千円の繰出基準はどの問いに、企業債の利子相当額17,285千円、県水受水費の補填13,911千円、新会計制度のシステムリース料1,321千円の合計であるとの答弁でした。

公共下水道事業特別会計への繰出金163,705千円の繰出基準はどの問いに、起債の元利償還金相当額として122,832千円、下水道管理費の一部として維持管理費から使用料を差し引いた額の70パーセントだが、27年度は使用料で維持管理費を賄える見通しなので0、交付税対象外の町単独事業費分の一部として40,873千円であるとの答弁でした。

公共下水道事業に係る起債の償還に対する交付税措置はどの問いに、26年度の実績値で37パーセントであるとの答弁でした。

次に議案第33号「平成27年度森町公共下水道事業特別会計予算」を議題とし、担当課職員の補足説明を受け、質疑に入りました。

下水道台帳作成業務の内容はどの問いに、台帳は上下水道課のパソコン内にデータとして保存されていて、管渠、公共ますなどの公共下水道施設の位置、延長、深さなどのデータが全て入れ込んである。26年度に整備したデータを27年度に台帳に入れ込んでいく業務である。毎年管渠の清掃、点検を行っているが、そのデータも入れているとの答弁でした。

27年度に整備する計画戸数は定めてあるのかとの問いに、委託中の実施設計業務委託により計画戸数の把握はできるが、公共下水道事業の場合、管渠延長や整備面積で計画しているとの答弁でした。

地元町内会への説明会はどの問いに、25年度に第3期事業計画が作られたので、26年度に対象区域の各町内会単位で説明会を実施した。具体的な管渠の位置はまだ決まっていないので、各年度ごとの

工事の予定や個人にかかる費用の説明、加入のお願いをしたとの答弁でした。

森町の受益者負担金200千円は近隣市に比べ高いという声があるが金額の根拠はとの問いに、平成19年度に条例により制定している。賦課するのに受益面積によるか定額にするかの選択があるが、県下では市部では面積賦課、町部では単一定価が主である。森町は200千円の単一定価だが、県下の町と比較して、森町が突出して高い訳ではない。市部では1970年代から下水道事業に取り組んでおり、面積賦課が主流であった。町部では遅れて近年取り組みだしたが、人口密度が高い中で整備する市部に比べ、町部は1軒の敷地が広く人口密度が低い中で整備していくので、単一定価が加入者に対して平等な賦課と考えられる。また、敷地が広くても狭くても1つの世帯から排出される汚水の量は変わらないということなどから単一定価を採用していると思われるとの答弁でした。

公共下水への接続率はとの問いに、接続率は下水道を利用できる区域の人口のうち、接続している人口が何パーセントかという人口普及率で表す。26年度4月時点で供用開始区域の人口3,556人のうち、1,911人が接続していたので53.7パーセントであった。27年3月10日時点では53軒の接続申請があり、接続人口は2,059人になるので、接続率は57.9パーセントとなるとの答弁でした。

次に議案第34号「平成27年度森町大久保簡易水道事業特別会計予算」、議案第35号「平成27年度森町三倉簡易水道事業特別会計予算」、議案第36号「平成27年度森町大河内簡易水道事業特別会計予算」を議題とし、担当課職員の補足説明を受け、質疑に入りました。

簡易水道事業特別会計は、今後、人口減少による収益の減少等が予想されるが対策はとの問いに、方法としては上水道に加入する、三つの簡易水道を統合するなどが考えられるが現実的には非常に困難である。将来的には考えなければならないが、今の段階では簡易水道の枠内でやれるところまではやっていくのが一番いいと考えているとの答弁でした。

簡易水道の規模はとの問いに、計画給水人口が101人以上5,000人以下だが、実際の人口が減少しても簡易水道でなくなるということはない。人口減少、施設の老朽化に対する国の考えも今後示されてくると思うので、国の動向に注意していきたいとの答弁でした。

次に議案第37号「平成27年度森町水道事業会計予算」を議題とし、担当課職員の補足説明を受け、質疑に入りました。

一宮最終処分場では使用量を日量700立方メートルから日量1,700立方メートルに増やすということだがいつからかとの問いに、28年9月から増やしたいという先方の希望で27年度、28年度に配水管布設を行う予定であるとの答弁でした。

27年度の工事延長は507メートルだが総延長はとの問いに、830メートルを計画しているとの答弁でした。

石綿管対策はどうかとの問いに、以前のように県補助を受けた対策は行っていないが、下水道事業に伴う上水道の石綿管布設替えや向天方地区での国費を受けた石綿管の布設替え、睦実地区での町単独事業での布設替えなどを行っている。石綿管の延長は当初25,332メートルであったが、26年度末で5,300メートル程度になる見込みである。今後も下水道整備に併せて石綿管布設替えを進めていくとの答弁でした。

遠州水道受水費は26年度から30年度までは使用料金を12円から11円に減額されているが今後の見通しはとの問いに、企業局で今後施設更新のためのマスタープランを策定する。その中で施設更新にかかる費用額が算出され、県の意見が出されてくると思われる。受水5市町では引き続き会合を持っているが、我々の使用量に見合った料金にしてもらおうよう、継続して県に要望、交渉していくとの答弁でした。

上水道管路台帳システム構築業務の内容はとの問いに、これまで紙の台帳を使用してきたが、劣化し情報も更新されていない。今後管路のメンテナンスや更新する情報量を考え、紙ではなくデジタル化した新たなシステムを構築するものであるとの答弁でした。

基本計画更新に伴う基礎調査の内容はとの問いに、上水道基本計画は平成16年度に策定したが、10年を経過して下水道事業の伸展、新東名パーキング、最終処分場への給水など、関連する事業が変化している。また、配水池の容量不足、配水池の耐震化に未対応で解決策が示されていない。これらの問題があるので28年度に基本計画を更新するため、27年度は現状把握などの基礎調査を行うとの答弁でした。

基本計画の期間はとの問いに、目標年度は20年後の47年度、事業の目標年度は10年後の37年度とする予定であるとの答弁でした。

自家水源からの給水である町水と遠州水道からの県水との割合はとの問いに、25年度実績では町水が36パーセント、県水が64パーセントであるとの答弁でした。

以上で上下水道課所管の審査を終了し、次に税務課所管の審査に入りました。

議案第29号「平成27年度森町一般会計予算に係る税務課所管について」を議題とし、担当課職員の補足説明を受け、質疑に入りました。

滞納管理システムデータ移行委託料2,000千円、滞納管理システム使用料1,702千円の内容はとの問いに、現在使用している税務システムは一般的なものなので、その中から滞納整理に関する部分を抜き出し、滞納に特化した別のシステムに移行して利用するものである。税務システムは日立システムズだが、滞納管理システムは秋田情報センターに委託していく。移行委託料は27年度のみだが、システム使用料は今後も発生するとの答弁でした。

滞納管理システム使用料は6箇月で1,702千円と高額だが、期待される効果はどうかとの問いに、現在の滞納者数は1,200人程度で、滞納管理システムを使用して情報を一元化することで事務処理時間を400時間ほど減らせると見込んでおり、その時間は更なる滞納者との交渉に充てることができ、高い収納率を維持できると考えているとの答弁でした。

家屋評価資料（家屋図）作成業務委託料の内容はとの問いに、撮影した航空写真から家屋のデータを抜き出し、地積調査を行った公図と合わせ、公図上のどの土地に家屋が存在しているか、家屋の所在地を特定することが主な業務であるとの答弁でした。

固定資産税の前年比108,000千円の減額は3年に一度の見直しのためとの説明があったが、単純に評価が下がったということかとの問いに、3年に一度の評価替えがあり、土地については下落すれば毎年評価を見直しているが、下落の部分と今回森町中心部の一部で路線価方式を採用したことでより詳細な課税がされ、評価が下がる部分がある。家屋については3年に一度の評価替えにより、建物が古くなった分が下がっているとの答弁でした。

住宅新築軒数はとの問いに、25年度はおおよそ100棟、26年度は2割ほど増えておおよそ120棟である。増加の要因は消費増税前の新築にあると思われるとの答弁でした。

たばこ税の税率はどうなっているのかとの問いに、1,000本当たりで国税が6,122円、県税が860円、町税が5,262円であり、1本あたりの町税は5.262円であるとの答弁でした。

以上で、税務課所管の審査を終了し、2日目は散会いたしました。

3月12日9時30分より、議員控室において委員全員出席、当局より町長出席のもと委員会を再開し、建設課所管の審査に入りました。

議案第27号「森町道路線の廃止について」、議案第28号「森町道路線の認定について」を議題とし、担当課職員の補足説明を受け、質疑に入りました。

廃止になったところのその後の扱いはとの問いに、元々民有地で登記上も公衆用道路となっておらず、個人の土地として課税もされていた。道路としての実態はなく単に町道として指定したにすぎないので、個人の土地ということになるとの答弁でした。

次に議案第29号「平成27年度森町一般会計予算に係る建設課所管事項について」を議題とし、担当課職員の補足説明を受け、質疑に入りました。

地籍調査全体の進捗率はとの問いに、森町の実施している地籍調査事業は26年度末で42.85平方キロメートルを調査し、進捗率は34パーセントである。区画整理事業や土地改良事業、県森連の事業を合わせると40パーセントであるとの答弁でした。

森林組合が調査を行っている山林部分は、町では調査しないということかとの問いに、山林部分については平地と同じ測量で調査を行うと経費と時間がかかってなかなか進まないの、山間部は山間部にあった国土調査を行うというように国が制度を変えた。県森連から委託を受けた森町森林組合が調査を行い、境界確定をし登記を行っているの、町では調査しない。森町が調査すべき対象面積から考えると、90パーセント近い進捗であるとの答弁でした。

町道戸綿杭瀬ヶ谷線は27、28年度で歩道を設置する事業を行うが、交通量が多く危険が増している。将来の整備の考えはとの問いに、平成7年に県から町に管理移管されている。新東名が開通し、実態として交通量が増えているので、地元要望に応え、危険を除去するために歩道設置に取り組んでいく。今後も道路の使われ方の実態を確認し、安全を確保するために地元と町が協議してどういうことが必要かを詰めていくとの答弁でした。

天森橋の長寿命化対策実施設計委託料の内容はとの問いに、24年度に遠方目視による概略点検を行っている。今回は橋梁点検車を使って近接目視をし、上部工、下部工それぞれのひび割れ、欠損部、コンクリートのうきなどの損傷状況を調査し、補修の実施設計を依頼するものであるとの答弁でした。

神沢川改修は昨年10月の台風18号による被害の復旧という説明だが、公共災害の申請ができなかったのかとの問いに、公共土木施設災害の申請は発生から3日以内に第一報を県に知らせ、7日以内に訂正報を送ることになっている。当時倒木と流木の除去に10日程度要してしまい、予算を立てるための測量を実施できなかったの、申請することができなかったとの答弁でした。

新たな社会資本整備総合交付金事業基礎調査の内容はとの問い

に、27年度で23年度からの森地区まちづくり事業が終了するので、次はどのような事業を行うか検討する。今後メインとなるのは、新田赤松線と駅前大門本町線という二つの都市計画道路の整備であるが、整備をする手法としてどのようなものがあるか、森地区のまちづくりの課題や事業の抽出、どのような指標を設けるかなど、社会资本総合整備計画の素案の作成であるとの答弁でした。

天宮土地区画整理地内の地籍整備の今後の予定はとの問いに、区画整理事業は26年度末に完了の予定であったが、まだ保留地が残っていることなどから、3年延長して30年3月完了で県の認可を受けた。今後の事業は27年度に仮換地に基づいて敷地の確定測量を行い、28年度は換地計画を行い、29年度の当初に換地処分、登記を行い、後半に組合解散というスケジュールであるとの答弁でした。

城下町営住宅撤去工事は建物を撤去し更地にするのかとの問いに、建物と物置、水道管を撤去し更地にするとの答弁でした。

26年度に解体した向天方町営住宅は面積221平方メートルで2,531千円の予算だったが、城下町営住宅は145.6平方メートルで3,427千円と高額ではないかとの問いに、予算を計上するには業者に住宅の内部まで見てもらって見積りを出してもらっている。構造、使用している部材によって金額が上がっていると理解している。他の棟の退去を待ってまとめて撤去した方が安くできると思うが、地域の人からは景観上何とかしてほしいという要望があるので、多少経費が高くても撤去できるものから撤去し、地元配慮して環境を整備するので理解してほしいとの答弁でした。

町営住宅撤去後の跡地はとの問いに、管理戸数に対し、森町としての住宅ストックが十分確保され必要な戸数が維持でき用途廃止が認められれば撤去後の跡地は普通財産に切り替えて処分することができるとの答弁でした。

以上で、建設課所管の審査を終了し、次に産業課所管の審査に入りました。

議案第22号「公の施設の指定管理者の指定について（森町吉川キ

キャンプ場)」、議案第23号「公の施設の指定管理者の指定について(森町天方宿泊施設)」を議題とし、担当課職員の補足説明を受け、質疑に入りました。

公募はどのような方法で行ったかとの問いに、広報もりまちと森町ホームページに掲載したとの答弁でした。

次に議案第27号「平成27年度森町一般会計予算に係る産業課所管事項について」を議題とし、担当課職員の補足説明を受け、質疑に入りました。

消費者被害防止はどのような事業を予定しているかとの問いに、高齢者用のリーフレットを1,000部作成して一人一人に配布し、町内会長、民生委員にも取りまとめて書かれたリーフレットを別に200部配布し、消費者被害防止に努めていきたいとの答弁でした。

森町茶業振興協議会補助金は合併60周年記念事業分を増額しているが、その内容はとの問いに、記念事業は森の茶フェ事業として「急須でお茶を飲む町づくり」を更に推進するため、4月9日に行う茶業者大会終了後、午後に新茶フェア、6月に行う「森の炎」という陶芸家の展示会にコーナーを設けて有料で行う湯茶接待、アクティ森で健康増進のための森の茶とお達者ランチのイベント、合併記念式典の記念品としてお茶の配布で、合計540千円であるとの答弁でした。

多面的機能支払交付金の事業の内容はとの問いに、三つの柱があり、農地維持支払交付金として水路の管理、草刈りなど地域資源の基礎的保全活動に対し、水田10アールあたり3千円、畑10アールあたり2千円が支払われる。資源向上支払交付金として地域資源の質的向上を図る共同活動に水田10アールあたり1,800円、畑10アールあたり1,080円が支払われる。同じく資源向上支払交付金として施設の長寿命化のための活動に水田10アールあたり4,400円、畑10アールあたり2千円が支払われる。負担割合は国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1である。農業者と農業者以外の住民等で地域の環境保全と景観形成をする組織活動に対し、地域に還元するもの

であるとの答弁でした。

県営農地整備事業とうもろこしの里の27年度事業予定と全体事業規模はとの問いに、27年度の事業計画は用排水路が978メートル、暗渠排水が8.25ヘクタールで、全体事業は用水路工が32路線7.4キロメートル、排水路工が3路線0.6キロメートル、暗渠排水工が21.4ヘクタールを予定しているとの答弁でした。

一宮地区公園整備は27年度用地買収と補償の計画であったが進捗状況はとの問いに、26年度に公園整備の実施計画がほぼ完了する予定である。現在用地買収の交渉をしているが、時間がかかっている。交渉がまとまれば、予算計上していきたいとの答弁でした。

有害鳥獣被害防止対策事業補助金は27年度から上限を30千円から60千円に引き上げるが、今まで補助金を受けて電気柵を設置した人でも補助を受けられるかとの問いに、基本的には同一年度内1回の申請で設置場所が異なれば受けられるとの答弁でした。

大尾大日山線の進捗率はとの問いに、26年度末の見込みで延長では森町分は7,470メートルで55.1パーセント、事業費では1,130,000千円で73.9パーセントであるとの答弁でした。

遠州の小京都案内看板の設置場所はとの問いに、古い町並みが残っていることと昔の秋葉街道であることから、本町、仲横町、新町、天宮、城下の5箇所を計画している。看板の内容、具体的な設置場所については、教育委員会と今後協議していくとの答弁でした。

商工振興費消耗品費1,060千円は森山焼の急須ということだが内容はとの問いに、27年4月1日から森町に婚姻届を提出し、森町に住む予定の人に、地元窯元の森山焼の急須をプレゼントし、「急須でお茶を飲む町」を推進する。過去3年間の平均から、70個分を予算計上しているとの答弁でした。

森町体験の里指定管理料は実績に応じて支払うということだが、26年度の見込みはどうかとの問いに、26年度は34,700千円の予算であるが、32,100千円となる見通しであり、27年度予算も同額であるとの答弁でした。

県補助金の鳥獣被害防止総合対策交付金1,468千円は高率補助となっているようだが、制度の内容はとの問いに、昨今急激に増えた野生鳥獣による農作物被害の防止のための事業で、27年度予算では捕獲活動支援として捕獲にかかる経費を定額で受けるものであり、一例としてイノシシの成獣1頭につき8千円が定額で補助される。具体的には県から町を通じて有害鳥獣対策協議会に補助され、協議会が委託する猟友会に委託料として交付するとの答弁でした。

以上で産業課所管の審査を終了しました。

以上で付託された全議案の審査を終了し、各議案の討論を省略し、それぞれ1件ずつ採決を行いました。付託された議案はいずれも委員全員の賛成で、原案のとおり可決されました。

以上が、平成27年3月森町議会定例会、第二常任委員会の審査の経過と結果であります。

議員各位のご賛同をお願い申し上げ、第二常任委員会委員長報告を終わります。

議長 (榊原淑友君) 以上で、常任委員会委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (榊原淑友君) 「質疑なし」と認めます。

しばらく休憩をします。再開を10時55から行います。

(午前10時45分 ～ 午前10時55分 休憩)

議長 (榊原淑友君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

これから各議案に対する討論・採決を行います。

この討論・採決は、一件ごと又は一括で行います。

日程第1、議案第3号「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について」の討論を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (榑原淑友君) 「討論なし」と認めます。
これから議案第3号を採決します。
本案に対する委員長の報告は、可決です。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

議長 (起立全員)
(榑原淑友君) 起立全員です。
したがって、議案第3号「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について」は、委員長の報告のとおり可決されました。
日程第2、議案第4号「森町表彰条例の一部を改正する条例について」の討論を行います。
討論はありませんか。

議長 (発言する者なし)
(榑原淑友君) 「討論なし」と認めます。
これから議案第4号を採決します。
本案に対する委員長の報告は、可決です。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

議長 (起立全員)
(榑原淑友君) 起立全員です。
したがって、議案第4号「森町表彰条例の一部を改正する条例について」は、委員長の報告のとおり可決されました。
日程第3、議案第5号「森町行政手続条例の一部を改正する条例について」の討論を行います。
討論はありませんか。

議長 (発言する者なし)
(榑原淑友君) 「討論なし」と認めます。
これから議案第5号を採決します。
本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起 立 全 員)

議長 (榊原淑友 君) 起立全員です。

したがって、議案第5号「森町行政手続条例の一部を改正する条例について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第6号「森町消防団条例の一部を改正する条例について」の討論を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (榊原淑友 君) 「討論なし」と認めます。

これから議案第6号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起 立 全 員)

議長 (榊原淑友 君) 起立全員です。

したがって、議案第6号「森町消防団条例の一部を改正する条例について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第7号「森町企業立地推進基金条例について」の討論を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (榊原淑友 君) 「討論なし」と認めます。

これから議案第7号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起 立 全 員)

議長 (榊原淑友 君) 起立全員です。

したがって、議案第7号「森町企業立地推進基金条例について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第8号「森町介護保険条例の一部を改正する条例について」の討論を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (榊原淑友 君) 「討論なし」と認めます。

これから議案第8号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立多数)

議長 (榊原淑友 君) 起立多数です。

したがって、議案第8号「森町介護保険条例の一部を改正する条例について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第7、議案第9号「森町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について」の討論を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (榊原淑友 君) 「討論なし」と認めます。

これから議案第9号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議長 (榊原淑友 君) 起立全員です。

したがって、議案第9号「森町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について」は、委員長の報告のとおり可決され

ました。

日程第8、議案第10号「森町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について」の討論を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (榎原淑友君) 「討論なし」と認めます。

これから議案第10号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議長 (榎原淑友君) 起立全員です。

したがって、議案第10号「森町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第9、議案第11号「森町介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の一部を改正する条例について」の討論を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (榎原淑友君) 「討論なし」と認めます。

これから議案第11号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

- 議 長 (起 立 全 員)
(榊 原 淑 友 君) 起立全員です。
- したがって、議案第11号「森町介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の一部を改正する条例について」は、委員長の報告のとおり可決されました。
- 日程第10、議案第12号「森町介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例について」の討論を行います。
- 討論はありませんか。
- 議 長 (発 言 する 者 な し)
(榊 原 淑 友 君) 「討論なし」と認めます。
- これから議案第12号を採決します。
- 本案に対する委員長の報告は、可決です。
- 本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
- 議 長 (起 立 全 員)
(榊 原 淑 友 君) 起立全員です。
- したがって、議案第12号「森町介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例について」は、委員長の報告のとおり可決されました。
- 日程第11、議案第13号「森町介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例について」の討論を行います。
- 討論はありませんか。
- 議 長 (発 言 する 者 な し)
(榊 原 淑 友 君) 「討論なし」と認めます。
- これから議案第13号を採決します。
- 本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起 立 全 員)

議長 (榊原淑友 君) 起立全員です。

したがって、議案第13号「森町介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第12、議案第14号「森町保育の必要性の認定に関する条例について」の討論を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (榊原淑友 君) 「討論なし」と認めます。

これから議案第14号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起 立 全 員)

議長 (榊原淑友 君) 起立全員です。

したがって、議案第14号「森町保育の必要性の認定に関する条例について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第13、議案第15号「森町職員定数条例の一部を改正する条例について」の討論を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (榊原淑友 君) 「討論なし」と認めます。

これから議案第15号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起 立 全 員)

- 議長 (榑原淑友 君) 起立全員です。
- したがって、議案第15号「森町職員定数条例の一部を改正する条例について」は、委員長の報告のとおり可決されました。
- 日程第14、議案第16号「森町訪問看護ステーションの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」の討論を行います。
- 討論はありませんか。
- (発言する者なし)
- 議長 (榑原淑友 君) 「討論なし」と認めます。
- これから議案第16号を採決します。
- 本案に対する委員長の報告は、可決です。
- 本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
- (起立 全 員)
- 議長 (榑原淑友 君) 起立全員です。
- したがって、議案第16号「森町訪問看護ステーションの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」は、委員長の報告のとおり可決されました。
- 日程第15、議案第22号「公の施設の指定管理者の指定について(森町吉川キャンプ場)」から日程第19、議案第26号「公の施設の指定管理者の指定について(森町園田デイサービスセンター)」まで議案5件の討論・採決を行います。
- お諮りします。
- この5件は討論・採決を一括して行いたいと思います。
- ご異議ありませんか。
- (「異議なし」と言う者多数)
- 議長 (榑原淑友 君) 「異議なし」と認めます。
- これから討論を行います。
- 討論はありませんか。
- (発言する者なし)
- 議長 (榑原淑友 君) 「討論なし」と認めます。

これから議案第22号から、議案第26号までの5件を一括採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起 立 全 員)

議 長 (榊原淑友君) 起立全員です。

したがって、議案第22号から、議案第26号までの5件については、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第20、議案第27号「森町道路線の廃止について」及び日程第21、議案第28号「森町道路線の認定について」の議案2件の討論・採決を行います。

お諮りします。

この2件は討論・採決を一括して行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議 長 (榊原淑友君) 「異議なし」と認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議 長 (榊原淑友君) 「討論なし」と認めます。

これから議案第27号及び、議案第28号の2件を一括採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起 立 全 員)

議 長 (榊原淑友君) 起立全員です。

したがって、議案第27号及び、議案第28号の2件については、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第22、議案第29号「平成27年度森町一般会計予算」の討論を

行います。

討論はありませんか。

6番、西田彰君。

6番議員

(西田 彰 君) 6番、西田です。議案第29号「平成27年度森町一般会計予算」に反対の立場から討論をいたします。

総論から申します。安倍内閣の大企業、富裕層優遇は露骨です。大企業の強い要望である法人税のさらなる引下げに應えるため、国民の反発が大きい消費税増税を来年4月からの実施を実現させるため、異常ともいえる日銀の金融緩和策による国債増発、株価高騰、官制主導の大企業賃上げ要求で景気回復の兆しを一部の富裕層、株主に実感させる一方、国内消費は減速が続き、中小零細企業は円安とともに大手企業の単価据置き、悪ければ切下げで採算ギリギリの状態を余儀なくされており、ゆえに労働者賃金の引上げどころではなく、多くの国民は何も恩恵なし、格差の拡大は広がっているというのが実態であります。このことから町税収入の伸びは今後も期待できないでしょう。

平成27年度森町一般会計は歳入歳出、総額7,415,000千円、前年比683,000千円の増額となっております。町民にとって必要な予算付けもされていることは認めますが、昨年比500,000千円増額で1,210,040千円の地方債、年度末累計、臨時財政対策債を含め、8,547,650千円の町債残高が次年度以降、予算に与える影響が気になります。

各論を申し上げます。本予算に対し3点の指摘をしたいと思います。

1点は、9款消防費1項3目に係る消防施設費における消防資材運搬車、クレーン付トラック購入。4目水防費に係る備品購入のうち、救命胴衣全団員分290着購入及び5目18節、備品購入費28,076千円のうち、フォークリフト3台の購入は納得できません。このような特殊車両は定期点検等維持費はばかになりませんし、災害訓練等で使用できるといいますが、大災害になればトラックが使えます

か、資格を持った人間がその場に来れますか、全て人力で救援活動に当たらなければならないし、災害、救助訓練はそのためにやるのではないのでしょうか。予算があるから買っておきましょう、と思えてなりません。

2点目は、乳幼児保育事業の遅れです。森町には待機児童はいないと、長く保育事業、子育て事業対策の手を打ってこなかったことが、要望に応えられない問題を生んでいるのではないのでしょうか。27年度子育て世代への児童福祉費予算は、671,000千円、過去2年間でも650,000千円前後で推移しています。少子化に歯止めのかかる様々な各課横断型の事業予算の展開が求められるところですが、独自の予算付けは森っ子出産祝金以外余り見られません。

3点目は、特殊事情による合併60周年記念事業費29,425千円であります。50周年記念事業が平成の大合併頓挫により縮小することになったのは分かります、新東名関連で人の流れも変わり、森町が注目を集めつつあるのも確かですが、中身にある啓発事業、大掛かりな記念植樹は賛成できませんし、お達者体操、スポーツ教室等は冠事業でできることが大半です。町民要望には常々厳しい予算で運営しているから分かってほしいといい続ける中でのこのような枠づけ、少しずれているのではないのでしょうか。今、求められるのは私が常々提案している住宅リフォーム制度などを予算化し、実のある事業、地域経済の活性化に資するものとするべきではありませんか。

以上のことから、平成27年度一般会計予算に反対します。国の進むべき方向が右へ右へと舵を切り、危うい空気の中で地方自治体は、住民の防波堤としての役割を果たさなければならないことを申し上げまして、私の反対討論といたします。議員各位のご賛同をお願いいたします。

議長 (榊原淑友君) 他に討論はありませんか。

4番、中根幸男君。

4番議員 (中根幸男君) 4番、中根幸男でございます。

ただ今討論に付されております議案第29号「平成27年度森町一般

会計予算」について、賛成の立場で討論を行います。

平成27年度一般会計当初予算の編成は、より一層の財政の健全化に努めるとともに、国・県の施策を踏まえ、最終年度を迎える第8次森町総合計画、並びにマニフェストの仕上げの年として、また、合併60周年記念事業等を考慮し、編成されたものと理解しております。

総額は7,415,000千円で、前年度当初予算に比べ683,000千円、率にして10.1パーセントと積極予算となっております。

歳入のうち、町税については2,357,260千円で、地方財政計画の見込み、企業業績の状況等を考慮し、前年度比5.0パーセントの減となっております。

財政調整基金からの繰入金は、多様な行政需要に対応するため前年度より50,000千円増額し350,000千円の計上となりましたが、自主財源の比率は、前年度より3.9ポイント減の46.1パーセントとなっております。

依存財源は、地方交付税が昨年と同額の1,330,000千円、国・県支出金が953,870千円、町債は1,210,400千円で、緊急防災・減災事業債等の借入れにより、前年度より499,300千円増となっております。依存財源の比率は、53.9パーセントとなりました。

歳出は、民生費が1,938,446千円で、子育て支援事業や高齢化対策事業等によりまして、前年度に比べ0.6パーセントの増、衛生費は1,036,542千円で、1.9パーセントの増となっております。

土木費は680,596千円で、町単独道路改良事業等により5.6パーセントの増、消防費は1,032,191千円で、行政無線デジタル化及び、拠点防災倉庫整備事業の実施によりまして、前年度より594,785千円の増となりました。教育費は833,130千円で、総合体育館開設準備に伴う備品購入等により14.8パーセントの増となっております。

一方、総務費は859,849千円で、天竜浜名湖線新駅設置事業が完了したことから6.3パーセントの減、農林水産業費は207,963千円で、県営農地整備事業負担金等の減額により13.4パーセントの減となっ

ております。

主な事業については、防災・減災対策として行政無線デジタル化や、森警察署跡地への拠点防災倉庫の整備、子ども・子育て支援として、保健福祉センター2階部分への小規模保育所の開設、森・園田幼稚園における預かり保育の実施、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の開設、こども医療費助成のほか、総合体育館開設準備に伴う備品購入費及び、合併60周年記念事業が計画されております。

また、土木関係では、急傾斜地崩壊対策事業に25,500千円、道路メンテナンス橋梁点検事業に22,960千円、通学路安全対策事業に23,500千円、町道大上宮奥線など辺地対策を含めた町単独道路改良事業に200,748千円が計上されたほか、建築物等耐震化促進事業費補助金が計上されております。

農林等の関係では、(通称)中遠広域農道の改良及び、大尾大日山線開設など県営事業負担金51,250千円が計上されたほか、茶業振興、急須でお茶を飲む町の推進、有害鳥獣対策事業、合併60周年記念として町民の森への記念植樹事業等が計上されております。

また、より一層の地域医療の充実を図るため、公立森町病院事業会計繰出金、住環境の改善と水質保全を図るため、公共下水道事業会計の繰出金や、合併処理浄化槽設置整備費補助金等が計上されたほか、内陸フロンティア推進費として、開発可能性詳細調査業務委託料等が計上されております。

このように平成27年度予算は、防災・減災、子ども・子育て支援を重点に、森町の将来に向けて調和の取れた各種施策の推進と合わせて、計画策定の予算ともなっており、期待できるものであります。

以上のことから本議案に賛成するものでございます。議員各位のご賛同をお願いし、賛成討論を終わります。

議 長 (榊原淑友君) 他に討論はありませんか。

1 番、伊藤和子君。

1 番議員 (伊藤和子君) ただ今、討論に付されております、議案第29号、「平成27年度森町一般会計予算」について賛成の立場で、討

論をいたします。

平成27年度一般会計予算は7,415,000千円で、前年度より683,000千円の増、プラス10.1パーセントと積極的な予算となっております。

27年度の主要な事業は、行政無線デジタル化事業、拠点大型防災倉庫整備事業、通学路安全対策事業、道路メンテナンス橋梁点検事業など、地震対策を含めた、防災・減災対策の取組は、今後に備えた、町民の安全・安心を守るための強い意識の現れであると思えます。

また、幼稚園の預かり保育の実施、放課後児童クラブの増設、小規模保育所の開設、小学校放課後子ども教室の開設など、森町における働くお母さん達を応援する子育て環境整備の充実が伺えます。

その他に、合併60周年を祝う記念事業、また、子ども医療費助成事業、町内会防犯灯設置に係る支援、家庭内家具固定推進事業、有害鳥獣への被害対策等、町民の生活に直結した支援の充実も組み込まれております。

このようなことから、平成27年度一般会計予算は第8次総合計画及びマニフェストの総仕上げとして、今後の森町の防災・減災対策の強化、そして子育て環境整備の更なる充実を図り、その効果の即効力・実行力が大いに期待できる有効的な予算であると確信し、本議案に賛成いたします。

議員各位のご賛同をお願いいたしまして、私の賛成討論を終わります。

議長 (榎原淑友君) 他に討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (榎原淑友君) 「討論なし」と認めます。

これから議案第29号を採決します。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立多数)

議長 (榑原淑友 君) 起立多数です。
したがって、議案第29号「平成27年度森町一般会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。
日程第23、議案第30号「平成27年度森町国民健康保険特別会計予算」の討論を行います。
討論はありませんか。
(発言する者なし)

議長 (榑原淑友 君) 「討論なし」と認めます。
これから議案第30号を採決します。
本案に対する委員長の報告は、可決です。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立 全 員)

議長 (榑原淑友 君) 起立全員です。
したがって、議案第30号「平成27年度森町国民健康保険特別会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。
日程第24、議案第31号「平成27年度森町後期高齢者医療特別会計予算」の討論を行います。
討論はありませんか。
(発言する者なし)

議長 (榑原淑友 君) 「討論なし」と認めます。
これから議案第31号を採決します。
本案に対する委員長の報告は、可決です。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立 全 員)

議長 (榑原淑友 君) 起立全員です。
したがって、議案第31号「平成27年度森町後期高齢者医療特別会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。
日程第25、議案第32号「平成27年度森町介護保険特別会計予算」

の討論を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (榊原淑友 君) 「討論なし」と認めます。

これから議案第32号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立多数)

議長 (榊原淑友 君) 起立多数です。

したがって、議案第32号「平成27年度森町介護保険特別会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第26、議案第33号「平成27年度森町公共下水道事業特別会計予算」の討論を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (榊原淑友 君) 「討論なし」と認めます。

これから議案第33号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議長 (榊原淑友 君) 起立全員です。

したがって、議案第33号「平成27年度森町公共下水道事業特別会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第27、議案第34号「平成27年度森町大久保簡易水道事業特別会計予算」から日程第29、議案第36号「平成27年度森町大河内簡易水道事業特別会計予算」まで議案3件の討論・採決を行います。

お諮りします。

この3件は討論・採決を一括して行いたいと思います。

- ご異議ありませんか。
- 議 長 (「異議なし」と言う者多数)
- (榊原淑友君) 「異議なし」と認めます。
- これから討論を行います。
- 討論はありませんか。
- 議 長 (発言する者なし)
- (榊原淑友君) 討論なしと認めます。
- これから議案第34号から、議案第36号までの3件を一括採決します。
- 本案に対する委員長の報告は、可決です。
- 本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
- 議 長 (起立全員)
- (榊原淑友君) 起立全員です。
- したがって、議案第34号から議案第36号は、委員長の報告のとおり可決されました。
- 日程第30、議案第37号「平成27年度森町水道事業会計予算」の討論を行います。
- 討論はありませんか。
- 6番、西田彰君。
- 6番議員 (西田彰君) 6番、西田です。議案第37号「平成27年度森町水事業会計予算」に反対の立場から討論いたします。
- 消費税増税から1年、景気の腰折れからいまだ回復せず、来年4月からは再増税も狙われています。消費税自体に反対であるが命をはぐくむ水に消費税はかけるべきではありません。水道課職員の日夜を分かたぬ努力で森町の水道事業が、安心安定供給されていることに敬意を表するところです。
- 近年は消費者心理も節水意識が高くなり、加えて先ほどの消費税の再増税等に自己防衛がはたらき、増収は見込めない状況です。一宮最終処分場での日量700立方メートルから28年度以降1700立方メ

一トールに徐々に増やすという状況も生まれてはいるものの、残る石綿管取換えや配水池の耐震化の未対応に対処する手立ても課題にあることから、今の森町の水道事業において町民への負担を抑え、なおかつ資本投資を継続するためにも、何よりも県企業局に対し、使用料の1円引きという小手先の改善でなく、受水5市1町として、給水見直し等を粘り強く働きかけることを望むものであります。

以上申し上げまして私の反対討論といたします。議員各位のご賛同をお願いいたします。

議長 (榊原淑友君) 他に討論はありませんか。

9番、山本俊康君。

9番議員 (山本俊康君) 9番、山本でございます。ただ今討論に付されております、議案第37号、「平成27年度森町水道事業会計予算」について、賛成の立場で討論を行います。

水道事業は、町民が健康に生活するために、衛生的でかつ安定的に、安心して飲める水を供給することが使命だと思っております。この大切な水道事業において、配水管の老朽化等による漏水対策、更に予測される地震に対しての耐震化も進めなくてはなりません。

平成27年度においては、漏水・耐震対策として、北部配水池からおりてきている町道森宮線の配水本管、及び南部配水系のメイン管路の町道福田地南組線の布設替えが予定されており、共に布設されるダグタイル铸铁管GX型の水道管は、耐水性、耐久性に優れているとのことです。

街中の配水管は、老朽化が著しく、度々漏水をしており、震災時にライフラインとして機能するか懸念をしていたもので、平成25年度より、役場前の新田赤松線との接続ポイントから、順次布設替えを行っており、平成27年度の工事により、北部配水池から災害時の拠点となる平成27年度完成の総合体育館までのメイン管路として性能が維持され、安全性が高まるものです。

また、公共下水道事業に合わせて、下宿、河原町地内や町道森幼稚園線に布設されている石綿管約700メートルが布設替えが予定さ

れており、安心・安全な水の供給と、有取水量率のさらなる向上が期待されます。

また、平成27年度予算には、先ほど委員長報告にもありましたように、上水道基本計画が更新をされ、委託費が計上されております。

現在の基本計画は、平成16年度に計画目標年次平成35年度、事業目標年次平成25年度として作成されたもので、下水道事業の進捗、新東名森町パーキングの給水や、中遠広域最終処分場の給水量の増加など、状況が変化してきていることから、平成27年度、28年度の2箇年でこれを改訂し、計画目標年次を平成47年度、事業目標年次を平成37年度とした、より現状に即した計画にするものであります。

この新たな計画に基づき、事業を実施することで、効率的な事業運営、そして安心・安全な水の供給、心配される災害に強い水道事業に期待をいたしまして、本議案に賛成をいたします。議員各位の賛同をお願いいたしまして、賛成討論を終わります。

議長 (榊原淑友 君) 他に討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (榊原淑友 君) 「討論なし」と認めます。

これから議案第37号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立多数)

議長 (榊原淑友 君) 起立多数です。

したがって、議案第37号「平成27年度森町水道事業会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第31、議案第38号「平成27年度森町病院事業会計予算」の討論を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (榊原淑友 君) 「討論なし」と認めます。

これから議案第38号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起 立 全 員)

議 長

(榊原淑友君) 起立全員です。

したがって、議案第38号「平成27年度森町病院事業会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第32、一般質問を行います。

通告の順番に発言を許します。

1 番、伊藤和子君。

1 番議員

(伊藤和子君) 一番、伊藤和子でございます。

私は先に通告いたしました、老朽化した町営住宅団地の対応と、今後の方向性、跡地の有効活用について、町長にお伺いいたします。

森町には8箇所町営住宅団地がございますが、住宅団地の老朽化が進み、3箇所の団地が築35年を経過しております。入居者の安心・安全が危惧されますが、今後どのような対策を講じていくのでしょうか。

特に老朽化が著しい、築47年を経過した城下住宅団地は、倒壊の危険性が大変大きく、入居者の安全を守るために安心して住める安全・安心な住宅の確保が必要とされます。長年にわたり、城下の住宅団地は地域住民の皆様方から老朽化による、防災・防犯の観点と衛生・景観上の観点から、早急な対策が求められてきました。

この問題は、新東名スマートインターが設置され、3月14日の天浜線新駅の開業、そして、総合体育館の新設が進められている中で、城下バイパスの沿道住民の方々、そして、その周辺地域住民の方々にとりましては、美しい森町の景観を損ねる重要課題であったと思います。また、町として適正な管理をされてきたのか、入居者への対応はどうだったのか、疑問を持つ町民が大変多いのが現状です。そして、何よりも、長年放置されてきた景観は森町内だけではなく、

町外や来訪者に対しても良いイメージを与えてはおりません。

町民にとって大切にしたい景観と、来訪者が感動するような地域景観づくりの構築の必要性が、今この地域には求められているような気がいたします。環境整備の充実を待ち望んでいる地域の声に耳を傾け、構築していくことが地域のやる気を奮起させ、森町創生への大きな原動力となるのではないのでしょうか。

森町は今後、地方創生に力を入れていきますが、高齢化対策、人口減少対策としての住宅団地の在り方、また、方向性についてと跡地の有効活用について、町長のお考えをお伺いいたします。

議 長
町 長

(榑原 淑 友 君) 町長、村松藤雄君。

(村松 藤 雄 君) 伊藤議員の「老朽化した町営住宅団地の対応と今後の方向性、跡地の有効な活用について」のご質問にお答え申し上げます。

まず、「入居者の安心・安全対策」についてのご質問でございますが、森町には、町営住宅は7団地あり、現在124戸を施設管理しております。建設年度の古い団地を申し上げますと、城下団地が築45年、中川第2団地が築36年、大門団地が築34年となっております。

そのうち、中川第2団地と大門団地につきましては、平成7年に耐震診断を実施したところ、構造上の耐用年数期間内（中川第2団地は45年、大門団地は70年）は経年劣化により耐震性が低下することではなく、耐震補強工事は必要ないと診断されています。

また、本年度、町では「森町町営住宅長寿命化計画」を策定中ですので、今後の対策といたしましては、平成27年度以降、古い住宅については建物の耐久性や居住性を向上させるべく、国の社会資本整備交付金を活用して、建物修繕事業を計画的に実施して参りたいと考えております。

次に、「高齢化対策・人口減少対策としての住宅団地の在り方、方向性」についてでございますが、現在、町営住宅の入居戸数は112戸、入居率90.3パーセントで、そのうち高齢者を含む世帯は39戸、34.8パーセント、高齢者の一人暮らしは24戸、21.4パーセント、高

齢者夫婦世帯は4戸、3.6パーセントとなっており、近年、高齢者世帯や単身高齢者の入居希望が多くなる傾向にあります。

公営住宅へは原則として単身入居はできませんが、一部の団地(大門団地と中川第2団地)では、60歳以上の単身者について入居可能とし、入居条件を緩和しております。今後も引き続き高齢者に配慮した住宅施策に努めて参ります。

また、人口減少対策としましては、入居条件を満たす入居希望者は、ほとんど入居できている状況でございますので、希望者が迅速に入居できるよう努めて参りたいと思います。

町営住宅の管理戸数につきましては、平成14年に策定しました「森町営住宅再生計画」では、向天方団地の6戸と城下団地の20戸と合わせて26戸を建て替え、管理戸数を147戸として参りましたが、現在、空き室が各団地に1、2戸程度で、全体では12戸あり、緊急時の対応ができる数を確保しているとともに、町内には民間アパートや雇用促進住宅等賃貸住宅が約500戸あり、森町としての住宅ストック(持家借家の総数)は十分な数が確保されていると考えられます。このため、147戸から26戸を差し引いた121戸が適当な管理戸数と考えております。したがって、現在策定中の森町町営住宅長寿命化計画では、管理戸数を121戸として参りたいと思います。

向天方団地(昭和33年建築、56年経過)につきましては、昨年、最後の1世帯に他の町営住宅に転居していただくことにより、平成26年6月18日に県より用途廃止の承認を頂き、平成26年9月に解体工事が行われ更地となりました。

また、城下団地(昭和44年建築、45年経過)につきましても、昨年1世帯に退去いただきましたので、残り3世帯の入居者の方々にも、他の町営住宅あるいは民間アパートへの転居を引き続き粘り強く勧めて参ります。3世帯の方々の退去後、建物の撤去を行い、用途廃止をして参る予定でございます。

議員のご質問にございましたけども、行政としても今後城下団地については、入っている方々に速やかな退去をお願いをして、この

議長
1 番議員

古い町営住宅については撤去をすることによって、城下地域の景観が確保できると、このように思っておりますので、今後も退去に向けて粘り強く交渉していきまして、向天方団地のような形で撤去ができればうれしく思いますので、そのような方向でがんばっていくことを申し添えます。

今年度更地になった向天方団地につきましては、行政財産から普通財産に分類替えをすることにより、個人への売却も可能となりますので、払下げ等を含め、景観や周辺環境に配慮した土地の有効活用を検討して参りたいと思います。なお、城下団地につきましては、現在作成中の森町町営住宅長寿命化計画において、用途廃止とすべき団地として位置づけして参りたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

(榊原淑友 君) 1 番、伊藤和子君。

(伊藤和子 君) お話をお伺いしている限り、今後高齢化対策として、人口減少対策としての住宅団地の活用は、検討していくというふうにとらえてよろしいですね。

さて、森町の平成27年度の予算が先ほど可決されました。本年度は防災・減災対策強化ということで、様々な分野で、地震対策を含めた、安全・安心な防災、減災体制を整えることとさせていただきます。

城下町営住宅団地撤去工事につきましては、先ほど一般会計当初予算の中では賛成いたしました。が、委員会審査の中でも高額すぎるという意見もあり、予算執行時には再度精査し、より減額されることを求めます。

そのような取組を本年度実施していく中で、町民から危険性を指摘され、町としても安全対策が全く施されていない、危険な城下の住宅団地は、その対象から外されているのでしょうか。地震がきたらどうするのでしょうか。

住民の命を最優先に考えるのであれば、町として入居者に対して、できる限りの補助をして、安全な住まいに転居していただくように導きを示すことが、本当の意味での防災・減災対策といえるのでは

ないでしょうか。本年度、これだけ防災・減災対策の充実を図っていくのであれば、何故、真っ先に老朽化し危険がせまっている城下住宅団地に目を向けてはくれなかったのでしょうか。

10年も前から指摘をされ、何人もの議員の方がこの件に関して一般質問されてきました。しかし、一向に改善されず、放置され、適正な管理が施されず、安全対策をしてこなかった理由を入居者がいらっしゃるから、という入居者のせいになっているように思えるのです。入居者の方々に積極的に安全な住居への誘導がされてきたのか、疑問に思うのです。

私には、適正の管理・危機管理の意識の低下がこのような結果につながってきたのではないかと思わざるを得ません。小さな子どもさんでも、怖いと思うような住宅に、町の管理下にあるにもかかわらず、何も安全対策を施していない建物の中に人を住まわせてよいのでしょうか。私には、どうしても、本年度の防災・減災対策の本質的な部分に矛盾しているように思えるのです。

平成22年、今から5年前の9月、西田議員が老朽化した町営住宅団地に対して一般質問をされました。そのときの町長のご答弁の中で、城下住宅団地に対して、「あれほどの老朽化した住宅でございますので、撤去をしたいと、撤去についての入居者のご理解を頂ければ、直ちに撤去をして環境整備を図っていきたく思っている」とおっしゃっておりました。

あれから、既に5年が経過いたしました。その間に東北の大きな震災がありました。この5年間で、どのような安全対策をされてきましたでしょうか。「あれほどの老朽化」とおっしゃっていましたが、住宅は、老朽化が進み、住居として限界がきているのではないのでしょうか。入居者の安全をどのように守ってこられたのでしょうか。危険を承知で入居を許可し、家賃を徴収すること自体、町民の安全を願う住宅団地の適正な管理をしてきたと言えるのでしょうか。

この5年間の間に5棟分の撤去・整備費用の準備はできなかったのでしょうか。1棟目だけ撤去して、いったい何がこのことと思いま

すか。2棟目の老朽化した住宅が丸見えになるだけで何の効果もありません。2棟目を存続又は維持する必要性があるのでしょうか。全て撤去されてこそ、本来の防災・減災対策としての効果、意義があるのではないのでしょうか。1棟目だけ撤去という中途半端なやり方は一時的な対症療法であり、防災・減災の観点からは余り効果がなく、逆に町としての適正管理能力を疑われてしまうのではないのでしょうか。

防災・減災対策が今回の予算の目玉になっているとしたら、本来の主旨に基づき、入居者の安全を守るという視点に立ち、まずは喫緊にせまっている現状課題の解決こそが最優先されるべきではないかと考えます。そこに係る予算の承認は町民の方々から必ずご理解がいただけると私は信じておりますが、その辺のお考えを私からの再質問とさせていただきます。

議 長
町 長

(榊原淑友 君) 町長、村松藤雄君。

(村松藤雄 君) 伊藤議員から、大変厳しい指摘を絡めた再質問を頂いたところでございますけども、高齢化対策につきましては、先ほど言いましたように、団地によって高齢者も単身でも入れるように、今後もこの高齢者の入居状況を見ながら、検討をして参りたいと、このように思います。

次に、平成22年に西田議員のご質問でも、老朽化した所については、速やかに退去をしていただくことが最善の方法であると、そして、退去ができれば撤去をしたいと、こう申し上げました。まさにそのとおりでございます。

今、伊藤議員からあのような住宅に住まわせておくことがどうなんでしょうかと言われたときの、対処の仕方として、住宅を改善するというやり方と、他の住宅に移っていただくというやり方と、二つあると思います。

でも、老朽化した住宅を耐震補強をするということは、その老朽化した住宅を存続するという選択でない限りは、耐震補強ができないわけです。あの城下住宅を耐震補強をして、存続をしてもらいた

いという方がどのくらいいるのでしょうか。

私は、やはりあのような耐震補強をしなければ住めない住宅については、その住んでいる方に速やかに移っていただく、その移る場所を提供をして、誘導するということが、行政として必要なことではないのかなと、こう思って取り組んできました。

具体的に5年間の取組については、建設課長から答弁させますけれども、我々としては、単に移ってくださいということではなくて、移るに当たって特別な補助金もつけて、移ってくださいということも向天方にやりました。ですから、どうしたらこの今住んでいる方が移ってくれるのかなと、汗をかいています。だから、行政が何もやっていないというようなご指摘は、私は不満足でございます。その取り組んだ実態については、課長の方から答弁させますので、よろしくお願い申し上げます。

今、1棟目は撤去するけども、2棟目は存続していると、2棟目には入っていないじゃないかと、だったら2棟目も撤去したらどうだと。これも一つの、私は考え方だと思います。それで、担当課と議論をしました。普通なら1棟2棟目を撤去して、3棟目に住んでいる人を表に出して、そして撤去をしなくてはいけない気持ちにさせるということも必要なことではないのかと、こういう議論もいたしましたけども、まだそこまでの煮詰まっていないということで、とりあえず1棟目だけの撤去でございますけども、できれば私も伊藤議員と同じような考え方でございまして、2棟目も撤去できるなら撤去したい、このように思っているところでございますし、それに伴う必要な予算は、補正予算でどんどん議会にお願いしていくつもりでございますから、その折には、是非ご承認を頂きたいところでございます。

基本的には、どうしたらあの町営住宅に住んでいる方々を、うまく理解していただいて、早い機会に他の町営住宅に移っていただけるか、このために汗をかいていくということが必要なことではないかと思っておりますので、伊藤議員、いい知恵がありましたら是非

お教えいただければ、我々はそれに基づいて動きますので、よろしく
お願い申し上げたいと思います。

議 長

(榊原淑友 君) 建設課長。

建設課長

(鈴木可浩 君) 建設課長です。城下団地、昨年までは4世帯の方が住んでいらっしゃいました。県道に面した、一番森寄りの隅の所に1家族、そして、全部で5棟ありまして階段式になっています。それで、2棟目は住んでいる方はいらっしゃいません。3棟目は同じく向かって一番左側に、女性の一人暮らしの老人の方がいらっしゃいます。4棟目は住んでいらっしゃらなくて、5棟目に一人暮らしの男性の方、それと三人家族の方がいらっしゃいます。

ということで、解体のお話ずっと以前からありましたけども、まずは1棟目のご家族の転居、他の住宅、あるいは他のアパートへの転居を粘り強く勧めて参りました。ということで、先ほど町長の答弁があったとおり、昨年転居、他のアパートに移っていただきまして、そこを解体できるという状態になりました。ということで、年数かかっているわけですけども、粘り強くその辺は転居の方を勧めて参ったという次第であります。以上です。

議 長

(榊原淑友 君) 1番、伊藤和子君。

1番議員

(伊藤和子 君) 町としては、いろいろな努力はされてきたということでございますね。また、今後に向けては、前向きなご答弁を頂きましたありがとうございます。そしてまた、町長の方から良い知恵はないかということがございました。3問目の質問とさせていただきますが、そこで、私の跡地の有効活用について二つの提案をさせていただきたいと思います。

現在、町営住宅団地の跡地に関しましては、検討しているということですが、私はもっと積極的に取り組むべきではないかと考えます。平成27年3月1日現在の森町の人口は19,292人となりました。18,000人台になるのは時間の問題で、定住対策をもっと加速化させ、本腰を入れていただきたいと思っております。

私は森町で生まれ育ち、森町が大好きです。ですので、この人口

減少を何とか防ぎ、消滅可能性都市と言われている森町を復活させたいのです。これからの森町を元気にさせるにはどうしたらよいか、将来のビジョンを明確化し、少子高齢化に立ち向かう覚悟で、様々な対策の提案をさせていただきたいと、そのように思っております。

まず一つ目に、今後の住宅団地の跡地、町の普通財産として所有する土地につきましては、積極的に民間等に売却するなりして、若い世帯が住宅取得しやすい整備が必要かと思えます。町の発展のためには若い世帯、特に子育て世帯の定住化に期待が寄せられています。現在、民間のアパートに住んでいらっしゃる子育て真最中の若いお母様方は、今の森町の子育て支援に満足しているという声が多く聞かれます。

このような背景をみますと、土地を取得しやすい整備が今後の定住対策の鍵をにぎっているのではないかと思います。住みたい場所を探して場所を決定するとき、母親・お母さんの視点が大きく左右します。今、森町に住んでいる若い世帯の方々を町外に転出させない対策としても、土地と住宅に対しての充実した支援は有効的ではないかと考えます。

二つ目に、介護予防、また、一人暮らしの高齢者対策につながる、跡地の有効活用でございます。現在お一人で暮らして寂しい方、仲間が欲しい方、健康面が心配な方、居場所を求めている方、家族の方が施設に入居させたいけれども予算的に困難な方など、現在の住宅環境に支障を来している方々に民間の力を生かした、安い家賃で住める高齢者のシェアハウスの提案です。

今まで、老後の住まいの選択肢は「自宅」に住み続けるか、高額な老人ホームなどの施設に入居するかしかありませんでした。町としても介護保険、補助金に頼らないような、新たな「老後の住まい」を模索しているのではないのでしょうか。今ある土地を活用して、時代の変化に合わせて未来に備えてみてはどうでしょうか。

生活に困る人が増えるほど、助け合いが必要になってきます。高

高齢者のシェアハウスは住宅を共有することによって、居場所が提供され、コミュニケーションも生まれ、自立・生きがいを見つけ、楽しい人生を送ることができる、今後の老後生活の新しい形ではないかと考えます。シェアハウスは高齢者が主役であり、生きる力が育まれます。お達者度上位の維持にもつながるのではないのでしょうか。

私達は、これからの森町の高齢者の方々がもっと豊かな気持ちで生活ができ、安心、そして心配のない住まいの提供を考えてあげなくてはいけない立場であります。そのような住まいを求めている声が上がっている現状にもっと耳を傾け真剣に寄り添い、どういう住まいを望んでいるのか、どういう形が理想的なのか見つめなおし、考えていくことから始め、早急に取り組まなくてはならないと思うのです。

今後の超高齢化に備え、10年先を見据えたシェアハウスの取組の提案をさせていただきます。このような考えについて、町長のお考えをお伺いさせていただきます。

議 長
町 長

(榊原淑友 君) 町長、村松藤雄君。

(村松藤雄 君) 今提案のございました、町内に住まわせるために活用するとか、あるいはシェアハウスで民間の活力を使いながらということのございますけれども、まず、お知恵を借りたいのはですね、現在住んでいる人を転居していただかないと、その土地の有効活用ができないわけなんです。ですから、行政としては、今の行政財産を、あの城下の団地を、撤去すべき団地として、位置づけをしたわけですから、その撤去をできるように、まずは住んでいる人に退去していただかなければいけないわけですから、そのためにどうすべきかと、退去ができれば、用途廃止をして、今伊藤議員のおっしゃるような形での活用ができるわけですから、まずは、その前段階としてやるべきことをやらなくてはならないということを申し上げたいと思います。

ちなみに、この牛飼の団地、あるいは赤根の団地も元は町営住宅でした。牛飼の団地についても、区画整理をして、周辺の人たちに

買っていただいて、今住宅として使われておりますし、一宮の赤根団地も、今交渉がきていて、外からそこに買って、森町に移り住んでみたいという方がいらっしゃって、ほぼまとまりつつございます。

ですから、この城下団地についても、場所はいい所でございますし、この退去をしていただいて、あそこが更地になれば、繰り返になりますけども、伊藤議員のような提案も可能かと思いますから、まずはその退去に向けて、やはり速やかに退去していただくためにはどうしたらいいかということに知恵を絞っていくことが大事だと思いますので、よろしくお願い申し上げまして答弁といたします。

議長 (榊原淑友 君) しばらく休憩をします。再開を13時15分から行います。

(午前12時15分 ~ 午後1時15分 休憩)

議長 (榊原淑友 君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

3番、吉筋恵治君。

3番議員 (吉筋恵治 君) 3番、吉筋恵治でございます。私は、通告に従い、森町の公立小学校・中学校の教育環境及び統合について、比奈地教育長の考えをお伺いします。

昨年12月26日の新聞報道によりますと、文部科学省は公立小学校・中学校の統廃合の基準を60年ぶりに見直す方針を決め、本年1月に新たな「統廃合手引」、「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」を公表し、新基準に満たない公立小・中学校を有する自治体に財政支援も含め、教育環境の整備に向け、学校統合を視野に強く指導をしていくとの内容でありました。

現在の統廃合基準は、1956年に各自治体教育委員会に通知され、既に60年が経過をし、基準と現状があっておらず、最大の点は、1校で12学級から18学級が標準とされますが、現状実態は全国約3万校の約半数が標準の12学級を下回っており、更に1校で6学級以下も約4千校を超えているとのことで、私たちの森町では、三倉小学校・天方小学校が6学級以下で4千校に含まれております。

また、6学級以下で違う学年と一緒に学ぶ場合には、これは複式

学級であります。速やかに統合を含めた対策を講じるよう指導していくとのことをございます。

また、以前の基準では、通学距離は小学校で4キロメートル、中学校で6キロメートルとされてきましたが、既に2007年、今より8年前に全国で約18万人がバス又はスクールバス等の利用で、現状と基準があつておらず、新基準では距離に時間を提示し、通学圏を大きく広げる内容とのことをございます。

この基準変更の背景には、設定基準と現状が大きくかけ離れ、教育環境を考える基準そのものになっていないこと、また、今後予想される児童・生徒数の減少による教育環境の悪化が予想されることや、国が人口対策として子どもをより産み育てやすくする環境整備及び若者支援対策も背景にあるようです。財務省では、学校統合による財政規律の立て直しの一つにも図りたいと考えていると言われております。

全国の様々な地域環境を考えますと、政策の一律適用は無理もあるかと思いますが、国の進む大きな方針に変化はないであろうし、その方向性は正しいと私は考えております。以上の事柄を前提に、教育長にお伺いします。

前井上教育長は、天方小学校複式学級に伴う全議員との会議において、統合の是非の判断は平成30年頃になるかと言われましたが、国の大きな状況変化も踏まえ、森町の教育環境の在り方も含め、小・中学校適正規模・適正配置等の課題について研究を重ねていくべきであると考え、新年度4月以後速やかに検討会を立ち上げるべきと私は考えますが、教育長の考えをお伺いいたします。

議 長
教 育 長

(榊原淑友 君) 教育長。

(比奈地敏彦 君) 吉筋議員の「教育環境整備と学校統合について」のご質問に、教育委員長に代わって、私、教育長からお答えします。

議員のご質問内容でも触れられていますように、文部科学省は、平成27年1月27日に「公立学校・中学校の適正規模・適正配置等に

関する手引」を作成し、発表いたしました。従来の指針は昭和31年ですので、58年ぶりの見直しがされたということになります。

見直しの背景等については、「少子化の進展等の状況変化」「市町村における検討状況の差」等が挙げられております。新しい指針は、6章から構成されており、「適正規模・適正配置について」「学校統合に関して留意すべき点」「小規模校を存続させる場合の教育の充実」「休校した学校の再開」「都道府県の指導助言・援助の在り方」等が章立てられております。このすべての章における中心軸は、「児童・生徒の教育条件の改善」の観点であります。

なお、この手引書は、国が公立小中学校を運営する自治体に示す目安で、強制力はなく、飽くまで各市町村における主体的な検討を行う際の参考資料として活用が期待されているものでございます。

森町においては、この手引書による規模適正化について検討すべき対象校として、三倉小学校、天方小学校、泉陽中学校が挙げられます。それぞれの学校とも、少人数校の良さを最大限に生かした取組や、デメリットを最小限にする教育活動に学校・地域をあげて取り組んでいることは、議員もご承知のことと思います。

今後についても、対象の小中学校において、川根地区で先行実施されているような「合同授業」や「合同部活」等が計画的に実現できるよう、支援の手を町当局と連携・協力しながら考えていきたいと思っております。

議員のご質問の泉陽中学校を含む、三倉小学校、天方小学校の今後の教育環境の整備及び統合に関する検討会の立ち上げについてですが、早い段階からの検討会は考えておりません。しかし、2月の全員協議会でご報告させていただいたように、保護者の中には多くの集団の中で子どもを学ばせたいと思って英断をされた方も出てきたことは事実ですので、手引書でも度々触れられている、行政の主体的検討を具現化する意味でも、PTAを通じ、まずは保護者同士がどのような考えをもっているのか話し合う会を開催していただけるよう、学校側に要請していきたいと思っております。

その内容を把握した上で、教育委員会内部で統合を含めた少人数校の今後の方向性について検討していきたいと思っております。また、一定の方向性が出た折には、これから設定されます「総合教育会議」の場でも検討していきたいと思っております。

学校の統合につきましては、文科省の手引きにも記述されておりますが、学校統合の適否の判断は、教育的観点のみならず、地域の様々な事情を総合的に考慮して検討しなければならない、とてもデリケートかつ困難な課題であり、保護者や地域住民と丁寧な対話を通じて合意形成を図りつつ、地域の実態を踏まえた方針や基準を定め、具体的な検討を進めていくことが求められています。

今後の町内の学校規模の適正化やそれが困難である場合の小規模校の充実策等につきましては、教育行政を預かる教育委員会として、町当局との連携を密にし、了解を頂いた上で、保護者や地域の皆さんに説明し、ご理解とご協力を頂きながら話し合っていきたいと考えています。

以上申し上げて、答弁とさせていただきます。

議長
3番議員

(榊原淑友君) 3番、吉筋恵治君。

(吉筋恵治君) 私は、今の三倉小学校、それから天方小学校、泉陽も含めまして、私は、個人的な考えであります、教育環境として、余りふさわしくないというふうに自分で考えております。

私は以前より、少し個人的に教育委員会の基本の取組に疑問を持つ部分がありました。この議会の質疑を通じて、森町の教育環境が今まで以上に一歩でも二歩でも進むことを願って、2問目の質問をさせていただきます。

私は10年ほど前から、8年にわたって社会教育委員をさせていただきました。本年より5年ほど前になりますが、三倉小の複式学級とやがて天方小学校の複式学級に入る備えとして、4～5年かけ教育環境の検討会を立ち上げたらいかがでしょうかと、社会教育委員会の会議の席上、提案をさせていただきました。

その折の前井上教育長の答弁は、そのことは学校統合のことも含

まれ、地域の微妙な面を踏まえると、地域から正式に提案又は要請があれば検討の対象ともなるが、現在においてはその考えはないとのことでした。この考え方は、平成25年度議会で、同僚の鈴木托治議員の学校統合の質問への町長の答弁とほぼ同じだったと思います。

しかし、私は一度自分たちの過去、教育環境を振り返ってみるべきではないかなと、そんなふうに思っております。教育長も、私を始めここにおられるほぼすべての方が、小学校では多くの友達とともに学び、遊び、運動や共同作業の中から物事を覚え、中学ではクラブ活動を選び、チームワークの意味を知り、競争も習得し、多くの友人と思い出を得、その環境の中、現在までの生活を土台として、更にお一方お一方の努力も重ね、現在の地位、又は立場に至っているのではないのでしょうか。

この場におられる多くの方が得てきた学校環境は、三倉小・天方小・泉陽中学校のクラブ活動も含め、大きく欠けていると私は思います。幼稚園を含め、学校教育の約半分は一定の人数の中、義務教育により社会生活を習得させることに示されております。

三倉小学校では、一部が複式学級になり12年目に入ります。全校複式になり7年を迎えます。天方小学校も昨年より複式学級になり、平成30年には全校で34人の推計となっております。年次を追い複式学級が増えていきます。しかし、これまで教育環境についての検討会も立ち上げられず、放置をされている状況を教育長はどのように考えられているか伺います。

次に、統合について地域から提案、要望が上がってくれば検討対象になる、この考え方にも私は疑問を持っております。

本来、教育委員会は過去から現在・将来の推計に至るまで、データや資料を持っており、組織として毎日仕事として教育を考え実働をしております。教育のプロの方々であります。特に教育長はプロ中のプロで、その頂点に今立っておられ、現在の教育を熟知し、教育はどうあるべきか、また、教育の理想や夢も持っておられること

と私は思っております。

一方、一般地域の人のほとんどの人が、学校の児童・生徒数も正確には知らず、教育環境などほぼ考えたこともないのが実態であります。勉強会や研修会に行くこともありませんし、情報も入ってきません。

なぜなら、そういうことこそ専門分野のことでもありますから、町政や教育委員会の行政に頼っているのが現状ではないでしょうか。にもかかわらず、ほぼ何も知らない人たちから提案や要望が上がってくれば検討の対象になるという、その行政スタンスは私には少々理解ができないのでございます。

本来、教育など専門的なことは町民の皆さんに方向性を示し、教育の在り方を伝え、教育環境を指導し整えることが、教育委員会の大切な仕事のひとつと私は考えております。「地域から提案・要望が上がってくれば検討対象になる」という考えがあることは私は認めます。しかし、その考え方が主にあるのでは、森町教育委員会としての独自性や理念に基づく教育行政が発揮できていかないのではと危惧を持っております。

今後の教育環境を考えると、この考え方は森町の教育行政の根本に関わると思っておりますので、以上2点についてお伺いをすると、もう一つ、私は義務教育というのが、人の一人一人の子ども的人生において大いに影響があると考えますか、それとも、さほどではないと考えますか。その3点についてお伺いをいたします。

議 長 (榊原淑友 君) 教育長。

教育長 (比奈地敏彦 君) まず1点目でございますが、放置されていたというあれですけども、実際問題、議員も承知のとおり、その学校自体が存続して、それぞれの成果を上げております。ですので、教育委員会というのは、基本的に民意反映、レイマンコントロール、実際的にいろんな立場の人が入って、教育委員会を構成しております。

そういう中の一人一人の教育委員が、時に地域の声、時に保護者

の声とかを聞きながら、小規模校の現実について向き合って参りました。実際、教育委員会としては、それぞれの各校への訪問というのは年に3回やっているわけですが、そういう中での評価というものは、議員ご指摘のとおり、当初は少ないからのデメリットの方が云々ということの視点もありましたけども、やはり回を重ねる中で、やはりデメリットをメリットに変える、そのデメリットの部分を薄くする取組ってという部分を、各地域や保護者、子供たちや職員がきちっと教育活動に向いていただいているというようなところを評価しております。ですので、その現実を放置して何もしなかったのではなくて、その成果をある程度認めた上での現実があるということで、是非ご理解をお願いしたい、そのように思っているところでございます。

もう1点の、教育委員会としてのがんばりどころというのですかね、そういうところについても、先ほど言いましたように、それぞれのお立場の方で協議をさせていただいております。1回も話題に上がっていないということではなくて、やはり教育委員に入ってくる情報というものを、それぞれの場の中で協議させていただく中で、小さい学校の良さというものを、森町の場合については、今早急に取り組む、ある程度成果が出ておるもんですから、それを見定めた上で、もう少し検討をしていきたいと思います、そういうスタンスでいます。

ただ、先ほども言いましたように、この手引書が出たということの意味合いを、先ほども議員と同じように重く受け止めるということについては、正直共通理解をこれから図っていきたいことだと思うんですけども、中にはこの資料の中で読んでいただければ分かりますけれども、存続させることの意義っていうのですかね、そのありきというような発想だけじゃなくて、やはり地域の実態に合った学校があるんだ、この中でどうあるべきかというものを話し合っていかなきゃいけないというスタンスで書かれていると思います。

ですので、ご質問でありましたように、人数の多いところで育つ

ことの意義、大変大きいと思います。でも、教育の中においては少ない中において、ずっと未来永劫育った環境の人たちもいらっしゃるというのも事実でございますので、そういう点もある程度教育の流れの中で精査して、もちろん地域性の特色っていう、地域のまさにおかれた特色、それと地域の活性化、コミュニティ、いろんな問題を踏まえて考えてくると、やはり今まで教育委員会が手をこまねいていて、何もしなかったって言う部分は、静観という言葉の裏に、ちょっとマイナスな点をとらえるかもしれませんが、やはりそこに地域の様々な事情が含まれているということで、今までにきたと思います。

先ほどのご指摘の中で、平成30年頃という前教育長さんのご指摘、提案の声がありましたけども、これも私も資料を見させていただきましたけども、数字が一人歩きしていただくとあれなんですけども、確かに平成30年辺りが、それぞれの学校で一度人数に変動、今までの大体平均的なあれから若干少し落ちたりというのが激しくなるよというご指摘で答弁された資料が残っております。

ですので、先ほど言いましたように、現実的には総合会議等の設置の中でも触れられなくちゃいけないと思いますので、これからについては時期、早いうちにそういう話合いの会を設けさせていただいて、そこからやはり方向性を見いだすと。それで、四人の教育委員会の中できっちり検討させていただいて、町当局に提案をしていくと、そういうスタンスでいけたらと、そのように思っているところでございます。

とにかく、義務教育については、本当におっしゃるとおりのあれですけども、義務教育そのものが、課題があるということじゃございませんので、地域の実態、まさに森町の実態を捉えた教育が、ずっと継承されている中での姿ですので、ご理解をお願いしたいなど、そのように思っております。

議 長
3 番議員

(榊原 淑 友 君) 3 番、吉筋恵治君。

(吉 筋 恵 治 君) 人数が少ないという中で、学校も教育委員

会も、これまで様々な学校対応として努力をしてきてくださっているということは、私は自分の地元においてもよく分かります。ただ、今例えば三倉の子どもたちが、大人の意見、論理は別にしまして、例えば二人で、又は三人で、今後もこれが続いていくわけですが、子どもたちは、その学校にいれば、それが普通の環境であると思っ
ているはずで
す。大人のような考え方はしませんから、それがどこでも自分たちと同じような考え方で教育がそういう場所であると思っ
て、指導に従っている。子どもは意見を言いませんし、思いま
せんから、ただ、最後に私が教育長にお伺いした、義務教育は非常に
私は人生に影響を大きく与えるものであるという観点に立っており
ますから、なるべく多くの中でのものを考え、共同作業の中からいろ
んなことを知るべきであるというふうに、私は考えております。

私は、3問目の質問に入っていく前に、昨年政務調査で得た一つの事例を、森町にとって参考になると思いますので、その概要を申し上げた後質問させていただきます。

昨年、神奈川県箱根町に行かせていただきました。大変教育に熱心であるとの話を聞き、昨年8月27日、同僚議員と政務調査に行かせていただきました。

箱根町は約15,000人で、ご承知のごとく観光の町でございます。平成7年、小林恭一氏が教育長に就くと、氏は1年をかけ同町の将来の教育環境調査をし、その結果将来の人口減少に伴い、平成22年～24年頃にかけて、各小学校・中学校の一部クラスが複式学級になるとの推計に基づき、平成8年、将来の教育環境を考える検討会を立ち上げます。「私設学校等適正配置検討委員会」なるものを立ち上げます。検討結果を踏まえ、平成14年「小・中学校施設適正規模配置計画の提言書」を作成します。平成16年「小・中学校統合実施基本計画」を作り、翌平成17年、行政・議会に基本計画の説明をするとともに、保護者及び各地域への説明を始めます。

行政と議会は説明を受けた後、教育委員会と協議を重ね、跡地利用も含め、教育環境整備共々、町の整備計画を県・国とも話し合いを

進め、平成20年、小学校3校を旧宮城野小に統合、中学校3校を旧明星中学校に統合し、各学校がいずれも1クラスも複式学級に入ることなく統合を終え、現在に至っております。

統合を終えると同時期、旧湯本小学校跡地は老人ホームへ、旧温泉小学校は統合した幼稚園に改園、旧仙石原中学校跡地は同町企画財政課が全国コンペをかけ、各企業の中から「学校法人 星槎学園」を誘致し、以前より仙石原地区には若者中心に人も増え、地域住民の好評を得ているとのことでございました。

小学校の通学は、専用バスで各家庭地区を廻り送迎する、中学校は従来のバス・鉄道を利用しますが、県及び国土交通省と協議し、全国初のバス・鉄道の共通定期を作り、小・中学校通学費はすべて町の負担とのことです。教育環境整備共々、町の活性化を進めており、町民の評価は極めて高いと聞いております。

説明の最後に、小林教育長はこのように言われました。

学校統合は、教育環境を中心に考えれば、どの学校も複式学級に1校も入ることなくまとめることができ、大変私は良かったと思っております。町長も行政、議会も常に教育委員会を支持してくれました。

大変だったのは、バスと鉄道の共通定期発行制度が国の制度になく、国土交通省に許可を取ることでした。箱根で全国初のパス制度を作ることができて大変良かったと思っております。

私は、教育に関して、小学校で同学年でドッジボールやサッカー、劇やコーラスができない学校は教育環境としてはふさわしくないものと考えております。小林教育長は少々強い口調でそのように申されておりました。箱根町は産業形態こそ違いますが、規模や合併をしなかった点も含め森町と類似しているところは、参考になると私は考えます。

また、去る2月25日には、浜松市の教育委員会に5人の議員と教育環境及び学校統合の在り方について勉強をさせていただきました。浜松市においても、教育委員会も独自の基準、考え方の元、教

育環境を考え、地域を尊重しながらも教育計画を平成17年から粛々と進めておられました。比奈地教育長に私は今後の森町の教育指導を大いに期待をしております。

以上申し上げた事例について、教育長は再度この子どもたちの教育環境をどのように思われるか、感想をお伺いしたいと思います。また、今後の森町の教育環境指導についてどのような理念又は指針で進めていかれるつもりか、考えを伺えれば有り難いと思います。以上、私の質問でございます。よろしく願いいたします。

議 長
教 育 長

(榊原淑友 君) 教育長。

(比奈地敏彦 君) まず、箱根町についても、浜松市等についてもっていうようなお話をさせていただいたわけですが、両市町とも、数年前より多分規模適正化委員会、又は独自の配置計画というのですかね、そういうものを提案をしながら、それを元に教育委員会として地域に投げかけていったと、そういうようなスタンスだと思います。

先ほど言いましたように、先ほど言った基本的な基準、文科省の基準のとらえる中で、私も考えるところ、私的なところは省かせていただきますけども、とにかく規模適正化については、今後森町についても従来のようにこのまま行くというのですかね、そういうには避けて通れないと、そういう認識については重々私も理解をさせていただいているところでございます。

ですので、先ほど言いましたように、本年度から総合計画等、教育会議等が開かれるわけですので、その中で議論がまずしていければと、そのような思いを持っているところでございます。

理念云々というものについては、実際教育というものについて、三倉小学校についても天方小学校についても、今私としては、基本的に地域に愛される教育がなされていると、そういうふうな自覚を持っているところです。ただ、先ほどから言っているような設置の人数等についてのデメリットについては、代え難い欠点ではございます。ですので、そちらにおいては本年度先ほど提案をさせていた

だいたいで出ましたように、川根等で実施している合同の授業、要するに大人数の中でもまれる経験っていうですかね、そういうものも少しずつ取り入れながら、現実を大事にしながら、これからの森町の教育のあるべき姿について、少しずつ教育委員会としても細部にわたる検討をして、町当局とも連携をとりながら、あるべき教育の姿というものを模索していけたらと、このように思っているところです。

議 長
7 番議員

(榊原淑友 君) 7 番、太田康雄君。

(太田康雄 君) 7 番太田康雄でございます。私は、先に通告いたしましたように、「教育委員会改革に伴う森町の対応について」と「遠州の小京都推進の進捗状況と新年度の取組について」の2問を、それぞれ町長に伺います。

まず、1問目の「教育委員会改革に伴う森町の対応について」です。自治体の教育委員会制度を改革するための改正地方教育行政法が昨年6月に成立しました。具体的な変更点は、大きく分けて3点といわれています。

1点目は、現行の教育委員長と教育長を一本化して「新教育長」とすること、2点目は首長と教育委員会を基本的な構成員とする「総合教育会議」を新設すること、3点目は学校の統廃合や小中連携など、教育行政の基本的方針である「大綱」を総合教育会議で協議し策定することです。施行期日は平成27年4月1日ですが、以上の3点について、森町の対応を町長に伺います。

次に2問目の「遠州の小京都推進の進捗状況と新年度の取組について」です。遠州の小京都の推進は、26年6月定例会で基本構想策定業務委託料3,300千円を補正し、今年度中の策定事業が進められていると思いますが、期末を迎え進捗状況はどうでしょうか。また、新年度においても遠州の小京都推進が重点化事業（主要事業）として掲げられていますが、27年度はどのような推進を検討しているのか、町長に伺います。

議 長

(榊原淑友 君) 町長、村松藤雄君。

町 長

(村松藤雄 君) 太田議員のご質問にお答え申し上げます。
初めに、教育委員会改革に伴う森町の対応についてのご質問にお答え申し上げます。

太田議員ご指摘のとおり、第186回通常国会において「地方教育行政の組織及び、運営に関する法律の一部を改正する法律」が平成26年6月13日に可決成立し、平成27年4月1日より施行されることとなりました。この改正は、昭和31年の本法の成立以来、約60年振りの改正であり、まず、改正の趣旨についてご説明申し上げます。

教育委員会は、教育の政治的中立性、継続性、安定性の確保に寄与してきた反面、昨今のいじめ問題など児童、生徒等の生命・身体や教育を受ける権利を脅かすような重大な事案が生じる中で、事案への迅速な対処ができていない、教育行政に関する権限と責任の所在が不明確である、地方公共団体の長との連携が不十分であるといった課題が指摘されてきました。

このような状況において、内閣の教育再生実行会議は、平成25年4月15日に「教育委員会制度等の在り方について」の提言を行うとともに、これを受けた中央教育審議会では具体的な制度設計に関する審議がなされ、同年12月13日に「今後の地方教育行政の在り方について」の答申が公表されました。

今般の改正は、これらの答申を踏まえ、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会との連携の強化とともに、地方に対する国の関与の見直し等を図る制度の抜本的な改革を行うものでございます。

次に、改正の概要について申し上げます。

第一に、教育行政の責任体制を明確化するため、教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者（新教育長）を置くこととし、首長が議会の同意を得て任命することとしています。ただし、施行日の平成27年4月1日において在任中の教育長については、その教育委員としての任期が満了するまで、又は自らが退任するまで現行制度

の教育長として在職するものとし、その間は、従来どおり、教育長と非常勤の委員長が併存することになります。

旧委員長については、旧教育長の任期が満了した時点、又は退任した時点で委員長としては失職しますが、委員としての任期が残っている間は、引き続き委員として在職することになります。また、新教育長の任期は3年とすることとしています。

第二に、地方公共団体に、首長と教育委員会が協議・調整する場として「総合教育会議」を置くこととしています。

また、首長は、同会議において、教育委員会と協議して、教育に関する総合的な施策の大綱を策定することとし、会議においては、「大綱の策定」、「教育の条件整備など重点的に講ずべき施策」、「児童、生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置」などについて協議・調整を行うこととしています。

第三に、教育長の事務執行に対する教育委員会のチェック機能を強化するため、教育委員が会議の招集を求める、教育長が委任された事務の執行状況を教育委員会に報告する、会議の議事録の目作成と公表を努力義務とするなどの規定を設けています。

第四に、児童・生徒等の生命又は身体の保護のため、国が教育委員会に指示ができる規定について、いじめによる自殺等が起きた後においても、再発防止のために指示できることを明確化しています。

以上が改正の概要となりますが、まず議員のご質問の具体的な変更点について森町の対応について説明申し上げます。

1点目の「新教育長」についてですが、現在の比奈地教育長におかれましては、平成26年4月より前教育長の退任に伴い、新規の教育委員として議会の同意を得て任命され、4月1日の教育委員会にて教育長として選任されました。その後、9月までの6箇月間の前教育長の残任期間を経て、9月議会に再任の同意を得たことから、10月1日から4年間の任期が始まり、半年が経過したばかりでございます。

新しい制度において、教育委員長と教育長が一本化される「新教

育長」の任命については、経過措置が認められ、現在の教育長の任期満了までは現行制度のままで良いとされていますので、私は直ちに新教育長を任命する必要もないことから、引き続き現行体制での教育委員会組織といたしたいと存じております。

2点目の「総合教育会議」の新設については、首長と教育委員が協議、意見交換する場として開催することになりますが、基本的な構成員は首長と教育委員で、必要に応じて学識経験者等の意見聴取ができるとされています。来年度は、第1回目を7月中旬までにまずは首長と現教育委員の6名で開催し、その後は必要に応じて、年間としては2回程度開催したいと考えているところでございます。

3点目の教育に関する「大綱」の策定については、現在、教育委員会では、町の教育の基本方針として「森の教育」を定めております。この方針には「森の教育グランドデザイン」が示され、静岡県の「有徳の人アクションプラン」に基づく教育行政の基本方針や、第8次森町総合計画に基づく構想をふまえ「心豊かな人づくり・夢づくり」を教育理念として、目標に向かって施策の展開が図られております。

新しい「大綱」においては、この「森の教育」を参酌して定めるようになりますが、「大綱」の内容については、法律上、地域の実情に応じて策定するものとし、地方公共団体に委ねられていることから、具体的な記載事項について示されていませんので、今後、教育委員会と協議しながら策定し、総合教育会議で調整して参りたいと考えております。なお、この総合教育会議の事務局は、現在の学校教育課に置くことを予定しているところでございます。

次に、「遠州の小京都推進の進捗状況と新年度の取組」について申し上げます。

遠州の小京都については、平成25年8月に「遠州の小京都まちづくり推進会議」を立ち上げ、9月からは作業部会を立ち上げ、協議・検討を行って参りました。このまちづくりの柱となる基本構想策定については、昨年6月の定例議会におきまして、補正予算をお願い

いし、構想案の策定を作業部会で進めて参りましたが、このほど、その構想案が3月17日開催の推進会議において報告され、ご承認を頂きましたので、近日中に町に提案される予定となっております。

この構想案については、3月5日に全国京都会議の事務局でもある京都市観光協会岡田専務理事にご来町いただき、私も同席の上で、この構想案についてご講評を頂いています。貴重なご意見を頂き、構想案についても講評の内容を取り入れ、「遠州の小京都」森町のまちづくりの目標や基本方針などを定めています。町に報告後、6月には議員の皆様にもご報告申し上げるとともに、構想案については、全戸に配布をいたして参りたいと考えております。

また、基本構想を策定する際に行ったアンケート結果等に基づき、「遠州の小京都」についてのPRについて積極的に進めていくように提案がございましたので、先の2月議会においてパンフレットの更新についてご承認を頂き、この予算につきましても、繰越明許をお願いしたところでございます。27年度の取組としては、この繰越明許を頂いたパンフレットの作成、そして、「遠州の小京都」の内容を盛り込み、町内外にPRを図って参りたいと存じます。また、遠州の小京都ゆかりの地などに案内看板の設置をし、来町者に対してご案内をして参りたいと存じます。

今後は、6月に基本構想を皆様にご提案させていただきますので、その後に「遠州の小京都まちづくり推進会議」において、基本構想を踏まえた具体的な基本計画をご検討いただく予定でございます。

以上申し上げ、答弁とさせていただきます。

議 長

(榊原淑友 君) 7番、太田康雄君。

7番議員

(太田康雄 君) まず、1問目の「教育委員会改革に伴う森町の対応について」であります。新教育長については、現行の教育長の任期中は現行の体制で行くということでありました。総合教育会議の新設であります。1回目を7月中旬、年2回程度の開催をということでございます。

それから、関連して大綱につきましても、現在の森の教育の基本

方針とされる、毎年冊子を出していただいておりますけれども、こちらのグランドデザインが主流になっていくだろうということでございます。

また、この大綱については地域の実情に応じて策定するというところで、法的には内容をこうしなさいという具体的なものはない、それだけ地域にとっては実情に応じたものを作成できるということだと思います。

先ほどの吉筋議員の一般質問への教育長の答弁の中にも、学校の統合問題について、これから総合教育会議の中で検討をしていきたいというお話もありました。そういった意味で、総合教育会議というのは非常に有意義なものになるでありましょうし、また、教育と行政の橋渡し、意見交換、一致して進むという意味で大変大きな役割を期待しているところです。

それで、先ほど小中学校、小学校等の統合問題については、総合教育会議に議題としてあげていくと、検討課題としてあげていくということでありましたが、その中で定められていく大綱、これは先ほど申しましたように、地域の実情に応じたものが策定されるということですので、この大綱で具体的にどの程度までそういった統合の問題等触れられていくのか、現在の段階での町長のお考えを伺いたいと思います。

また、先ほどは小学校の統合問題について質問がされたわけですが、小学校だけでなく、もう少し深刻なといいますか、急を要する課題として、幼稚園の統合という問題があるかと思います。27年度、三倉幼稚園が園児1名で運営していくという報告を頂いております。そのような現状を考えると、幼稚園の統合ということも、非常に喫緊な課題になっていると思います。

今までとといいますか、今もそうなんですが、幼稚園は教育委員会、また同じ幼児教育の片方を担うといいますか、保育の部分を担当、保育については保健福祉課というように、棲み分けがされているわけですが、幼児期の教育という面で考えれば、幼稚園も、また保育

園も区別はないのではないかとこのように思います。ただ、制度上監督省庁が違うということもありますので、担当課が違うという現状でありまして、そこが少しネックになっているのではないかとこのように感想も持っております。

子ども・子育て支援事業計画の素案が、先月行われました森町子ども・子育て会議において示されました。この計画策定の背景及び趣旨として、子ども・子育て支援制度では、子どもの最善の利益を実現する社会を目指すことを前提に、従来の子育て支援に関する制度や、財源を一元化して、新しい仕組みを構築し、幼児期の教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進していくことを目指しています、というように書かれておりまして、「質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」、「地域の子ども・子育て支援の充実」等に向けた取組の推進が必要だということが述べられています。

今まで教育委員会と保健福祉課という縦割り、又は棲み分けから、この幼児期の教育については、幼稚園、保育園がそれぞれ担っているという状況があり、また、森町においては幼稚園は町立であり、保育園は私立であるという面もありますが、そこで、一体化した取組、一元化した取組というものが、なかなか図られづらいところがあったのではないかと思います。

保護者にとってみれば、幼稚園でも保育園でも、制度上は幼稚園は教育、保育園は保育というようにされていますが、もちろん保育園でも教育を行っているわけで、保護者にとりましてはご自分のご家庭の生活スタイルに合わせてどちらかを選択していくわけですが、なかなかその受皿の関係で思うような選択ができないというような状況もあろうかと思います。

そのような問題が、今度総合教育会議が新設されて、その場で同じ土俵に上げられて、幼稚園と保育園の問題についても、一本化して、一元化して検討されれば、更に良い幼児期の教育の提供につな

がるのではないかと思います。

そのようなことで、まず、大綱の内容、また今申しあげましたような保育園と幼稚園のような問題も総合教育会議の中でとりあげていけるものかどうか、その点について考えをお伺いいたします。

2問目の遠州の小京都推進の進捗状況と新年度の取組についてありますが、6月議会の全員協議会で、遠州の小京都基本構想についてはご報告を頂けるということですので、楽しみにしたいと思えますし、また期待をしているところであります。

その中で、アンケート調査を行った中で、PRが必要だという声から、27年度においてはパンフレットを新調して作ることに、また案内看板を設置するという事業が既に決定されております。ただ、ここでPRが必要ということなんですが、遠州の小京都の何をPRするのか、それについて案内看板の内容については、教育委員会と協議して、これから内容について、また、設置する具体的な場所については決定していくということでもありますけれども、案内看板で何をPRするのか、また、パンフレットで何をPRするのか、それはとりもなおさず、遠州の小京都というものを、森町がどのようにとらえていくかということになるかと思います。その点について、町長のお考えを伺います。

全国京都会議の方からもお越しを頂いて、好評を頂いているということではありますが、この基本構想は、遠州の小京都のまちづくりの目標を示すものだということではありますが、その目標が何であるかということが、やはり何をPRするかということに結びついてきますので、その点についてももう少し詳しく伺いたいと思えます。

また、遠州の小京都のPRの目標、内容ということは、今後のまちづくりに関わってくることでありますけれども、今まで主に産業課、あるいは教育委員会、社会教育課で、この遠州の小京都については取組をされてきていると思えますが、まちづくりということとしてとらえるならば、もう少し二つの課にとどまらず、役場の各課で遠州の小京都という考えを取り入れた事業を検討してみたいかがか

なというふうに思います。

例えば、新年度天森橋の耐震について取組を始めるわけでありませんが、この天森橋をですね、舗装し直すとするならば、遠州の小京都らしく、その彩りを検討してみるとか、そういったことでも全課を挙げて、どの部分で遠州の小京都を実現していけるかという検討ができるのではないかと思います。

その点についても、お考えを伺いたいと思います。

議 長 (榑原淑友君) 町長、村松藤雄君。

町 長 (村松藤雄君) まず第一点の、大綱の中身についてお答え申し上げたいと思います。

大綱は、これから作るわけでございまして、基本的にはですね、大綱については総合的な教育の目標や根本となる方針を定めるもので、詳細な施策について策定することは求められてはおりません。主たる記載事項は、地方公共団体にゆだねておりますけれども、具体的には総合的な教育施策、学校の耐震化や整備、首長の有する予算や条例提案等がかかる事項についてが考えられるわけでございまして、土台は今来年度作成の森の教育が土台になってこようかと、このように思っているところでございます。

ですから、今具体的に幼稚園の統合とか、幼保育園のこととか、そういうことについてはどうなのということについては、現在まだ作成がされておられませんので、これらが載ってくるのか載ってこないのか、大綱の作り方次第でございまして、現段階で取り入れますとか取り入れませんとかいうことが定まっていませぬから、お答えできないということをご理解いただきたいと思っております。

それから、学校の統合については、教育長も答弁したところでございまして、これは一つの喫緊の課題でございまして、載るべきだろうと、このように思っておりますけれども、ただ、載る時期でございまして。載る時期としてはですね、まずは先ほど教育長が吉筋さんの質問に答弁したとおり、PTAを通じて保護者同士がどのような考えを持っているのか話し合う会を開催していただけるよう、学

校側に要請していきたいと思います。

その内容を確認した上で、教育委員会内部で統合を含めた少数校の今後の方向性について検討していきたいと思います。

また、一定の方向性が出た折には、これから設定されます総合教育会議の場でも検討していきたいと思います。こういうことから、具体的に学校を統合するの、あるいは統合しないのということについては、これらの答えが出たのちに、初めて検討されるべきものだと思います。

したがって、取り上げられるとしたら、こういうプロセスで今後検討をしていきますということが、取り上げられる内容になっていくのかと思います。ですから、今どう考えているのかということをおっしゃられたときには、このようなプロセスで統合については取り組んでいきたいと思いますし、このようなプロセスで進むことについて、この総合会議の場で議論をしていただきたい、このように思っております。

次に、遠州の小京都のPR、それから案内看板パンフレットが、どのような内容かということについてのご質問でございますけども、これは今具体的に作業を進めております産業課、あるいは教育委員会の社会教育課の方からその検討内容について答弁をさせたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

それから、まちづくり、この遠州の小京都のまちづくりは、各課で取り上げるべき問題ということは、これは当然のことであろうかと思っておりますけども、具体的な基本計画については、これから作る所でございますから、そういう視点で各課が取り組んでいただければ、町長としても指導をして参りたい、このように思っております。以上です。

議 長

(榊原淑友 君) 産業課長。

産業課長

(三浦 強 君) 産業課長でございます。太田議員の再質問にお答えさせていただきます。

最初にですね、アンケート調査についてでございますが、今年の

ですね、8月の25日から、9月の8日まで、アンケート調査を、この遠州の小京都をどの程度ですね、皆様に認知されているかというようなものを、アンケート調査をしました。その中で一番、森町に小京都らしいところはどこですかと言ったところですね、やっぱり京都に似た自然とか景観が、一様に最も多かったわけですが、その中でもやはり京都との歴史的なつながりだとか、伝統的な産業、芸能がどの程度のものが皆さんに認知されているかというものを調査しました。

そうした中で、やはり認知度が非常に低かったわけです。アンケート調査は。それに基づきまして、我々はこのPR、町内、あるいは町外に向けての小京都としてPR強化が求められているというような話の中から、意見を頂いた中から、このパンフレット、あるいは案内看板というものを設置していきたいというように考えております。

それから、案内看板でございますが、当初予算でもお話を申し上げてございますが、森町の5箇所にはですね、産業課としては予定しております。本町、仲町、新町、天宮、城下という5箇所について予定をしております。どこの小京都を視察しましても、歴史的な由緒書きなどが書かれております。この案内が書かれておりますので、これと同様にですね、由緒書き、小京都としての縁の地にですね、由緒書きなどをですね、設置をしまして、検討していきたいと。まず5箇所を先行的に設置しまして、今後の状況を見て増やしていきたいというふうに思っております。以上です。

議 長
社会教育
課 長

(榊原淑友 君) 社会教育課長。

(鈴木富士男 君) 社会教育課長です。教育委員会、社会教育課関係の案内看板でございますが、内容等につきましてはこれから検討をして参りたいと思っております。文化財についての看板でございますので、そういう内容を網羅したものを作成していく、遠州の小京都として見た観点からの内容も多分含まれてくると思っております。以上でございます。

議 長
7 番議員

(榑原淑友 君) 7 番、太田康雄君。

(太田康雄 君) 1 問目の教育委員会改革についてであります。この改革の大きな特徴と申しますか、それは、今まで教育行政と一般の行政とははっきり区別されていたところを、この改革によって、首長が教育行政に大きく関わるができるといったことが挙げられていますが、森町の場合、今まで行政と教育委員会、町長と教育長がうまく組み合わされて進められてきているのだなあと、それで、制度が変わっても町長としては特に自らの権限を教育委員会に大きくしようというお考えはないのだなということが分かりましたし、また、今日は他の方もいろいろなご質問がありますので、その中でも幾つか触れられることもあろうかと思っておりますので、簡単にまとめさせていただきたいと思っておりますが、遠州の小京都の方ですが、こちらも基本構想ができなければ何とも次のことはということになるかと思っておりますが、そういうお答えになるかと思っておりますが、あえてお伺いさせていただきますと、この遠州の小京都のまちづくりをどのように考えるか、これは案内看板を作る、PRのパンフレットを作る、いろいろなところを整備するといったことにとどまらずにですね、これから森町をどのような町にしていくのか、それには森町もいにしえからの成り立ちを学びながら、また、伝えられた伝統文化、歴史を学びながら、これからの将来を見据えていくということになるかと思っております。そういった意味では、新たに策定されます総合計画、あるいはまち・ひと・しごと創生総合戦略、こういったものの中にもまちづくりの思想と申しますか、精神と申しますか、そういった形で、この遠州の小京都が取り入れられるべきだと私は思いますけれども、町長はどのように思われるかをお聞きいたします。

議 長
町 長

(榑原淑友 君) 町長、村松藤雄君。

(村松藤雄 君) まさに、全国京都会議に参画した理由はですね、単に遠州の小京都をPRするというだけで参画したわけではなくてですね、森町という由緒ある歴史が、やっぱり町民のよりどこ

ろとして、遠州の小京都にふさわしい町を、一つのバックボーンとして、皆さんが生活し、またまちづくりを進めていく。だからこそ、遠州の小京都というものが大切ではないのかなと思った次第でございまして、したがって、そこの土台をしっかりと作らないと、やっぱりいけないと、やっぱり背骨を作るという意味で、基本構想をしっかりと作って、それを皆さんにお分けして、皆さんがその基本構想を見て、やっぱり森町というのはこういう町で進んでいけばいいんだ、こう思っていたきたいわけでございまして、それは、地方創生の戦略会議を通ずるものでございますし、総合計画にも通ずるものであろうと。だからこそ、この基本構想は、私はしっかりと作らなくてはならないと、このように取り組んでいるところでございまして、その思いは、太田さんと全く同感だと思いますので、是非よろしくご支援をお願い申し上げます。

議長 (榊原淑友君) しばらく休憩をします。再開を14時35分から行います。

(午後2時27分 ~ 午後2時35分 休憩)

議長 (榊原淑友君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

4番、中根幸男君。

4番議員 (中根幸男君) 4番、中根でございます。私は、先に通告いたしました2問について、町長に質問させていただきます。

初めに、地方創生に伴う「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定について伺います。

昨年11月、地方創生関連法である「まち・ひと・しごと創生法」及び「地域再生法の一部を改正する法律」が可決・成立いたしました。この法律は、急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある社会を維持することとされております。ご案内のように、国におきましては、昨年12月末、地方創生に向けた長期ビジョンと、今後5箇年の総合戦略が閣議決定されました。

こうした中、町では国の経済対策に合わせて、2月補正予算に「まち・ひと・しごと創生総合戦略策定事業」を先行実施するため、委託料が計上されましたが、総合戦略策定に当たり、どのような点を主眼に置いて策定を進められるか伺います。

次に、人材育成と人事評価について伺います。地方を取り巻く環境は、少子・高齢化、人口の減少、社会経済の構造変化等が進む中で、防災対策、子育て支援、産業振興、医療・福祉、教育等、諸課題に適切に対応するとともに、住みよい活力ある地域づくりを進めていくことが求められておりまして、これまで以上に的確な現状分析と将来予測に基づいた政策立案、行政サービスの提供、住民と連携した地域課題への対応が重要となっております。

このため、職員の能力開発や意識啓発等、人材育成に取り組まれている自治体も多いようですが、本町の平成27年度の研修計画はどのようなになっていきますか伺います。また、平成27年度当初予算に人事評価支援委託料が計上されましたが、人事評価制度導入のねらいと仕組みについて伺います。

議 長
町 長

(榊原淑友 君) 町長、村松藤雄君。

(村松藤雄 君) 中根議員のご質問にお答えいたします。初めに、地方創生に伴う「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定についてのご質問にお答えいたします。

総合戦略策定に当たり、どのような点を主眼に置いて策定を進めるのかということですが、議員ご指摘のまち・ひと・しごと創生法第4条及び第10条に国との適切な役割分担の下に、地域の実情に応じた自主的な施策を策定し、実施する責務を有すると規定されております。

したがって、国の「地方が成長する活力を取り戻し、人口減少を克服する」という基本目標の下、町の人口動向を分析し、将来展望を示す人口ビジョンと、それを基にした今後5箇年の目標、施策の基本的方向性や施策を提示する森町版総合戦略を策定していくことを考えております。

その際、人口の将来展望などを定める人口ビジョン策定については、基礎的な調査分析が必要となってきます。人口の変動要素でございます、出生や死亡に関する自然増減や、転入転出に関する社会増減に関する分析を実施したり、将来人口を推計していきたいと考えております。また、人口増減に起因すると考えられる、結婚・妊娠・出産に関する調査等の各種のアンケート調査も併せて実施する予定でございます。

そして、総合戦略の策定ですが、地方人口ビジョンの人口に関する目指すべき将来の方向を踏まえ、基礎調査等の現状の評価から課題を抽出し、整理して施策を検討して、森町の実情に応じた平成31年度までの目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめるものとなっております。

その際には、森町の人口減少に歯止めをかけ、増加に転じていくような、地域雇用の創出を促進する事業、定住や交流人口の増加を図る事業、子育てしやすい環境づくりといった点に主眼をおき、地域の実情に合った独自性のある総合戦略を進めていきたいと考えております。さらに、策定の際には、「この地域をどうしたいか、何が必要か」という視点に立って、庁内協議にとどまらず、外部有識者からのご意見も頂きながら進めていきたいと考えております。あわせて、事業実施後のフォローについても、PDCAサイクルに基づき、効果検証と改善方策も実施していきたいと考えております。

いずれにいたしましても、地方創生については、国及び地方を挙げて取り組むべき重要項目であると認識しておりますので、議員の皆様方におかれましても、ご支援ご協力をお願い申し上げます。

次に「人材育成と人事評価について」申し上げます。

1点目の「平成27年度の研修計画」のご質問でございますが、まず、例年行っております静岡県市町村振興協会主催の新規採用職員、中堅職員、新任管理者研修、地方自治法研修及び県・市町が合同して行う自治研修所でのコミュニケーション能力向上、創造力・発想力強化、戦略的発想力開発講座など、職員のスキルアップ向上のため

めの研修への参加を予定しております。

また、町単独での研修といたしましては、近年の急激なストレス社会に対応するため、ここ数年実施しておりますメンタルヘルス研修、その他にもプレゼンテーション能力向上研修、理解力向上研修などや職員の交通安全に対する意識を徹底するため、臨時職員も対象とした交通安全教育を予定しております。さらに、新年度につきましては、合併60周年記念の一環として、北海道森町への職員派遣研修を予定するとともに、JC青年の船への参加を計画しております。

2点目の人事評価制度導入のねらいと仕組みでございますが、平成26年5月に公布されました地方公務員及び独立行政法の一部を改正する法律に基づき、平成28年4月1日から全職員を対象とした人事評価制度の導入が地方公共団体にも義務付けられました。

近年、地方公務員には、地方分権の一層の進展や住民ニーズの高度化や多様化等により、職員一人一人に課題解決能力と高い業績を上げることが従来以上に求められるようになりました。そこで、個々の能力と実績に基づく人事管理を徹底し、より高い能力を持った職員を育成することにより、組織全体の士気高揚、公務能率の向上を図るとともに、行政サービス向上の土台をつくることが今回の人事評価制度の大きなねらいとなっております。

次に、仕組みでございますが、職員の職務上の行動等を通じて顕在化した能力を把握するため、企画立案、専門知識、協調性などを評価する能力評価と職員が果たすべき職務をどの程度達成したかを把握する業績評価の二本立てで評価して参ります。この評価に当たっては、年度当初に評価者と被評価者とが面談の中で目標設定を行い、業務を遂行していく中で、指導・助言を通じて職員育成も同時に行って参りたいと存じます。

また、評価は5段階で行い、評価結果を職員の任用、昇給、分限等の人事管理に反映することにより、職員の能力と士気の向上を図って参りたいと考えております。

以上申し上げまして、私の答弁といたします。

議 長
4 番議員

(榑原淑友 君) 4 番、中根幸男君。

(中根幸男 君) 国の総合戦略はですね、人口の減少対策から子育て支援、雇用の創出、地域経済の振興等、大変幅広いものになっております。また、熱意のある地方の創意工夫を全力で応援するとしております。森町では、新東名が開通し、内陸のフロンティアを拓く取組に期待が寄せられております。そこでですね、少し視点が違うかもしれませんが、総合戦略と内陸のフロンティアを拓く取組との関係を、どのように考えておりますか伺います。

それから、人材育成と人事評価の関係ですが、人材育成の観点からですね、自己啓発として、職員が自ら研修に参加したり、あるいは先進地を視察した場合の補助制度も必要かと思いますが、どのようになっていますか伺います。

また、同時にですね、県並びに他の市町への派遣、及び人事交流も重要かと思いますが、その点どのようになっていますか伺います。

それから、人材育成と合わせて人事評価制度を導入する自治体が増えております。町長の答弁ですと、28年4月から、全職員を対象に義務づけがあると伺いましたけども、この人事評価制度を導入する自治体もですね、近年増えております。意欲のある職員がそれなりに評価されることは、職場のモチベーションを高め、組織の士気や公務能率向上にもつながるものと思っております。基本的には人事評価制度のスムーズな導入と運用を期待しております。

そこで1点だけですね、現在行われております評価ですね、現行の勤務評価制度との違い等について、分かりましたらお願いしたいと思えます。

議 長
町 長

(榑原淑友 君) 町長、村松藤雄君。

(村松藤雄 君) まず、内陸フロンティアの取組と、地方創生との関係の質問がございました。これについてお答えを申し上げたいと思えます。

地方版総合戦略の策定に当たっては、市町村は基礎的な地方公共

団体として、地域の特色や地域資源を活かし、住民に身近な施策を幅広く盛り込み実施することが期待をされております。また、内陸のフロンティアを拓く取組については、ご承知のとおり、防災・減災と地域成長とを両立し、安全・安心で魅力ある地域づくりを目指した政策でございます。

したがって、地方版総合戦略においては、主に仕事づくりの施策として、安定した雇用を創出したり、地方への新しい人の流れを作るため、重点的に推進する施策として、内陸のフロンティアを拓く取組を盛り込むことになろうかと、このように思っております。

したがって、地方版総合戦略の策定に当たっては、内陸のフロンティアを拓く取組が一つの核になると、このように考えております。

次に、ちょっと順序が変わりますけども、人事評価と勤務評定の違いについてお答え申し上げたいと思います。

全職員を対象とした人事評価制度を導入するに当たりまして、違いといたしましては、能力評価に加えて業績評価も導入して、2本立てで実施することになります。また、評価基準、評価結果を職員に示すとともに、評価結果等の苦情処理の仕組みを整備することにより、勤務評定に比べて、能力・実績主義を実現するための手段として、客観性、透明性を高めることが可能となり、評価結果を職員の任用、昇級、分限等の人事管理に反映することにより、職員の能力と士気の向上を図っていくことができると思います。

さらには、面談や自己申告を取り入れることにより、結果の善し悪しだけでなく、本人の振り返りや業務を推進していく中で、指導・助言を通じて職員育成も同時に行っていくことになります。

人事評価については、以前から民間の評価をお聞きしながら、とりあえず役場の管理職を対象に、どのような評価制度を構築したらいいか検討をして参ったところでございます。これが全職員にも導入するというところでございますので、今までの検討結果を基に、更により良いものに作り上げていきたいと、このように思っております。

いるところでございます。

次に、人事交流についてでございます。これから人事交流の進め方については、25年度から2年間、県から技術職員を受けておりますし、株式会社アクティ森、中遠広域事務組合、静岡県後期高齢者医療広域連合、及び地方公共団体情報システム機構へ職員を派遣しているところでございます。新年度については、引き続き株式会社アクティ森や地方公共団体情報システム機構へ職員を派遣する予定でございます。

これから地方創生等々を推進するに当たって、人事交流、どういう分野においてどういう人材を交流させていくことが、より森町としていいのかについては、従前の制度を踏まえつつ、また新しい分野での人事交流を、今後検討していくことが必要だと、このように思っているところでございます。

なお、職員の研修への補助制度については、総務課長の方から答弁をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長
総務課長

(榊原淑友 君) 総務課長。

(杉山眞人 君) 総務課長です。中根議員の最初の質問でございます、自己啓発としての、職員自ら研修に行った場合の補助制度はどうかと、こういうようなご質問でございますが、自己啓発といたしまして、職員が自ら研修に参加したり、先進地視察をした場合の補助・助成制度というのは、一般会計の中ではございませんが、森町職員互助会において、自己啓発研修助成事業というのがございまして、これにつきましては、業務に関連する研修に参加する場合について、年度内1回に限りですね、上限10千円を助成するというものでございまして、今までには健康運動指導士登録更新講習会とか、宅地・建物取引主任者法定講習会など、業務に必要と思われるものに対して助成をしております。

このように、職員の自己啓発につきましては、森町職員互助会の制度を活用しながら進めていくことになろうかと思っております。

また、業務にどうしても必要な場合につきましては、各課の方で

予算を計上しておりますが、急遽研修に参加する必要が生じたこと、
こういう場合はですね、予算がないものですから、総務課の方で無
指定といたしまして、若干予算を持っておりますので、その中で対
応している状況でございます。以上でございます。

議 長
4 番議員

(榊原淑友 君) 4 番、中根幸男君。

(中根幸男 君) 町長の答弁の中で、地方創生の関係ですけれども、外部有識者というふうなお話もございました。国からの通知を見ますとですね、今回の地方版といいますか、まち・ひと・しごと創生を
実行する上では、住民や関係団体あるいは、民間事業者等の参加・協力が重要であることから、住民代表や産業界等で構成する推進組織で審議するなど、広く関係者の意見が反映されるようにすることが重要であるとしております。

私もそのように思いますが、本町において、総合戦略策定あるいは推進に当たり、委員会等の組織を設置するお考えがあるか伺いたいと思います。それからもう 1 点ですね、地方版総合戦略には、執行部と議会が車の両輪となって推進することが重要であることから、議会においても十分な審議が行われるようにすることが重要であるということとしております。その点はですね、今後どのように進められるか、お考えがありましたら伺いたいと思います。

議 長
町 長

(榊原淑友 君) 町長、村松藤雄君。

(村松藤雄 君) 同じような質問が、次の小沢議員の質問からもなされておりますけれども、住民の意向を把握したり、今指摘のありました産業界、あるいは団体やグループ等々の人たちの意見を聴いて進めるべきだということは、全く同感でございます。

ただ、既存の委員会を活用しながらこれを進めるのか、全く新しい委員会を立ち上げて進めていくのか、それについてはまだどちらで行こうか方向性は出しておりません。既存の委員会といいますと、行政改革委員会がございまして、ここには民間からもヤマハモーターエレクトロニクスの社長とか、あるいは豊田合成の森町工場の工場長さんとか、こういう町内の有力な企業の方々にもご参画を頂い

ておりますので、そういう皆さんとの意見交換をしながらですね、まずはどういうメンバーでどういう体制で進めることがいいのか、今後早急に検討していきたいと思えます。

現段階でどちらに行くという方向性が出ていないもんですから、お答えできないことをご容赦いただきたいと思えます。

次に、議会との関係ですけれども、ご質問は議会とのどういうことを望んでいるのでしょうか。

今議会では全員協議会の場がございまして、全員協議会での意見交換ということがございますけれども、全員協議会ですと限られた時間でございますから、私はある程度方向が出た折に、全員協議会とは違う形でね、これだけを単独の議題として意見交換、議論ができる場を設けたいなど、このように思っているところでございます。それが議会開会中であるのか、あるいは違う場であるのかは、これはこういう内容の進捗状況を見ながら、場を設定したいと思えますけれども、いずれにしても、皆さんと十分な意見交換ができる場を設けて取り組んで参りたいと、このように思っておりますので、その折には万難を排してご出席いただきますようお願い申し上げます。

議長
12番議員

(榊原淑友君) 12番、小沢一男君。

(小沢一男君) 12番、小沢です。通告に従い3問質問させていただきます。

1問目は、地方創生について、私も町長に質問をさせていただきますけれども、もう答えは出ておりますけれども、中根議員と同じように質問させていただきます。

私は、地方創生というのは大変難しい言葉であると、このようにまず認識しております。その中で、経済、雇用、環境はとても大切です。その真ん中にあるのはいつも人であり、施策のすべてが目指すのは人の幸せであり、人が生き生きと何よりもその人らしい日々を過ごせるまちであること「ええら森町！～みんながチカラの郷づくり 古きをいかして新しきを創る～」住んでよかった森町、町民が生きる地方創生でなければならないと思っております。

国は、15年先の新ビジョン、5年先を目指した地域総合戦略を掲げ、今、地域の特徴を生かし、持続的な社会を創生する地方創生が叫ばれていますが、地域の力をたくましく発揮できるには、しっかりした組織づくりを進めることが大切であり、森町の将来にとって重要な意味を持つのではないのでしょうか。住民の高齢化や人口流出に直面する本町にとって、町の衰退に歯止めをかけ、どのような展望を開いていくか、魅力あるまちづくりを進めなければ活路は切り開けません。

村松町長は、所信表明で森町の地域の特性や可能性を生かした地方創生に取り組み、地域資源を活かしたまちづくりを推進していきたい、また、土地利用の活性化、企業・人の誘致、医療・福祉施策の充実及び子育て支援対策など、将来にわたり住みよいまちとなるよう町民の皆様の英知とご支援・ご協力を頂きながら、誠心誠意取り組んでいくと言われました。

1点目は、地方の力量が大きく問われる時代に入りますが、本町も地方版総合戦略の5箇年計画に向けての基本目標は、森町の安定した雇用の創出、人の流れの転換、若者の結婚・出産・子育てに対する希望の実現、時代に合った地域づくりの具現化についてであります。また、2015年度までに地方版総合戦略の策定が努力義務として課せられていますが、組織づくり、計画の進捗状況について伺います。

2点目は、作成作業が本格化していると思いますが、魅力あるまちづくりや人を呼び込む対策に何が必要か、私は、実践、体験と現場の声を聞くための住民参加に軸足を置く「女性の力」「青年の力」「高齢者の力」であると思います。

女性の社会進出が注目されている今、女性の活躍は地場産業の活性化など、地方創生とも密接な関係があります。一例をあげれば、農村部では、農業就業人口の半数は女性です。女性の新規就農者も多く、産地直売所の運営も女性が中心です。販売PRなどは女性が持つ特質に大きな期待が寄せられ、女性の知恵と力を結集し、生活に

密着した女性特有の着眼点や柔軟な発想は、地域に眠る資源を掘り起こす鍵になり、地域を元気にする「女性力」に大きな期待が寄せられています。

また、近年、地方への関心を強める若者も多くユニークな発想、斬新なアイデアを取り入れ、町の魅力を新たに創造しつつ、地域の未来を拓くために若い力は大切です。農業の後継者問題が最大の課題であり、今日田舎の魅力を稼げる農業など可能性を見だし、就農を志す若者が着実に増えていると伺います。地域貢献の就農青年が起爆剤となり、地域繁栄の原動力になってもらうために「青年の力」は、地域活性化へとつなげていけると思います。

そして、高齢者です。調査によりますと、日本人の70歳代の体力年齢は過去最高となり、15年前に比べ5歳以上も若返っています。元気な高齢者が地域をつくり、社会を発展させる時代に入ったと考えます。「地域力」は「つながりの力」と言われていますが、「知恵と人脈の宝庫」である高齢者は、まさに地域向上の主役の存在であります。私は、地域の課題を的確に提言できる、そうした方々に今こそ光を当てたとき、活力ある森町の未来が開拓できると思います。

提案です。実践、体験と現場の声を聞くための住民参加、いわゆる住民がどれだけこの問題に当事者として関わられるかが問われる、「女性力」「青年力」「高齢者力」の組織作りの考えについて伺います。

2問目は、地域包括ケアシステム構築についてであります。私は昨年夏、お忙しい中を村松保健福祉課長にアンケートをお願いしました。質問させていただきます。

本格的な少子高齢化、人口減少社会を迎え、国では医療と介護を一体的に推進する、「地域包括ケアシステム」を柱にした医療介護総合確保推進法が成立し、高齢者が住み慣れた地域で医療、介護、予防、住まいのサービスが一体的に受けられ、支え合う地域社会の構築の推進がスタートしたところです。厚生労働省は、2025年に向

けて地域の自主性や主体性に基づき、市町村が地域の特性に応じた地域包括ケアシステムを構築するとしております。

皆さんもご存じのように、2025年とは団塊の世代が75歳以上になる時期、認知症の人が最大で約730万人に達するという厚生労働省研究班の推計に波紋が広がっています。このように、高齢化が進む一方、社会保障の見直しや、介護の担い手不足も予想される中、認知症になっても、高齢者にも住みなれた地域で自分らしい生活を続けられる新しいケアシステムの構築は、これからの深刻な高齢化社会への対応に欠かせない、重要なことでもあります。

1点目は、地域包括ケアシステムは、保険者である町が町部、山間部、農業地域では高齢者を取り巻く環境が大きく違うように、実情・特性に合った仕組みでなければ機能しないのは明らかだと思います。森町にあったシステムをいかに築くかが重要であり、喫緊の課題だと思いますが、方向性について伺います。

2点目は、認知症対策について伺います。

認知症に対する誤解や偏見がいまだに根強い。また、地域の人達から嫌がられたり、人間としての尊厳を傷つけられていると伺います。年齢を重ねていけば、誰もが認知症になり得る時代に入ったということを理解し合うことが出発点ではないでしょうか。

高齢化社会とは、みんなが支え合い、地域の絆を深めることで、町民が認知症への誤解や偏見をなくし、住民同士が「互助」「共有」で患者、家族が安心して生きていけるようにすることが大きな課題であり、認知症への理解と対策を講じていく大きな転換期に差し掛かっていると思われれます。仕組みづくりについて伺います。

3点目は、認知症初期支援チーム設置運営、認知症支援員配置について伺います。

認知症、高齢者にやさしい地域づくりに向けた国の「認知症施策総合戦略」に基づき、認知症が疑われます早期の段階から、診断やサービスの相談が受けられるよう訪問支援を行う「認知症初期集中支援チーム」の設置運営、また、認知症支援員配置は、町が体制づ

くりをすることになっております。今後27年度以降検討していく予定とアンケート調査ではご回答いただきましたが、体制づくりの進捗状況について伺います。

4点目は、在宅医療についてでございます。

ここ数年で在宅医療という言葉はかなり一般的になってきました。しかし、在宅医療という言葉は知っていても、実際にはどのような医療なのか理解しづらいという声を聞きます。

一例を挙げますと、初歩的なことでありますけども、「在宅医療を受けることができる人・来てくれるのはどのような人・健康保険は・自宅継続できる在宅療法に何があるか・治療には・往診と訪問診療の違いは・医療機関を選ぶ目安」など、在宅医療、介護の連携が円滑に進んでいくためには、町民が在宅医療についてよく理解して選択することが基本となると思いますが、町独自のパンフレットの配布等具体的な普及・啓発・活動について、また、多職種協働（医師、歯科医師、薬剤師、看護師、リハビリ職種、ケアマネ、介護士）等に対する在宅チーム医療を担う人材の育成確保をどのようにしていくのかお伺いいたします。

5点目は、認知症への学校教育について伺います。

核家族化が進み、若い世代は高齢者と生活する機会が減り、身近に認知症を理解する場面が少ないと思います。認知症に対する正しい知識と具体的な対応力等を学校教育に活かすべきではないでしょうか。推進について伺います。

6点目は、お達者度県下一のアピールについてであります。

2015年1月現在の高齢化率は65歳以上の人口は26.2パーセント、既に四人に一人の割合となって、それと比例して認知症を患う高齢者の数も増加している中、「健康」と「不健康」の差は広がっています。健康な高齢者をいかに多くするか、社会全体の課題だと思います。

法律や医療上の対応策もありますが、長寿科学振興財団によれば、最も重要なのは、高齢者自身が日常をいかに充実して送れるか、地

域の社会関係の豊かさが健康度自己評価などの高齢者の健康度に影響すると言われます。また、「達成感」や「役割意識」が生きがいのポイントだとも言われています。年齢を重ねるごとに身体が衰えてくるのは仕方のないことです。「できるだけ健康で長生きしたい」と誰もが望み理想とするところです。

静岡県が全国に先駆けて市町別に算出を始めたお達者度は、森町がトップ、ほかの地域と比較すると運動習慣、緑茶の摂取量が多い事実が分かったと聞きました。町の誇りとしてアピールして、老若男女町民すべてが共有認識を持てるまちづくりについて考えを伺います。

3問目は、公衆・学校トイレ洋式化についてであります。

かつて公衆トイレは、まちづくりや施設設計の上で余り重視されず、後回しに考えられがちな存在でありました。しかし近年では、公衆トイレがその場所のイメージを左右し、ときには美的観点からも集客にも影響することから、優先課題の一つとして公衆トイレの整備があげられるようになって参りました。また、ユニバーサルデザインや防災などの観点からも、誰もが安心して使える公衆トイレの重要性が増しています。

町内の屋外公衆トイレが、ご年配の方は膝や腰に痛みを感じている方が増え、障がい者など、和式トイレでは使用できない状況と伺います。町民が健康な日常生活を送る上で、散歩、ウォーキング、レクリエーションなどで快適に利用できることは、欠くことのできない要件であると思います。町民の方からも洋式化を求める声が寄せられますが、整備計画について伺います。

次に学校トイレ洋式化について伺います。現在では、生活様式の変化に伴い、どこの家庭でも和式から洋式トイレの普及率が高まり、本町の幼稚園、小中学校におきましては、徐々にではありますが洋式化への改修が進んでいるようですが、学校設置戸数全体に対する洋式トイレの割合は、幼稚園55パーセント、小学校は34パーセント、中学校は24パーセントと、小中学校は依然として和式トイレが主流

を占めています。

子ども、生徒が和式に抵抗があって、洋式でしか用を足せないということで、我慢して体調を崩されたという事例も聞いております。また、学校トイレは災害避難所としての機能も必要とされます。

避難される方々の中には、お年寄りや体の不自由な方もいらっしゃいます。一般家庭での普及状況を考えますと、使用しやすい洋式トイレへの切替えを今考える必要があると思いますが、今後の具体的改修計画をお伺いし、質問とさせていただきます。

議 長 (榊原 淑 友 君) 町長、村松藤雄君。

町 長 (村松 藤 雄 君) 小沢議員のご質問にお答えいたします。初めに、地方創生についてのご質問にお答えいたします。

1点目の基本目標、時代に合った地域づくりの具体化でございますが、先ほど中根議員の答弁でも説明しましたけども、国の「地方が成長する活力を取り戻し、人口減少を克服する」という基本目標の下、まず最初に町の人口動向を分析し、将来展望を示す人口ビジョンの人口に関する目指すべき将来の方向を踏まえて、主な政策や基本目標を設定していきたいと考えております。その際、時代に合った地域づくりが必要になるため、当町の特色や地域資源を活かし、住民に身近な施策を幅広く総合戦略に盛り込んでいきたいと考えております。

具体的な取組は平成27年度からとなりますが、各種必要なアンケート調査を実施し調査分析をしていく中で、具現化に向けた検討を進めていきたいと考えており、内陸フロンティアを拓く取組の中で企業誘致の推進による地域雇用の創出、子育て支援施策の充実など、住みよいまちづくりを進めて参りたいと考えているところでございます。

2点目の組織づくりについてでございますが、住民の声を聴くということは重要なことであると考えております。「女性力」「青年力」「高齢者力」は、大事な力でございますし、そういう方々の意見を把握することは、重要なことと考えております。

したがいまして、女性や若者、高齢者等の現場を支える人たちの団体やグループ、地域づくり活動として協働のまちづくり事業を実施している団体等からも幅広くご意見を伺いながら進めていくとともに、民間企業や有識者から構成されます既存の委員会等を活用しながら審議することも考えられますし、また、新たなメンバーで委員会を設置することも考える必要があるかと思えますけれども、今どちらにしようかは決めておらないところでございます。

また、策定期間が平成27年度中の早めの時期の策定を求められている現状もございまして、タイトなスケジュールとなっておりますので、スムーズに策定できるような仕組みも必要であると、このように思っております。今後につきましては、県や近隣市町とも十分に意見交換や協議を行いつつ、森町の独自性あふれる総合戦略としていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、「地域包括ケアシステムの構築」について申し上げます。小沢議員の質問でございますけれども、介護保険法の改正により、平成27年4月1日施行の内容でございますので、1点目から4点目まで、まとめてお答え申し上げたいと思えます。

今回の介護保険法の改正につきましては、団塊の世代が75歳以上となる平成37年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される、地域包括ケアシステムの構築を推進することとしております。この地域包括ケアシステムにつきましては、地域包括支援センターと同様、エリアとしてはおおむね30分以内に必要なサービスが提供される、日常生活圏となっておりますことから、一つの目安として、人口2万人に1箇所ということも示されておりますので、ご質問のように、町部、山間部、農業地域という、このように森町で細かく分けることは難しいと思えますから、一つの包括ケアシステムの中で、これらの課題に取り組んでいくことになろうかと思えます。

そして、地域包括ケアシステムの構築のための地域支援事業とし

て、「在宅医療・介護連携の推進」、「認知症施策の推進」、「地域ケア会議の推進」、「生活支援サービスの充実・強化の取組」を充実させることとしております。

それでは、制度の概要を順に説明させていただきたいと思います。

まず、「在宅医療・介護連携の推進」でございますが、医療と介護の両方を必要とする状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域医師会等との連携により、在宅医療・介護の一体的な提供体制を構築することとしております。

次に、「認知症施策の推進」でございますが、早期診断・早期対応等により、認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、認知症初期集中支援チームの設置や認知症地域支援推進員の設置などの支援体制づくりを図り、相談体制の強化を図ることとしております。

次に、「地域ケア会議の推進」でございますが、多職種協働による個別事例のケアマネジメントの充実と地域課題の解決による地域包括ケアシステムの構築を図ることとしております。

最後に、「生活支援サービスの充実・強化」でございますが、高齢者のニーズとボランティア等の地域資源とのマッチングにより、多様な主体による生活支援を充実することとしております。具体的には、生活支援サービスの充実に向けて、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発や、そのネットワーク化などを行うなど、「生活支援コーディネーター」の配置や協議体を設置し、高齢者の在宅生活を支えることとしております。

いずれの事業も平成30年3月までに実施していくものでございまして、国では事業の取組に対する指針として、「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン」を示しております。しかし、まだ案の段階で、今後も内容変更もあることが想定されておりますので、今年度は、事業実施に向けての情報収集と調査研究をしていくこととしております。

今後は、介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインが正式に示されましたら、ガイドラインに基づいて、公立森町病院や開業医等関係機関との連携を図り、体制等整い次第、速やかに取り組んで参りたいと存じますので、今しばらくお待ちいただきたいと思ひます。また、事業の実施に当たっては、住民の皆さまのご協力を頂くこともあろうかと思ひますので、広報やパンフレット等を通じて周知に努めて参りたいと思ひます。

次に、5点目の「子ども・生徒への認知症、学校教育」ですが、認知症の基礎知識や接し方などについて学ぶ「認知症サポーター養成講座」を平成21年度に希望する小・中学校を対象に実施しました。そして、平成22年度からは、全中学校と希望する小学校で実施しております。

本年度は、既に全中学校1年生と天方小学校4年生を対象に実施し、185名の児童・生徒が受講しました。21年度からの児童・生徒の受講者数は、累計で約1,100名となっております。今後も教育委員会と連携し、児童生徒が認知症について理解を深めるよう本講座を継続実施し、啓蒙して参りたいと思ひます。

最後に、6点目の「町民がお達者度県下一の共有認識を持ったまちづくり」ですが、県の発表によりますと、お達者度の上位の市町の特徴として、緑茶の摂取量が多いとの結果が出ておりますので、昨年12月に、森町茶業振興協議会のご協力により、茶業振興とともにお達者度を周知するための懸垂幕を作成し、役場庁舎及び保健福祉センターに掲示をし、周知に努めております。今後も各種団体を通して、町民の皆さんにお達者度上位の認識が浸透するようしていきたいと存じます。

また、平成27年度当初予算に合併60周年記念事業として、「ご当地体操制定事業費」を計上させていただきました。これは、介護予防を主な目的とした体操ですが、子どもから高齢者まで、広く町民の皆さまに取り組んでいただき、今後もお達者度の県下上位を維持・継続を目指し、まちづくりの一助にしていきたいと考えておりま

す。

次に、「公衆トイレ、学校トイレ洋式化について」申し上げます。

トイレは、私たちの日常生活の中で最も重要なもののひとつであり、不可欠なものです。町では、町民や観光客の利便性を図るため、まずは設置箇所を増やし、夏季等には臨時トイレを設けてきましたが、多くは従来型の和式が多くなっております。

しかしながら、生活スタイルの変化とともに、和式になじみのない年代も増えており、また、高齢化の進む今、かつて和式を利用していた年齢層も、年齢を重ねるごとに外出先での和式は快適なトイレとは言い難くなっておりますので、お年寄り、足腰の不自由な人、和式トイレに慣れていない子どもたちのためには、もっと洋式トイレを整備する必要があると思います。

「洋式トイレへの今後の具体的改修計画について」でございますが、現在の町内にある公衆トイレは、産業課管理が12箇所、うち洋式トイレ3箇所、建設課管理が15箇所、うち洋式5箇所、企画財政課管理が5箇所、うち洋式3箇所となっております。この中で平成27年度に洋式化するトイレは建設課管理の大門東公園1箇所ですが、今後も計画的に改修して参る予定でございます。

これは、設置したトイレの多くが年代が古いものが多く、直接、ご意見や苦情なども余りなかったため、洋式化も進んでいなかったと考えられますが、一方、町の各種施設で身体障害者用のトイレの整備も進めており、今後は利用者の利便性を今一度考慮し、町全体のトイレ設置状況等を確認し、計画的に洋式化を進めていきたいと考えております。

また、計画に当たっては、利用頻度や費用対効果などを考慮する一方、「誰が座ったかわからない洋式トイレは使いたくない」というような利用者の声もあることから、和式もある程度は残し、町全体のトイレの使用状況等を検証し、検討して参りたいと存じます。

また、公衆トイレの中には水洗トイレではないトイレも5箇所あり、今後の使用状況をみながらどうすべきかを検討をし、観光トイレ

レ、公園トイレについても、全体の使用状況等をみた上で、必要ある箇所から順次更新をしていきたいと考えております。

町内の幼稚園・小・中学校のトイレについては、毎年の予算枠の中で計画的に改修を進め、現在和式が244基に対し洋式は119基で、洋式化率は33パーセントほどとなっており、すべての校舎内には設置されている状況です。校舎内各階のトイレスペース毎では、洋式を設置していない箇所が数箇所ありますので、そのような箇所から順次優先的に整備・改修して参ります。27年度予算においても、飯田小、森小、三倉小において6基の改修を予定しております。

小中学校校舎や体育館は災害発生時の避難所ともなっていますし、今や多くの家庭で洋式トイレが使われる時代でございますので、児童生徒及び職員の学校活動の円滑な運営のために、それぞれの学校の実情を踏まえながら、学校トイレの洋式化を進めて参ります。具体的な計画としては、今後5箇年で学校の洋式化率を40パーセントに、将来的には60パーセントを目標に改修していく予定でございます。

以上申し上げ、答弁とさせていただきます。

議 長
12番議員

(榊原淑友 君) 12番、小沢一男君。

(小沢一男 君) まず、地方創生の件でございますけども、中根さんと私にもお答えを頂きました。まだこれからだと思いますけども、一応先ほども町長のご回答の中で、16年の3月までに、国は、政府はですね、全自治体が地方版戦略を作成をなさいよという、こういうことで、やはり地方の首長さんのですね、事前策定ができるかできないかという調査ではですね、約37パーセントができるけども、58パーセントの市町、県ですね、含めて、策定は難しいというのは、全く難しいというのは3.7パーセント、事前で策定が可能というのが37.1パーセント、国や民間の支援があれば策定が可能であるというのが58.4パーセントと、共同通信社の2月発表、新聞発表を町長もご覧になったと思いますけども、こういう結果が出ております。

先ほど町長PDCAのですね、お話がございましたので、これから本腰を入れていくという中では、このPDCAのサイクルの中で、施策の効果を検証しながら、必要な改善を行うということも政府は求めていますので、これからだなと思いますけども、いずれにしても、先ほど町長言われましたように、時期が非常に短いという中でですね、国はですね、私の1点お聞きしたいのは、町長は町で有識者や一般の市民とか、先ほど言いましたように、高齢者、また若い力とかですね、女性力を含めた、そういう中でやっておみえになるということとございましたけども、これはもう期限が切れちゃっているんですけども、まず1点お聞きしたいのは、森町で、町の中で、町独自でこの総合戦略ができるかという点と、国が求めていたものはですね、5万人以下の市町村は、国家のですね、国家公務員や大学の職員や、民間のシンクタンクのですね、研究員などを、シティマネージャーに派遣しますよと行って、必要であれば申請しなさいよという、派遣制度を作ったわけですけども、森町はそれがなくてもできるかということですね、また今度はですね、これは県までだと思うんですけども、コンシェルジュですね、コンシェルジュも県でしっかりした、県へ派遣しますよといった場合にですね、これはきっと県から、県に来る、県へコンシェルジュが選ばれてくると思うんですけども、こういう中でコンシェルジュをですね、もし県が必要な市町村に要請があった場合は、コンシェルジュを要請する用意があるか、まず1点お聞きしたいと思います。

議 長
町 長

(榊原淑友 君) 町長、村松藤雄君。

(村松藤雄 君) 国は、基礎調査はコンサルに託していいけども、方針的なものは自分らで作rinaさいということですから、どうコンサルを活用しようとするのかという点が一つあるかと思ひますし、もう一つは、総合計画の方をコンサルに基礎調査の部分では委託する予定でございますから、私は国のお金は使わないけども、町のお金をうまく使ってですね、そういう作り方のノウハウはそちらのコンサルからお借りしようかなと。

しかし、中身をコンサルにお願いするというわけにはいきませんから、どういう中身にするかは、やはり有識者、町民、そして県なりがある程度情報提供していただければ、それらをうまく活用して、どこを使ってどこを使わないというよりも、総合的に欠けているところをうまく人の力を借りながら作り上げていく、こういうことが必要なのかなと、このように思っております。

議長
12番議員

(榊原淑友君) 12番、小沢一男君。

(小沢一男君) これから本腰ですので、私たちも状況を見ていきたいと、このように思います。また、今言い忘れてしまったんですけども、やはり現場の声が一番、女性力、若い力、高齢者力の中で、町民の皆さんから公募するとかですね、それで、特に現場を知るっていうことはですね、非常にこの森町の総合戦略を、森町を地域を発展させていく、人口減少ばっかじゃないんですけども、国はばかに人口減少人口減少って言ってますけども、やっぱり人っちゅうのは、当然私も言いましたように、人が一番中心ですから、やっぱりそこには現場を知った人が、一番大切ですから、現場力をどのように活かすか、女性力と若い力と、高齢者力の現場力をどう活かすかというのが、これからの森町にとっては大切なことではないのかなと思っておりますので、この点を1点お聞きしたいと思います。

また、先ほどのですね、地域包括ケアシステムも、読んじゃうと長くなりますので、皆さんも朝の放送で聞いたと思えますけども、特に、中村院長の放送もありますけども、これから特に包括ケアシステムはですね、私が一番大事なのは訪問診療の制度的なものをしっかりしたものを作り作ればですね、森町は森町病院、また家庭医療クリニックと、町医者と、歯科医とか、そういう流れの中で、当然訪問診療をものすごく重点的な考えをしていけば、やはりそういう包括ケアシステムの仕組み作りはうまくいくのではないかなと思えますし、また、何でもさっき言ったように、在宅医療というのは、そういう言葉だけが、地域包括ケアシステムもそうですけども、す

べて言葉が先行しちゃって、その中身がですね、我々町民には、もう何だかさっぱり分からないんですよ。皆さん役所の人たちはよく勉強してるで分かると思いますけど、特に高齢者、私のような高齢者は、システム作りは何だとか、どのようなね、あるいは在宅医療っていうのはどんなものがあるのかなあ、私たちもよく高齢者、シニアクラブの会合に出て行くと、まず一番に病気の話がでてくるわけですね、そういうときに在宅医療って何があるのって言われたときにですね、こうだこうだこうだってね、全く僕らも困るときが非常にあるから、先ほどやはり在宅医療にはこういうものがあるこういうものがあるで、皆さんからどうって聞かれたものをおおむねただ、こうね、しっかりしたものを作っていたいただければ、私たちも理解できますよという上で、特に在宅医療とかですね、訪問診療、往診とか、どういう形作りをしてくのかなという仕組み作りは、全く高齢者や町民には、言葉先行なだけで分からないところがありますので、そういう仕組み作りをですね、しっかりやってもらいたいな、まず、基本的なものをしっかりやってもらいたいなと思いますけども、その点どのようにお考えですか。

議 長 （ 榑原淑友 君 ） 町長、村松藤雄君。

町 長 （ 村松藤雄 君 ） 地方創生で現場の声を聞いてですね、いろんなところから意見を聴くようにということでございますので、そういうことについては留意して取り組んで参りたいと思います。ただ、時間の関係がございまして、公募してっていうふうには、そういう段階を踏んでやれるのか、公募でなくてめぼしい方にご意見を聞きながらという形になるのかは、これから検討して参りたいと思います。

それから、地域包括ケアシステムの主流が訪問診療ですよというご意見でございまして、昨日も第三次の病院の改革プランの中で、訪問診療は重要な位置づけなんだけども、正直病院の費用対効果というよりも、診療点数として頂ける点数と、それに見合う時間を考えるとですね、非常に訪問診療っていうのはコスト高な医療な

わけでございます。しかし、やっぱり訪問診療を必要とする人もいらっしゃるから、その兼ね合いをある程度赤字でも訪問診療をやるのか、それらの少し訪問診療ではいかななくても、診療所的にね、例えば三倉なら三倉に行って、診療車を派遣し、そこに車で行って、今度そこに在宅で必要な人たちが逆に一定の場所に来ていただくということになりますと、効率的な医療ができますから、少しそういう在り方についても、詰めていく必要があるなというふうに話しているところでございますけども、国の方は、やはり病院だけでなく、在宅でもってケアするシステムも必要ですよということでございますから、それらに沿う施策を今後も詰めていきたいと、このように思うところでございます。

議長
5番議員

(榊原淑友 君) 5番、鈴木托治君。

(鈴木托治 君) 5番、鈴木托治です。

まず、一番目のふるさと納税制度と森町の現状について、今話題になっていますが、平成20年度に創設されたふるさと納税制度について、過去7年間の森町の実績内容について伺いたいと思います。また、この制度は国の制度であるが、これについての感想と、今後の利活用の方法について伺います。

2点目は、沖縄県に友好市町村を。昭和43年12月3日、北海道森町との間に友好に関する協定書を締結しました。行政間はもとより、議会・商工会・ライオンズクラブ、そして小学生の交流など多岐にわたっており、好感度を増大させています。もう1箇所友好市町村があってもよいと思います。最北の森町と地理的に反対側の、最南端の沖縄県の市町村はどうかと思いますが、町長の考えを伺いたいと思います。

議長
町長

(榊原淑友 君) 町長、村松藤雄君。

(村松藤雄 君) 鈴木議員のご質問にお答え申し上げたいと思います。

初めに、ふるさと納税制度と森町の現状についてのご質問にお答え申し上げます。

ふるさと納税制度につきましては、議員ご指摘のとおり、平成20年4月の地方税法改正時に、個人住民税の寄附金税制が大幅に拡充される形でスタートしたものでございます。納税者が自分の故郷に貢献したい、自分と関わりの深い地域を応援したいという意向を実現する観点から、個人が地方公共団体に寄附する制度でございます。

当町におきましても、平成20年に「森町ふるさと応援基金」を設置しました。ふるさと納税につきましては、特定の用途に活用していただきたいという目的での寄附と、一般的な寄附、すなわち「ふるさと応援基金」として積み立てるものとの2種類がございます。

ご質問のありました過去の実績でございますが、平成20年度は2件3,500千円、平成21年度は1件500千円、平成22年度は4件2,620千円、うち、ふるさと応援基金積立が2件50千円、平成23年度2件505千円、うち、ふるさと応援基金積立1件5千円、平成24年度3件2,520千円、うち、ふるさと応援基金積立1件20千円、平成25年度9件13,195千円、うち、ふるさと応援基金積立4件195千円、平成26年度2月末現在で15件3,652千円、うち、ふるさと応援基金積立10件402千円となっております。

制度の感想でございますが、地方の活性化や都市部との税収格差を埋める一つの方策として導入されたものであり、そういった意味では地域活性化や自治体の財源確保という点ではある程度評価できるものであると認識しており、先ほど申し上げましたように、累計で26,492千円という多額の寄附を頂くことができたことについては感謝申し上げ、有り難く思っております。なお、昨今のふるさと納税者に豪華な特産品等のお礼をもって対応し、プレゼント合戦をしているように見える点についてはいかがなものかと、本来の趣旨から外れた方向に進んでいるのではないかと考えるところでございます。

このふるさと納税制度は、Aという自治体は寄附をされますと、その分が税収が減りますけども、Bという自治体は、逆にその税収、寄附で潤うということで、自治体間全体で見ればプラスマイナスゼロ

口なんですけども、税金が減るところと増えるところと二つございまして、東京が減って地方が潤うということならいいわけですけども、どうもそういう形で進んではいけないということもございまして。こういう点も踏まえまして、平成25年9月に総務省から全自治体に「適切に良識を持って対応すること」という内容の通知もなされているところでございます。

今後の利活用につきましては、当町においても今年度から感謝の意を表すために、町外在住の50千円以上の寄附をしていただいた方を対象に、森の特産品や農産物、森山焼などの記念品を贈呈することとしました。次年度以降についても趣旨に添った運用をしていきたいと、このように思っております。

ふるさと納税という名称ではございますが、内容は寄附金でありますので、行政として強要することはできませんけども、自発的な寄附を頂いたことについては感謝を申し上げ、また、寄附をしていただいた方の意に沿うよう、その使い方については、その意に沿って運用してくよう努めて参りたい、このように思っているところでございます。

また、この27年度の税制改正大綱の中で、国はふるさと納税を促進し、地方創生を推進するため、個人住民税の特例控除額の上限の引上げを行うということですし、また、確定申告が不要な給与所得者がふるさと納税を簡素な手続で行われる、ふるさと納税ワンストップ特例制度を創設するというところでございますので、やはりこういう使いやすい制度になるとしたら、よりその趣旨にあった寄附を頂き、また、そのような運用をしていくことが大切なこととございますし、そういう実態が備わってきたときに、初めてこういう制度がより浸透していくのではないのかなと思いますので、我々としてはそのような気持ちで取り組んで参りたいと思います。

次に、「沖縄県に友好市町を」について申し上げます。

本町では、議員ご質問のとおり、昭和43年12月3日、明治100年を記念して同名であり、人口、予算規模等も似かよった北海道森町

と友好町としての協定書を締結いたしました。提携後につきましては、ご案内のとおり、春には本町から北海道森町の桜まつりに参加し、秋には北海道森町から森町産業祭にご参加いただき、また、小中学生や婦人がお互いに隔年で訪問し合うなど、行政はもとより、産業、文化、教育など様々な交流を図っているところでございます。

また、平成24年5月14日には、地震、風水害その他の大規模災害が発生した場合における応急対策及び復旧対策に係る相互応援に関する協定を締結し、ますます友好町としてのつながりを高めているところでございます。

さて、ご質問の「沖縄県に友好市町村を」でございますが、友好市町村の提携については、一般的な事例では歴史的、文化的なつながりや、産業、教育、住民交流などお互いの共通点やメリットを踏まえて締結されるケースが多いと思われれます。また、近年は地震や風水害など災害時の相互応援について締結されるケースも増えていると聞いております。

ご提案の「もう1箇所沖縄県の市町と友好町を」につきましては、本町では、今まで沖縄県のどこの市町村とも交流がなく、現段階において情報は全くない状況にあります。また、こちらが友好町としての希望を持ったとしても相手先の意向も踏まえて締結していく必要があるかと思えます。しかしながら、共通の産業、文化などがあり、お互いの市町村の繁栄が見込まれる適切な候補地があれば、沖縄県に特定せず検討して参りたいと思っております。

以上申し上げて答弁とさせていただきます。

議 長
5 番議員

(榊原淑友 君) 5 番、鈴木托治君。

(鈴木托治 君) 5 番、鈴木です。2008年に第一次安倍内閣のときに創設されました、国の納税制度、これは寄附制度というらしいですけど、これほど利活用を間違った、あるいはばかばかしい法律は今まで見たことがありません。

広辞苑を見るまでもなく、どの辞書にも、ふるさととは自分が生まれたところ、自分が育ったところ、自分が生まれ育ったところと

書いてあります。都会に出て、生まれ育ったふるさとに寄附しようとするならば分かりますが、何の関係もない市町村に寄附することができるのは不合理な制度だと、私は思っております。

県内では、寄附総額が最も多かったのは西伊豆町の320,000千円、全国では1位が長崎県の平戸市の1,200,000千円だそうです。ふるさと納税がこれほど脚光を浴びる原因は、恐らくお返しの競争だと思います。この競争の結果、財政力のない小さな町から、財政力のある豊かな町に寄附することも可能になったわけであります。

私は、森町がそのような特典競争に荷担することなく、お返しに荷担することなく、見返りを求めない寄附制度本来の趣旨に立脚して、この制度を今後利活用していただきたいと思っております。そういう意味では、私は一切のお返しをなくして、本当にふるさとに送ってくれる人たちを大事にする、そのことが私は大事だと思っております。

そこで、質問がありますけど、今まで何をお返しにしていたのでしょうか、それが1点と、あと逆の場合ですね、当町からよその市町村に寄附したという人は、金額じゃなくて何人ぐらいおられるのか、もし分かりましたら教えていただきたいと思っております。

2番目の沖縄県に友好市町村をとということではありますが、私は沖縄の市町村と友好関係を構築しようという提案は、北海道森町と沖縄という地理的なこともあります、それ以上に沖縄への連帯、絆という背景があります。今日本人に最も求められていることでもあります。しかし、戦後70年が経過し、沖縄は本土のような県と同じような状況が生まれているのでしょうか。少し政治的、歴史的なことを述べたいと思っております。お許してください。

皆さんもご存じのように、敗戦直前の1945年、沖縄は連合軍、特にアメリカ軍が上陸し、貴重な生命を奪われました。沖縄県の4分の1が死んだということでもあります。そして巨大な基地が作られ、日本の基地の75パーセントが沖縄に集中している、これは本当によろしいのでしょうか。

そして、今でも住民の反対にもかかわらず、普天間基地の辺野古への移転が強行されています。豊かな海のサンゴが40トンのコンクリで破壊され、ジュゴンの住む屈指の景観も壊されています。環境破壊が進むことは人間が破壊されていくことの前兆ではないでしょうか。

それほど軍隊を作りたい、基地を作りたいなら、県外の山口県でも作っていただければいいと思います。山口県の人がどのような考えをするか、それは分かりません。

今我々が享受している平和や豊かさは、今でも沖縄県民の犠牲の上に成り立っています。このことをしっかり心していただきたいということで、今回は沖縄に友好都市をということを提案したわけがあります。どういう観点から言ったかということをご理解いただきたいと思いますし、国家権力の要諦は、自由・平等・博愛でなくてはなりません。それと全く逆行しているそのやり方に、私は憤慨以外の何者もありません。

そこで、質問はですね、沖縄県以外でもとにかく二つも三つでもいいから、沖縄県でなくてもいいから、友好都市を造ってもらいたいというのが私の質問でありますけど、どのような考えでしょう。

議長 (榑原 淑 友 君) 町長、村松藤雄君。

町長 (村松 藤 雄 君) 友好町を北の森町一つだけではなくて、他にも作ったらいかがという再度の質問でございます。

森町と関わりある友好町が、相互に提携したいねという箇所が見つければ、私どももやぶさかでないと、このように思っておりますので、そういう町が出てくることを願っておりますし、一つの事例としては、遠州の小京都の全国会議のメンバーの中で、友好町を結べるような適当な町があれば、それも一つの候補なのかなと、このようにも思っているところでございます。

現段階でどことというのは申し上げることはできませんけども、一つに限らず、機会があればもう一つの友好町として取り組んでいいのかなと。また、議員の皆さんからもご意見を頂ければ有り難く

思うところがございます。

次に、最初の方のふるさと納税、今まで何を送り、また、森町からどのくらいこの寄附の控除があったかということについては、担当課長の方から答弁をいたさせますのでよろしくをお願いします。

議 長 (榊原淑友 君) 企画財政課長。

企画財政 (長野 了 君) 企画財政課長です。感謝の気持ちとしてお返ししているものにつきましてははですね、特産品のセットということで、3種類用意して、森の特産物とか、ひとつは森山焼ですとか、そういったものの中から選んでいただいて、こちらから郵送をしております。

もう一つですね、森町の方が他の自治体にどれだけ寄附したかということにつきましてははですね、制度上把握できない状況です。今回ふるさと納税の制度、寄附の控除の制度のワンストップ制への見直しということが図られてくればですね、ある程度は把握できるようにはなるのではないかというふうに聞いておりますが、現段階では森町の人はどこに何人寄附したかというのは把握できない状況になっています。以上です。

議 長 (榊原淑友 君) しばらく休憩をします。再開を16時10分から行います。

(午後4時01分 ~ 午後4時10分 休憩)

議 長 (榊原淑友 君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

8番、亀澤進君。

8番議員 (亀澤 進 君) 8番、亀澤進でございます。

私は、先に通告いたしましたとおり、公金インターネット決済についてご質問いたします。

インターネット社会が急速に進んでいる中、オンラインショップ等、買物をしてインターネットに接続した状態で代金の決済を行うことは、一般社会においてごく自然なこととなってきています。クレジットカード番号を入力するのが代表的であります。代金引換や郵便振替など、従来のものに加え、最近ではコンビニ決済など、

決済手段も多様化してきています。いつ、どこでも、安全で簡単に買物と支払いができるということが、客に求められているからであります。

現在、このインターネット決済を利用して公金収納サービスを実施している自治体は100を超えております。自動車税、固定資産税、国保税、住民税、施設利用料、上下水道料金、軽自動車税、後期高齢者保険料、介護保険料、ふるさと納税等、各種公金をインターネットで決済をしています。

支払う側は、場所や時間が固定されず、一括払いや分割払をクレジット会社との契約の中で自由に選択できるため、自分や財布の状況に合わせて支払ができます。受け取る側は、請求した額が締め日に確実に入ってくるため、収納率が向上し、督促や集金等の経費が削減されると思われれます。

森町でも、インターネット利用者は急速に増加しております。歳入確保と住民の利便性向上を目指して是非導入をお勧めいたしますが、いかがでしょうか。以上です。

議 長
町 長

（ 榊原淑友 君 ）町長、村松藤雄君。

（ 村松藤雄 君 ）亀澤議員の「公金インターネット決済について」のご質問にお答えいたします。

「インターネット決済」とは、オンラインショップで買物をしてインターネットに接続した状態で代金を支払うことができることで、支払方法は、クレジットカード、商品受け取りの際の代金引換、郵便振替のほか、最近ではコンビニ決済などを利用する人も増えております。

公金のインターネット決済の代表例として、「Yahoo!公金支払い」がございます。これは、地方公共団体の税金や各種料金をインターネット上で支払うサービスで、インターネットにつながる環境（パソコン・スマートフォン等）、税金・保険料・使用料等の納付書、クレジットカードの三つがあれば、24時間いつでも納付することができます。

「Yahoo! 公金支払い」の事例としては、47都道府県のうち静岡県を含む17団体が自動車税に導入をいたしております。全国1,718市町村のうち、住民税では51団体、固定資産税では55団体、軽自動車税では60団体、国民健康保険税では42団体が導入しております。静岡県内では、焼津市のみで、住民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税について、平成26年度課税分から「Yahoo! 公金支払い」を導入しております。

利用手順は、まず、パソコン又は携帯電話から「Yahoo! 公金支払い」にアクセスして、トップページから「焼津市」を選択し、画面の項目に従って操作して手続を行うものです。ただし、口座振替を指定している場合、納期限が過ぎた場合、納付書ごとの金額が300千円を超えている場合には、クレジット納付は利用できません。

個人負担については、納付金額が10千円までは無料、10千円を超えて20千円までが100円でそれ以降は10千円増すごとに100円が加算されます。なお、市負担分は、金額にかかわらず1件100円となっております。

焼津市における平成26年度の納付方法の内訳では、市県民税では、納付書が47.1パーセント、口座振替が35.1パーセント、コンビニ納付が17パーセント、インターネット決済が0.9パーセントとなっております。

固定資産税では、納付書が36.6パーセント、口座振替が52.6パーセント、コンビニ納付が10.4パーセント、インターネット決済が0.4パーセントとなっております。

軽自動車税では、納付書が28パーセント、口座振替が37.7パーセント、コンビニ納付が33.3パーセント、インターネット決済が1.1パーセントとなっております。

焼津市のインターネット決済は、平成26年度課税分からの導入のため、2～3年経過しないと、その効果については判断できないものと思います。静岡県では、自動車税について平成26年度課税分からインターネット決済を導入しておりますが、その利用率について

は、まだ公表されておられません。また、静岡県では平成17年度から自動車税のコンビニ納付を導入しており、平成27年度までに県内35市町のうち25市町でコンビニ納付を導入予定だと聞いております。

コンビニ納付は、バーコードが印刷された納付書をコンビニエンスストアに持って行って現金で納付するもので、営業時間内であれば、土日・夜間も納付ができ、納付者本人には手数料はかかりませんが、市町村が3千円前後の月額基本料金と1件当たり60円前後の手数料を負担することになります。ただし、納付書にバーコードのないもの、金額が変更されたもの、1件300千円を超えるもの、納付期限が過ぎたものはコンビニ納付はできません。

森町としても、納付者の利便性や収入向上の対策として、納付しやすい環境を整備することは重要であると認識しております。インターネット決済については、焼津市での利用率が約1パーセントと、もう少し利用率が高まる必要があるかと思っております。費用対効果を踏まえて、インターネット決済やコンビニ納付については今後の研究課題とさせていただきたいと思っております。利用状況から見ますと、まず、導入をするにしたら、コンビニ納付を検討すべきではないのかなど、このようにも思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議 長
8 番議員

(榊原 淑 友 君) 8 番、亀澤進君。

(亀澤 進 君) 今回、私がこういった質問をさせていただいたのには、やはり次世代といえますか、若者をいかに暮らしやすい環境を作っていくかという中の、ごく一部のお話になるわけですが、今インターネットを、普通の自然のように使っている若者たちにとっては、こういったことが今後増えていくのではないかなど。環境を整えておくことによって、こういう支払ができるんだということを若者たちが知って、定住化にしろ帰ってくるっていうことも、一部としてはあるのかなど考えております。

この導入について、特にお金がかかる、手数料以外にお金がかかるとは、私は余り思っておりませんので、是非進めることは大事な

んじゃないかなと思います。

あと、ふるさと納税についてもかなりの登録者、登録自治体がございますので、ふるさと納税については特にこうしたインターネット決済、先ほどいろいろ集計を言っていただきましたけど、ふるさと納税についても集計が出ておりましたら、そちらの方もお聞かせ願いたいかなと思いますが、一覽でインターネットを見ると、ふるさと納税ができる一覽が並んでおまして、その中にこうした決済ができるかできないかっていう印も中にはついておりますんで、やはり、いかに遠くに住んでいて、そして、簡単に、安全にふるさと納税ができるといった環境も必要んじゃないかなと思っております。

是非、今後についてもこうしたインターネットを活用した、充実させるということを進めていただきたいと。今回、保健福祉課の方でメールサービス、子育てママに対してのメールサービスというのが始まりましたが、あれは以前から自治体でメールサービスをしたらどうかと。袋井市、掛川市、磐田市等は防災からいろんな部分のお知らせをメールサービスしておりますが、今度保健福祉課がやったのは、子育てママに対してだけの取組でありまして、そこにかかる金額、導入費用ってというのはほとんど一緒であると。

どうしてもその目的の補助ということで、子育てママだけに限ってしまうようですが、やはりそういうサービスというものは、どんどん充実させることが若者、次世代の定住、また帰ってくるということにつながっていくんじゃないかなと思います。

そして、今一宮地区に光が通ったということで、全国観光地においては、外国人に対して、携帯電話の契約が日本とは異なるため、Wi-Fiの環境がものすごい言われております。そうしたWi-Fi環境を進めるということも大事かと思っておりますんで、一つずつで結構ですので、このインターネットを活用した町の取組というものを、是非進めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議 長 (榎原淑友君) 町長、村松藤雄君。

町長 (村松藤雄君) 一つずつ取り組んでいただきたいということですが、少なくとも、このインターネット決済での税金の振り込みについては、まだまだ環境が熟していないと、このように思っております。

一方、子育てのモバイル等々についてはですね、やはり皆さんがスマートフォン、あるいは携帯等を利用しながらできるという便利さもございますし、また、国の方もこういう導入については地方創生のお金でいいですよということでございますから、我々としては、機会を捉えて、可能なきには導入しておく。少なくとも、このインターネットの活用を常に頭の隅に置きながら取り組んで参りたいと思いますので、よろしく申し上げます。

議長 (榊原淑友君) 6番、西田彰君。

6番議員 (西田彰君) 6番、西田です。私は2問通告してございます。1点目は、第8次森町総合計画の最終年となります。これを問いたいと思います。2点目は天方城跡、もう既にそれこそ民間の方の寄附を頂いたりして、かなり手が入っている、この天方城跡、公園ともなっておりますが、もっとやっぱり活かす方法っていうものがあると思います。その具体策を問いたいと思います。

第8次森町総合計画も最終年を迎えました。町長は27年度予算を、マニフェストに掲げた「ええら森町」の仕上げの年と表明しているが、町長自身では達成度は何パーセントと考えているか伺います。

また、任期も1年ということで思い入れもあるかと思うが、正直、他の市町村にない独自の施策、国・県に頼らない前向きな施策が今ひとつ少なかったと考えるがどうでしょうか。今年度予算についても、防災無線デジタル化、拠点防災倉庫整備事業が目玉であり、町民にとってはピンとこないと思いますし、物足りなさがあるのではないかと思います。いかがでしょうか。

2点目は、松の巨木を囲むように雑然と植えられた様々な樹木、中には今にも朽ち果てようとした桜の老木、この時期訪れる人がない天方城跡、展望台も寂しい限りである。訪れる人を増やすには何

か引きつけるものが欲しいと思いますが、町は具体策を持っているでしょうか。

城跡に関係のある方々、地域の方々の思いは、一人でも多くの人たちに来訪していただき、歴史と展望を楽しんでもらいたいというものであると考えておりますが、考えを伺います。

議長 (榑原淑友 君) 町長、村松藤雄君。

町長 (村松藤雄 君) 西田議員のご質問にお答えいたします。

初めに、「第8次森町総合計画の最終年を問う」についての質問にお答え申し上げます。

議員ご指摘のとおり、平成27年度は第8次総合計画の最終年度、また、マニフェストに掲げた「ええら森町」の仕上げの年となっておりますので、平成27年度も次世代につながる成長の礎づくりに邁進していきたいと考えているところでございます。

1点目の、総合計画の取組に対する私自身の達成度でございますが、着手率又は実施率ということで判断させていただきたいと思いますが、第8次総合計画内に記載してございます主要事業175事業のうち、今年度までに171事業、着手率で申し上げますと97.7パーセントとなります。この率から判断しますと、町民及び議員の皆様のご理解・ご協力のもと、ほぼ順調に事業を達成してきたと言ってよい状況にあらうかと考えております。

残りの四つの主要事業のうち、男女共同参画推進計画の策定事業につきましても、平成27年度から着手することとしており、今後とも総合計画の取組の推進に向けて努めて参りたいと思います。残念ながら、3本だけ着手できなかったということにならうかと思いません。また、マニフェストにつきましても「ええら森町」達成を目指す政策五つの柱に基づき推進してきました。その着手状況につきましても、29項目を掲げておりますが、すべて着手しており、100パーセントの着手率となっております。

2点目の町独自の施策につきましては、私自身、マニフェストや総合計画に従って、まちづくりを進めてきました。そのような中で

事業を推進するに当たって、国・県の補助金の内容と合致するものがあれば、それらを効果的に活用してきたところであり、一方、補助内容に合致しないものは町単独で実施してきた経過がございますので、必ずしも国・県を頼ったということではなくて、限られた財源の中で合理的に事業を推進してきたと考えております。

3点目の新年度主要事業に対する「町民の物足りなさはないか」という質問については、例えば同報無線に関しましては町民にとって一番身近なものであると感じているところではございますが、拠点防災倉庫の整備や防災行政無線のデジタル化事業は、いざというときに行政として整備が必要不可欠なインフラ整備であり、その反面、町民には目立ちにくいという点はあるかと思えます。

また、このような状況下において、緊急防災・減災事業債という有利な起債があり、期限も定められておりますので、事業実施に当たっては期限の中で、この制度の期限がある中で実施していくことが財政面でも効率的であることも必要な観点でございます。

今後につきましては、防災面における安心・安全の確保に係る事業を実施していくとともに、2月議会でお認めいただいた、国で推進しています地方創生に関する取組や合併60周年記念事業など、町民の皆様が森町に誇りを感じ、今後の発展を未来に託すため一丸となって取り組んでいかなければならない事業も進めていくことになろうと思えます。

いずれにいたしましても、限られた財源の中で最大の効果が得られるよう、創意工夫を凝らして取り組んで参りたいと考えております。議員各位におかれましても、予算の事業執行等につきまして、ご支援ご協力をお願い申し上げます。

次に、「天方城跡をもっと活かす方法、具体策について」申し上げます。

天方城は、徳川家康が、戦国時代にこの地域に出征した際に築城した山城とされ、家康の重臣・天方氏ゆかりの地であり、昭和49年に町指定の史跡となりました。この城跡は、別名「城ヶ平公園」と

して、春の桜や新緑、秋の紅葉などの木々があり、平成23年度には展望台を整備し、ここからの眺望は遠くは浜松、太平洋まで望め、一年を通じて訪れる人々を楽しませてくれます。また、平成24年度には発掘調査を行ったのち、駐車場の拡張整備を行うとともに入り口付近の整備も行い、新東名開通後のスタンプラリー実施時にはチェックポイント地点にもなり、以前より多くの方々の利用がありました。

現在の樹木については、自然林そのまま園内には古い松が点在しており、町ではこれまで園内の松については松くい虫防除業務を行い、その維持管理に努めているところでございます。また、文化財的遺構は現状保存を第一としており、現在の保存状態が山城としての特徴でもあります。

ご質問の中の、「この時期訪れる人を増やすには何かひきつけるものが欲しいのでは」との質問でございますが、このようなシーズンオフのときにひきつけるというのは、なかなか難しいということでございますけども、そのようなものがあればうれしく思っておりますが、文化財としての位置付けもあり、公園自体の整備については、ハード的な整備の予定は今のところありません。

ただ、少しでも多くの方にこの歴史ある公園を訪れていただくため、その促進策として、今年度は県道袋井春野線の天森橋たもとに新しく観光案内標識を設置し、向天方地内の案内標識につきましても2箇所改善いたしたところであり、サイクリングやウォーキングコースの立ち寄り箇所として位置付け、観光マップ等へ掲載もいたしました。この案内標識の希望をいたして、ふるさと納税してくれた方にも、案内標識の写真をお送りしたところ、非常に喜んでいただいたところでございます。

また、当町にゆかりのある方からは、これまでも多くのご寄附を頂き、行く途中の道路の狭小箇所を改善させるために数箇所の待避所等を設置するなど、できるかぎりの整備を行ってきております。

しかしながら、延長も長く、原状の道路状態は非常に狭いところ

もございまして、なかなか思うようには進まない状況にございます。今後につきましても、先ほど申し上げました天方城跡へ行く途中の道路の狭小箇所の整備と、現存する樹木の維持管理を継続しながら、文化財としての価値を高めるようPRを進め、町民やハイカーなどの憩いの場として活用できるよう、町民のみなさんの意見等も取り入れながら、事業実施について前向きに取り組んで参りたいと思えます。

以上申し上げまして、答弁とさせていただきます。

議長
6番議員

(榊原 淑友 君) 6番、西田彰君。

(西田 彰 君) 第8次森町総合計画が最終年として、町長が175事業のうち171事業が達成しているということでございましたが、問題はですね、その中身だと思います。

例えば、子育ての支援の充実っていうことを考えますとですね、今やっとなですね、国の補助とかつけられて、地方創生とかそういったものでね、支援がされるということで、小規模保育所とか、そういうものが今年度から手につくということでございますが、10年前、17年から18年にかけてこの計画の中には既に子育て支援の充実というものが出されておまして、これをですね、どのようにやっていくかと、この10年でどのようにやっていくかということでございましたけども、なかなかですね、やはり森町から条件の、子育てしやすい所、森町はいいよという方と、森町はちょっと足りない部分があるよというものがありますけども、総じてですね、袋井の方が充実しているという声が聞かれます。

そういう点で、この1点をとってもですね、やはりこの10年間で、独自で早く手を打ってくるということが必要だったかと、私は思うわけですが、その辺の中身の精査というものでですね、課の方でやって、それから9次へ進むというのが一番いいことだと思っておりますので、その辺の精査というものは今後どのようにされていくのか。

それから、先ほど来議題にのっております、地方創生、これがで

すね、地方創生は5年、そして内陸のフロンティアも5年ということで、相まって計画を進めていくと思います。そして、ほとんど中身がですね、森町の総合計画とだぶりながら、お互いに相互結びついて進む計画になると思うんですけども、その辺の計画の立て方というものが、個々にやっては絶対私ほうまくいかないと思いますし、その辺をどのような整合性を持って、プロセスを持って計画を立てていくのかを伺いたいと思います。

それから、天方城の関係でございますが、役場の庁舎から見ますとですね、展望台が見えます。町の通りを走っていてもね、あそこ天方城跡が遠くから見えるわけです。そういったときに、本当に森町に来て、あれは何という、引きつけられるようなものが欲しいと、常々役場へ向かってきながら感じるわけです。

城跡に展望台を作るときに私は反対をしたわけですけども、できて数年、本当にね、これを、いかに多くの人に来てもらって、利用してもらおうかということ、城跡という、史跡というところも条件的にありますけれども、行ってみますとですね、桜なんかはね、かなり老木になっています。展望するにはね、邪魔になる木もあります。そういう点で、是非ですね、私は花の中でも華のある、時期的にも早く咲く河津桜のようなものをですね、植えて、是非こちらから見ても、あの天方城跡、天方公園に華があるというようなこともね、一つ考えてみたらどうかと思うわけです。

本当は、登山道、林道へですね、ずっと植えていくと最高の観光地になるような気もしますけども、恐らくこれは民地であろうし、先ほど町長も言ったように、大分狭い道路であるし、その計画を作るには相当障害になるものがたくさんあるというふうに考えますけども、この頂点にそういった華のあるもの、ひきつけるものがあると、私は天方城がもっと城跡、天方公園が多くの人に集まってもらえるというような感じもするわけですが、その辺お伺いします。

議 長 (榊原淑友 君) 町長、村松藤雄君。

町 長 (村松藤雄 君) 子育てのしやすい事業ということでですね、

着手しているけども中身はいかがかということでございますけども、やはり待機児童をなくすということにつきましては、ときわ保育園が改築をするときに、地震対策の経費を貫いながら、また定員を増やしていただいて、そして待機児童が発生しないようにということで取り組んだところでございます。

実際に今度、小規模保育所を町はやろうとしてるじゃないかということでございますけども、国が制度を変えて、今までは保育園に入るのは、働いている家庭の子どもさんしか入れませんよというものを、これからは、働こうとしている人も対象にしますよというふうに、制度を変えたわけですから、その制度を変えたのが去年ですから、そのときにすぐ定員の拡張ができるかといったら、それは無理というものでございます。

ですから、少なくとも国の制度、例えば子ども医療費、それからワクチンの問題、高齢者の肺炎球菌の問題等々、国が制度を取り入れたときには、ほとんど他の市町よりも先駆けて、うちは補正予算等々で対応してきた実績がございますので、そういう点を是非西田さんに評価していただきたいなど、このように思うところでございます。

2番目の、地方創生と内陸のフロンティアについては、地方創生はまさに今年始まった問題でございますし、内陸のフロンティアについては、私が総合計画、マニフェストを作ったときはございませんでした。ですから、そのような問題でございますから、当然地方創生、内陸のフロンティア、これがマニフェストと総合計画にはのらないわけです。

しかし、おっしゃるようにこれらは一体不可分の問題ですから、これらの二つの事業についてはどう取り組んでいくかというところについては、地方創生の中の中核事業として内陸のフロンティアを進めることが大事ですよと答弁したところでございますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

次に、天方城趾の問題については、西田議員いみじくも、展望台

については反対したということでございますし、また、天方城趾に行く道の予算をつけても、寄附金以上にお金を使っているじゃないかと、こういうご指摘を頂いて、私もそのときには寂しく思ったわけですが、今はこのように天方城趾の良さを認識して、応援してくださるといのは、非常に感謝をしております。

実は、天方城趾の展望台を作るときも、あそこに天方城趾という看板をつけたいと、お金が幾らかかるかって計算したら、億単位のお金がかかるようになりまして、ある人が、億単位のお金では出せないから、じゃあ櫓なり、昔天方城趾がどうであったかという、昔こういう櫓があったんだよと言われてまして、じゃあ櫓はできないけども、せめて展望台は作りましょうということで、一つの要として、展望台を作らせていただきました。

展望台とともに、山桜がきれいに咲いております。その前の時期としては、おっしゃるように河津桜も早く咲いて、色が濃くて咲いている期間も長うございますから、そういうところの植える場所があれば有り難いなど、このように思っておりますので、これからそういう視点からも、意を注いで参りたいと、このように思うところでございます。以上です。

議長
6番議員

(榊原 淑友 君) 6番、西田彰君。

(西田 彰 君) 行政のやり方としてね、そういった国・県の施策というものに伴って進めるというのは大事かと思えます。いろいろな補助金が出る、それを有効に町政に入れていくということが必要だと思えます。

その中で、町長が森っ子出産祝金というのは、独自に作っているわけですね、それは非常にいいと思えます。そういったものがですね、もう一つね、あると、今の少子化の中ではね、非常に有効に生きてきたのではないかなと私は思っています。それがあから、私がやったんだよという気持ちはあると思えますけども、森町に三人四人産まれた方は喜んでおります。

そういった中で、もう一つ提案でございますが、例えばですね、

もう子どもも一人1.7ですよ、出生率が。そういった中で、三人目を産んでくれたご家庭にはですね、思い切ってお祝い金を出すというようなことも、私はこれから絶対この森町に若い人たちが住んでいただくためには、応援するという意味で大切かと思えます。その辺を考えるとということができるかどうか、ちょっと伺います。

それから、天方城跡も、せっかくね、あるものですから、そしてまた、遠州の小京都として、来てもらいたいという気持ちをですね、やっぱり観光客に、来てくれた人たちに、示すという点でも、ただ案内看板ばかりよりも、そういった今回60周年で、町民の森に木を植えると言っていますけども、そういった、あそこがいけないというわけではございませんけども、やはり森町が目立つというようなことで考えると、天方公園は非常にいいところだと私は思っていますのでね、それから、天方城跡公園が、かなり民地の部分もあるということも聞いています。その人たちの理解が得られればね、遺跡をですね、壊さない程度の新たな植樹というものはできると私は思います。

あの松をね、切れというのはね、ちょっと大変というよりももったいないという気もしますのでね、松を囲んだ、そういった花をですね、華になるものを植えるというのは、非常にいいかなと考えるわけですけども、最後ですけども、是非これ実現、1年、町長の間にはやれないかどうか。聞かせてもらいます。

議 長
町 長

(榊原淑友 君) 町長、村松藤雄君。

(村松藤雄 君) 次の質問を予測して、1年と決められてしまいましたけども、実は、森っ子祝金100千円についてはですね、ちょうど私の報酬を1割カットすると、そのカットした財源をもって、子どもさんが産まれた人たちに一人一人100千円差し上げたいと、そのときに、あるところでは三人目に、今西田さんがおっしゃったようにボンとやるところもあるでしょう。一人目にはあげないと、二人目にはこれだけ、三人目にはこれだけ、でも、親として、子どもができてうれしいという気持ちは、一人目も二人目も三人目

も同じじゃないかと。だから、うちは産まれた方には金額の差をつけずに、おめでとうという気持ちで一律100千円の制度を作りましたから、申し訳ないんですけども、三人目だけボンとあがるということは、私の趣旨に反しますので、ご理解を頂ければと思います。

天方城趾の植樹については、実は今度の60周年記念の植樹は、公共的な所にも植えますよということでございますから、天方城趾も一つの候補地になります。ですから、今西田さんの質問を受けてですね、そこにできれば河津桜を何本植えられるかは分かりませんが、可能な限り植えてみたいなど、このように思っております。産業課長、可能ならば答弁をしてください。

それから、今天方城趾で駐車場を無料で、土地をお借りしている人がいます。当初は売ってくださいとお願いをして、代替地が欲しいということで、なかなか難しい中で、じゃあ最終的には無料で貸すよということで、借りております。その人の土地があの周辺には少しございますから、その無料の所を、町が借りることができるなり、あるいはもう少しお分けしていただくことができるなり、そういう交渉もこれからしていきたいなと思っておりますけども、その節には、西田議員も是非応援してください。以上です。

議長 (榊原淑友 君) 産業課長。

産業課長 (三浦 強 君) 産業課長です。ただ今町長からも答弁がございましたように、文化財としての位置づけもございます。今回、合併60周年の記念植樹ということでございますので、担当課、教育委員会とも協議しながら検討して参りたいというふうに思っておりますので。以上です。

議長 (榊原淑友 君) 11番、片岡健君。

11番議員 (片岡 健 君) 11番、片岡健でございます。私は先に通告いたしました、来年2月に行われる予定の町長選についてと、中山間地域の道路について町長に伺います。

はじめに町長選についてであります。この3月議会が終了すれば新年度予算も公表され、町長も気持ちの上でも一段落することと

思われます。そこで、時期的にはまだ少し早いと思われる人たちもあろうかと思われますが、来年2月に予定されております町長選について、ご自身の進退についてどのように考えておられるのか伺います。

次に、中山間地域の道路についてどのように考えておられるか伺います。

全国的に人口減少が続いておる中で、森町においても、特に中山間地域である三倉・天方地域での減少傾向に歯止めがかかっておりません。この最大の要因は、道路整備の遅れが問題であると思っております。この地域において自家用車は欠くことのできない乗り物であると同時に、町営の自主運行バス、患者輸送バスも高齢者にとってはなくてはならない足となっております。

しかしながら、運転するのに危険な箇所も何箇所か見受けられ、道路の整備拡幅については、毎年各地域から多くの要望が出されております。中山間地域にとっては一番重要な課題となっております。

県道、町道等、各道路とも、毎年少しずつ整備されてきてはおりますが、特に町道においては、まだまだ危険な箇所が見受けられます。中山間地域には高齢者が多く、反射神経も鈍ってきており、事故が起きてからでは取り返しがつきません。

少し話がそれますが、一般質問の中でも、本日も3議員お話が出ておりましたけれども、現在国でも地方創生を重要な課題として取り組み始めてきており、内陸のフロンティアを拓く問題とも重なり、地方を元気にする大きな課題として打ち出してきております。その地方の各自治体においても、それぞれ地域的な特徴があり、森町は国・県同様町の約70パーセントが山林で、そのうち中山間地域として位置づけをされておる三倉・天方地域の面積は町の70パーセント弱、人口は10パーセント強の地域で、過疎化の流れに歯止めがかかっていない状況です。

このような中、高齢化も伴い、農地は耕作放棄地が増え、山林も間伐の遅れが目立ち、土砂災害の危険も増えております。山林、農地は水・空気の浄化等、多面的な機能を有しており、そこに居住す

るボランティアで地域の環境を守っている人たちが流出しないためにも、道路の整備が一番重要な課題であります。

森町も新東名が開通し、二つのインターチェンジもでき、三倉・天方地域からでも浜松近郊まで通勤できるようになって参りましたが、道路状況が今少し良くなることによって、環境の良い中山間地域に残ろうという気持ちの人たちも増えてくるものと思われま

す。町としても、財源との関係もあり、町単の事業としては難しいところがあることは重々承知しておりますが、人口の少ない地域の道路にお金をかけるのはもったいないという考えでは、中山間地域は今後更に衰退していくでしょう。また、真の地方創生とは言えないことだと思いますが、町長の考えを伺います。

議 長 (榊原淑友 君) 会議の途中ではありますが、ここで会議の延長をしたいと思います。

本日の会議時間は、森町議会会議規則第9条第1項の規定によって、午後5時までとなっておりますが、議事の都合によって延長したいと思います。

お諮りします。

この採決は、起立によって行います。

本日の会議時間を延長することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

議 長 (榊原淑友 君) 起立全員です。

したがって、本日の会議時間を延長することは可決されました。

引き続き、会議を再開します。

町長、村松藤雄君。

町 長 (村松藤雄 君) 片岡議員のご質問にお答えいたします。初めに、「次期町長選挙の進退」について、現在どのように考えているかについてお答え申し上げます。

私は、5期目において、「ええら森町」の実現のためのマニフェスト「政策の5つの柱」を掲げ当選させていただき、このマニフェスト及び第8次総合計画に基づき、森町をより魅力ある町にするた

めに、全力で取り組んで参りました。

その結果、どちらも来年度において最終年度を迎えるわけですが、先ほど西田議員の答弁でも申し上げたとおり、町民及び議員の皆様のご理解・ご協力のもと、ほぼ順調に事業を達成してきていると考えております。そして、地震対策、少子高齢化への対応、将来の発展への基礎づくり等、来年度において、様々な課題に一定の目安をつけることができたのではないかと考えております。

したがいまして、5期目出馬の際に掲げさせていただきました、私の役割は果たしつつあると考えており、次期町長選挙への出馬は考えておりません。もちろん、来年度の任期いっぱいまでは、これまで以上にマニフェスト及び総合計画の総仕上げ、そして合併60周年記念事業や、森町版総合戦略の策定等の地方創生の取組に精一杯尽力して参りたいと考えておりますので、町民の皆様とともに、議員の皆様のご理解・ご協力につままして、よろしくお願い申し上げ、一つ目の質問の答弁とさせていただきます。

次に、「中山間地域の道路状況をどのように考えるか」について申し上げます。

三倉天方地区の人口は、平成22年3月1日時点では2,415人、そして今年1月現在では2,164人であり、議員ご指摘のように人口は5年間で251人減少しています。その要因としましては、道路整備の遅れも一つの事由かと思えます。

したがいまして、中山間地域の三倉天方地区の道路整備について申し上げますと、天方地区につまましては、太田川ダム建設関連事業により吉川沿いの県道大河内森線が、天方地区の幹線道路として大鳥居から亀久保まで整備されました。

一方、三倉地区における幹線道路であります主要地方道袋井春野線につまましては、過疎化が進行している北部山間地の振興を図るため、静岡県が国の防災安全交付金事業及び中山間地振興対策道路整備事業や県単独道路改築事業など、いろいろな事業を取り入れることによって、鋭意道路整備を進めていただき、平成4年1月に完

成した周智トンネルを初め、三倉トンネルや三倉バイパスなど大規模工事が行われてきました。また、主要地方道藤枝天竜線では、県単独道路改築事業などにより、局所的ではありますが道路拡幅等の工事が進められてきております。

県のホームページによりますと、袋井土木事務所が行った道路事業は、平成24年度において町全体で約652,000千円、うち三倉天方地区は約389,000千円、平成25年度は町全体で約305,000千円、うち三倉天方地区は約236,000千円、平成26年度は町全体で約571,000千円、うち三倉天方地区は約334,000千円となっており、この3年間を見ますと、三倉天方地区において町全体の6割強の事業費が費やされていることになっておりますし、また、町もこのように要望してきたところでございます。

現在、主要地方道袋井春野線につきましては、田能付近の道路拡幅が行われておりますが、今後はその先線の未整備区間の拡幅について、また、主要地方道藤枝天竜線につきましては、中野地区の道路整備が進められておりますが、今後は大洞橋付近の道路拡幅が予定されていると聞き及んでおります。

県道整備の要望につきましては、町独自で知事に直接お会いし、三倉地区の道路整備について特段のご配慮をお願いしているところでございます。また、主要地方道袋井春野線及び藤枝天竜線のそれぞれの道路整備促進期成同盟会を通し、毎年要望活動も行っております。今後もこのようにあらゆる機会をとらえて、粘り強く県に要望して参りたいと思います。

また、町道の整備につきましては、辺地対策事業債、いわゆる辺地債という地区を限定して取り組むことができるという有利さを利用して、継続的に整備を行ってきているところであります。

少し実績を申し上げますと、三倉地区では、林道の白山線、町道では片岡議員のお住まいの上野平の上野平横道線のほか、中野の白髭線、三倉の栄泉寺線、大河内林業センター線、乙丸田能線において道路整備が行われ、現在は一ノ瀬大久保線で拡幅整備が進められ

ておりますが、当路線も平成28年度には完成する予定であります。

また、道路整備以外にも飲料水供給施設や共同アンテナ施設、そして「戦国夢街道ハイキングコース」という観光施設、そして三倉茶工場建設にもこの辺地債を有効に活用してきています。

中山間地域の三倉天方地区にお住まいの方々にとって、生活道路の確保は必要不可欠なことであり、道路整備は町として今後もしっかりと進めていくべき事業であると認識しております。

さらに、辺地債の次期計画につきましては、平成27年度から準備に入りたいと思いますので、この辺地債を有効に利用していくためにも、地元として強く要望するものがあれば、是非手を挙げていただければ、町として積極的に応援していきたいと、このように考えておりますので、よろしくお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

議 長
11番議員

(榊原 淑友 君) 11番、片岡健君。

(片岡 健 君) 町長選につきましてはですね、今のご答弁によりますと、決意も固いようですので、再質問は控えさせていただきますけれども、まだ27年度ですね、新年度1年、特に27年度は多くの重要な事業が残されております。そういったことからですね、是非最後まで力強くがんばっていただくことに期待をしております。

また、道路の関係ですけれども、何年か前から、特に県道の関係は、順次やっていただいておりますのは重々承知しております。特に私が先ほども質問したように、申したいのは、やはりその町内と申しますか、集落を回る町道が、傾斜地で道幅が狭くてですね、ガードレールもない、そういった危険な箇所があり、もし崩落すれば、下の方まで行ってしまいう、そういった所も多々ございます。

そういったことからですね、辺地債だけ、当初の箇所付図等を見ましても、ほとんどここ2、3年、辺地債が主でございまして、町単で地域の皆さんに説明できるような、それこそそういったことを示していきたいわけでございますけれども、それと同時にですね、

もし分かったらで結構ですけれども、県道を除いた町道におきまして、各6地区からどの程度の要望、箇所ですね、要望書の中に4点も5点も要望箇所がございます。そういった要望箇所がどのくらい出ているのか、分かりましたらで結構ですけれども、お願いします。

議 長
町 長

(榊原淑友 君) 町長、村松藤雄君。

(村松藤雄 君) 片岡議員ご案内のとおり、辺地債についてはね、充当率100パーセントで交付税措置も約8割あるということで、町もこういう辺地債を通じて、町道の改築をするというのは非常に有り難いわけでございますし、また、一定の規模で実施できるということでございますから、まずはこういう辺地債を使ってですね、整備すべき所をきちっと整備するということが大事なことはないのかなと思っています。

また、以前は、私が町長に就任する前は、こういう辺地債を使っておられない期間も相当ございましたから、まずはこういう辺地債を使って、この三倉地域のやるべき所をやるということが必要なことなのかなと思っています。

それから、箇所指定ではございませんけど、無指定で必要な所をやっていくということに努めています。何故、その箇所付けをしないかという部分については、実は県事業の6割が、三倉・天方地域でやっているわけございまして、町長としても、他の地域のバランスを考えるとですね、県事業も6割やりますよ、町の単独事業もやりますよ、辺地債もやりますよっていうのは、なかなか全地域を公平に見るということについては、なかなか難しゅうございますので、そういう配慮があるということをご理解いただきたく思うところでございますけれども、決して中山間地域をないがしろにしているのではなくて、必要な箇所についてはきちっとやっていくということについては、ご理解を頂きたいと思います。

なお、要望については担当課の建設課長から答弁させますので、よろしくをお願いします。

議 長

(榊原淑友 君) 建設課長。

建設課長 (鈴木可浩君) 建設課長です。三倉地区につきましては、今町長が申しあげましたとおり、辺地債での対応が主なものですが、それ以外に各町内会から辺地債対応レベルではありませんけれども、小さな要望出ております。それらについては無指定の対応ということで、各町内会1箇所ぐらいつはこなしているということであります。数については、申し訳ありませんけれども、今手元に資料がありませんので、申し訳ありませんけれども、答弁はできかねます。以上です。

議長 (榎原淑友君) これで一般質問を終わります。

日程第33、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題とします。

議会運営委員会委員長から、森町議会会議規則第75条の規定によって、お手元に配布いたしました「次期議会の会期、日程等議会運営に関する事項等」について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議長 (榎原淑友君) 「異議なし」と認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成27年3月森町議会定例会を閉会します。

(午後5時11分 閉会)

以上のとおり会議次第を記録し、ここに署名します。

平成 27 年 3 月 23 日

森町 議 会 議 長

会 議 録 署 名 議 員

同 上